

中・近世の村落間紛争と地域社会

—ヨーロッパ・アルプス地方と日本—

服 部 良 久

目次

I 紛争史研究と村落間紛争

- (1) 中・近世史研究の一課題としての「紛争と紛争解決」
- (2) 中・近世農村社会の紛争と紛争解決
- (3) 紛争・紛争解決と国家
- (4) 日本中世の村落間紛争：比較

II ティロル農村社会における共同体間の紛争と紛争解決

- (1) ティロル農村社会の構造
 - 1) ラント裁判区と農民
 - 2) 放牧共同体としてのラント裁判区
 - 3) 紛争と紛争解決
- (2) 紛争と紛争解決：事例
 - 1) ラント裁判区ヘルテンベルク
 - 2) ラント裁判区ザンクト・ペーターズベルク
 - 3) ラント裁判区イムスト
 - 4) ラント裁判区ラウデック

小括

III 日本中世の村落間紛争

- (1) 中世村落の自力
- (2) 菅浦・大浦の堺相論
 - 1) 菅浦文書と堺相論
 - 2) 文安相論
- (3) 共同体間の紛争と紛争解決：比較
 - 1) 共同体と文書
 - 2) 村のテリトリー
 - 3) 自力と訴訟
 - 4) 紛争と仲裁のネットワーク
 - 5) 紛争・紛争解決と国家

小括

おわりに

I 紛争史研究と村落間紛争

(1) 中・近世史研究の一課題としての「紛争と紛争解決」

本稿における中・近世の農村社会における紛争と紛争解決の考察は、幾つかの交錯する問題関心に導かれている。第1に「紛争と紛争解決」への歴史的アプローチである。この関心から筆者は既に2篇の学界展望を公にすることにより、欧米の新しい研究動向と自身の研究目的、構想を明らかにしてきた。そこで確認した紛争史研究の意義は端的に述べるなら、各地域・文化と時代に固有の紛争と紛争解決の方法があるという認識に立ち、そうした紛争とその解決の特質を明らかにすることにより、当該社会の構造や政治的秩序の理解に貢献することにある。紛争とその解決はその社会の秩序が天秤にかけられる非日常的局面であるが、同時にその社会における人びとの対立と交渉の両面にわたる相互（共同）行為が最も濃密に展開する局面である。そしてそのような局面においてこそ、主権国家成立以前の、パーソナルな結合に支えられた社会秩序の特質と機能が明確に現れるのである。中・近世の紛争と紛争解決は国家、地域、共同体、隣人、親族関係など、あらゆる政治的、社会的秩序の中に入り込み、それらと相互に影響し合う。換言すれば広義の裁判、司法が社会から分離していない中・近世のヨーロッパ社会では、紛争と紛争解決は人々の日常生活と密接に結びついていたからである。

法秩序が多面的で、当事者が紛争解決の方途を選択的に利用する中（近）世社会では、紛争とその解決はそうした社会の秩序を規定する様々な人的結合（ネット）と不可分に進行する。しかしそのような紛争プロセスは単純に人的ネットの上で展開するのではなく、これを破綻させ、再編し、また創造もする。中世の国家と社会を支える制度や法が、人間の相互行為や合意のプロセスそのものであるとすれば、紛争とその解決における共同行為は、国家と社会の構造と秩序を維持・再生産するのみならず、その変化をも促したと考えるべきであろう。そのような紛争・紛争解決と社会的、政治的秩序の相互関係を、地域ごとの多様な政治的、文化的、社会的条件をふまえて明らかにすること、これが紛争研究の基本的な課題である¹⁾。

(2) 中・近世農村社会の紛争と紛争解決

紛争と紛争解決を、様々な階層や地域（レベル）における人間の相互行為、あるいは共同行為として捉えようとする場合、具体的な実証研究は多様な社会的、政治的秩序空間を枠組みとすることができる。すなわち、王国や領邦における国王をも含めた諸侯、貴族の関係においても、あるいはローカルコミュニティにおける教会や在地領主、住民の関係においても考察は可能である²⁾。本稿の第2の関心は、紛争研究の対象として中・近世の農村社会に向けられるものである。農村社会における紛争については、従来の研究は主として農民間の暴力や犯罪を対象とする法社会史的なアプローチをとってきた。中世後期から近世初期の農村法史料（裁判記録など）に基づくそうした研究によれば、農村社会では様々な（多くは些細な原因の）諍いから暴力沙汰が頻発した。しばしば傷害や稀には殺害に及ぶそのような争いの大半は、(当事者には) 名誉に関わる問題として認識された。暴力・傷害事件も、正当な理由（損なわれた権益、名誉の回復）が存在する限り、当事者の交渉と示談、和解が優先され、裁判当局による刑事罰は二義的であった。このような暴力紛争に満ちた農村社会をライナー・ヴァルツは「争いの文化agonale Kultur」との概念で性格づけている³⁾。筆者もまた中・近世オーストリアの農村法史料（ヴァイズテューマー）に基づき、農民の武器所有やフェーデ的慣行を明らかにしようと試みた。農民兵の伝統があるスイスやティロルのみならず、バイエルンなどでも中世後期から近世にかけて武装自弁の選抜民兵制がしかれたように、農民の武器所有・携行と使用は、中世後期から近世にも領邦により一定の条件下に認められ、存続していた。またオーストリア、ティロルのヴァイズテューマーには、農民のフェーデ的な行為に対して裁判当局が寛大に対処したことを示す規定が少なくないのである⁴⁾。

しかし研究者の間ではなお認知されていなかった農民のフェーデ的行為を、実証研究によって一挙に白日に曝したのは、クリスティーネ・ライヌレの著書『農民フェーデ』（2003年）である。ライヌレは、15世紀後半から16世紀初のバイエルンにおけるラント裁判の会計記録から、数百件の非貴族身分によるフェーデおよびフェーデ類似行為を見い出し、系統的に整理した。ライヌレによれば、農民のフェーデは貴族フェ

ーデと同様な（主観的）法意識に基づき、また農村社会の伝統的な規範構造に根ざしたものである⁵⁾。ライヌレはこの規範構造を明確に示してはいないが、それはヴァルツが「争いの文化」「闘争的コミュニケーション」と表現した近世農民文化に近いものであろう。あるいは農民的営為のための物質的な権利意識および、名誉と結合した主観的な法意識の一体化した心性と言えるかもしれない。

（3）紛争・紛争解決と国家

さて中・近世の農村社会が程度の差はあれ、領主、領邦（国家）の支配下に置かれていたとすれば、農村社会の紛争と紛争解決がそうした支配権力と無関係ではあり得なかったことは自明である。ここでは農民戦争期に対立図式が明確になる農民と領邦の関係を中心に考えることにする。農民戦争にピークを迎える、領邦権力に対する農民蜂起をフェーデとして捉えることは可能である。しかし蜂起のように比較的稀な、あるいは一回的な事件のみならず、農村社会の日常的な紛争・紛争解決と国家の関係を考えようとするなら、むしろ農民相互間の、あるいは農村社会内部の紛争と、これに対する国家権力（領邦）の関わり方をも考察しなければならない。ここに本稿における考察を導く第3の問題関心である、「国家と社会の相互関係」がある。この関係を紛争・紛争解決という社会の秩序に重大な意味を持つ局面において考えるためには、従来の研究が扱ってきた（個人としての）農民間の紛争よりもむしろ、農村共同体の間の紛争と紛争解決のプロセスを考察対象としなければならない。

バイエルンにおける農民フェーデを考察したライヌレは、農民のフェーデは個人的動機による行為であり、村落単位の農民蜂起とは異なると述べる⁶⁾。これは農民戦争の波が及ばず、村落自治が弱かったとされるバイエルンの特質とも考えられるが、フェーデを貴族のそれと同じ法意識に基づく個人的行為と考えるライヌレ独自の認識前提にもよる。筆者は既に中世後期～近世のティロル渓谷地方を対象とした考察において、共同放牧地や森林の利用をめぐる渓谷内の小集落共同体（ゲマインデ）の間で、一部には実力行使をもともなう紛争が頻発していたことを明らかにした⁷⁾。このようなゲマインデ間紛争は、これまで殆ど研究対象とされることはなかったが、2002年に

刊行されたカール・ヒンターヴァルトナーの学位論文は、南ティロルのアイザック溪谷における三つのゲマインデの放牧地（アルム）を巡る紛争の経過を、詳細に再現している。ここでは同じゲマインデの争いが、領邦政府や皇帝役人（コミッサール）の仲裁の試みにもかかわらず、中世から19世紀初に至るまで実に500年以上も続いたのである⁸⁾。

しかし言うまでもなく地域の隣人たちは、恒常的に争っていたわけではない。さもなくば牧畜経営も生計も成り立たない。同じゲマインデが特定の放牧地等をめぐって繰り返し争う事例は、ティロルでは稀ではないが、仲裁も繰り返し行われた。筆者が考察した限りにおいても、仲裁においては溪谷内の少なからぬ近隣集落が重要な役割を果たしていたことがわかる。同様な山岳農村の紛争解決の事例としては、ファブリス・ムートンが中世盛期・後期の西アルプス、サヴォア、ドフィネ地方における村落共同体の放牧地をめぐる領主との、および村落相互の紛争を考察し、様々な象徴的行為や、儀礼化され、限定された暴力をもともなう紛争と仲裁を通じて、共同体の結合が強化されたことを明らかにしている⁹⁾。このような共同体間の紛争が共同体の結束を促したであろうことは想像に難くない。しかし他方で紛争解決（仲裁）が、一定地域における共同体間のコミュニケーションを強めたと考えることもできる。筆者はやはり前稿において、ティロルの溪谷共同体（ラント裁判共同体）において繰り返される小共同体間相互の仲裁行為が、溪谷共同体というローカルコミュニティの自律的な秩序維持に貢献し、またその政治的行為能力（領邦議会への代表派遣、領邦政府への要求提出）と密接に関連していたことを仮説的に述べた¹⁰⁾。であれば、必然的に農村社会の紛争（解決）は、領邦の政治構造と密接に関連していたことになる。

もちろん地域の（国家的）権力は、農村社会の紛争や犯罪に対して拱手傍観していたのではない。前述のムートンの研究は、当該地域においても14、15世紀には、次第に仲裁において諸侯権力とローマ法の影響力が強まり、当事者間の合意以上に「よき法」の回復が重視されたことを明らかにしている。ティロルの領邦君主もまた15、16世紀には刑事裁判令、森林令、包括的な領邦令やポリツァイ令など、多数の法令を公布し、国家の司法・高権の強化による領邦の治安と秩序の維持、促進を企てた。そのような国家による社会統制の試みの意図については、諸法令の内容を精査する必要が

あり、またそうした法令の現実の効果についても、なお長期的なタイムスパンにより検討しなければならない。しかしこの点について筆者は、ティロルに関するこれまでの予備的考察から、地域共同体（ラント裁判区・溪谷共同体）が領邦の防衛や治安において担っていた小さからぬ役割を考慮し、領邦当局は、地域社会の一定の自律性を前提とした国家的法秩序の確立を意図したのではないかとの見通しを得ている¹¹⁾。

このように、紛争解決の視点から、ドイツの諸地域、諸邦、さらにはドイツ以外の地域において、中・近世の社会と国家の関係を比較考察し、近世国家形成過程の特質を解き明かすことは、ヨーロッパ史研究者の長期的な課題のひとつである。

（４）日本中世の村落間紛争：比較

以上のような関心に導かれて継続してきた「農村社会の紛争と紛争解決」の歴史的考察に対して、本稿では新たに、日本中世における農村社会の紛争を比較の対象として取り上げたい。まずその意図するところを明らかにしておこう。

周知のように日本中世史研究では、1980年代より農村社会の武装暴力や村落間の紛争の実態が解き明かされてきた。そうした研究成果によれば、惣村の発達する中世後期から戦国期には畿内を中心に、入会地や境界をめぐる村落間の紛争が頻発していた。藤木久志氏の戦国期農村社会史研究や、瀬田勝哉氏の惣村成立期の境相論に関する研究、酒井紀美氏の中世在地社会の研究、そして近年上梓された論集『紛争と訴訟の文化史』に掲載された論攷は、そうした紛争が場合によっては、「村の合戦」とされる、少なからぬ犠牲者をともなう武力衝突＝村落間フェーデに拡大したことを明らかにしている¹²⁾。農民たちは在京の荘園領主・幕府の裁判への訴訟を行いつつも、その軍事力を頼みにすることはできず、緊急の実力行使（自力）においては近郷集落の加勢（合力）が重要な意味を持っていた。しかし村落間の協力は紛争における支援のみならず、紛争がエスカレートした場合には仲裁による収拾をも促したのである。こうした事実は、少なくとも公権力・領主権力の脆弱な地域では、村落間の広域的なネットワークが、紛争と紛争解決の双方を促す機能を持っていたことを思わせる。

以上のような日本中世の村落間紛争が、幾つかの類似性により、上に述べたヨーロ

ッパ農村社会の紛争研究にとって示唆的な論点を示していることは明らかであろう。また日本中世農村の紛争研究は、ヨーロッパに比して史料的には格段に恵まれており、研究の蓄積と近年の研究の活発さにおいても、そうした研究成果は、日本のヨーロッパ史研究者として必ず参照すべきものである。それによってヨーロッパ農村社会における紛争の研究を進めるための新たな視点、論点を得ると同時に、日本中世農村社会の研究に対してもなにがしかの貢献が可能ではないか、これが本稿における日欧比較の意図するところである。しかし筆者には日本史の史料を読みこなすことはなお困難であることから、さしあたり同レベルの実証的考察を行うことは断念し、日本史については主として上述のような新しい研究成果を参照するにとどまる。

II ティロル農村社会における共同体間の紛争と紛争解決

(1) ティロル農村社会の構造

中世後期から近世初頭のティロル地方における農村共同体の紛争と紛争解決について、筆者はすでに一定の研究成果を公にしている。そこでは紛争解決の事例を紹介し、先に述べたように、その特質と政治的、社会的秩序との関連について仮説と見通しをまじえて述べた。本章では、前稿でなお不十分であったオリジナルな史料の検討をもふまえつつ、次章以下の比較のために、あらためていくつかの地域（ラント裁判区）における紛争解決の事例を取り上げて検討したい。

まず紛争の背景と基本的性格、そして紛争解決の制度的前提を理解するため、前稿でも記したティロル農村社会の構造について簡略に述べておこう¹⁾。

1) ラント裁判区と農民

領邦ティロルの上級裁判区であるラント裁判区 Landgericht は、軍役と徴税の単位であり、また中世後期には領邦議会代表派遣の地域単位でもあった。単に「裁判 Gericht」とも称されたラント裁判区は、ティロル伯の下で、ブレンナー峠の南北（エッチュ溪

谷を中心とする南ティロルとイン渓谷の北ティロル)に及ぶ領邦の領域的輪郭がととのう13世紀後半には、ほぼ成立していたと考えられる。領邦統治の基本単位であるラント裁判区は中世末に60余を数えたが、領邦君主はその長としてプフレーガー(裁判区管理官)を任命し、その下に領邦君主ないしプフレーガーが任命するラント裁判官が置かれた。ラント裁判は裁判官の司宰下に、全ての屋敷持ち住民が出席する裁判集会=エーハフトタイディング Ehafttaidingにおいて行われた。裁判集会において裁判官は、裁判区住民から選ばれ、誓約を行って就任する数名の陪審=ゲシュヴォレネに判決を問い、陪審が提案する判決案を判決として宣告した。年に2~3回程度開催された、3日間にわたるこの裁判集会では、狭義の裁判のみならず、共有地の利用、役員や領邦議会代表の選出・委任など住民の様々な問題が協議・決済された。この意味でラント裁判区の住民は、ひとつの共同体=ラント裁判共同体を構成していた。ラント裁判は流血裁判など刑事裁判権(上級裁判権)のみならず、不動産に関する係争や領主・農民間の問題をも管掌した。しかし狭義の裁判機能について言えば、農業・牧畜経営上の案件を含めた様々な問題をも扱う、年2~3回の集会のみでは、すべての訴訟を取り上げることは不可能であり、通常の裁判集会の他に、必要に応じて臨時の裁判集会が開かれるようになる。このような訴えに応じて開かれるラント裁判は、全住民の出席ではなく、数名の陪審と当事者の要請する証言者のみ出席する簡略なものであった。この少数者による簡略な裁判は、重罪犯罪=マレフィッツ以外の刑事事件を取り扱い、中世末以後頻繁化した。なおラント裁判区内の主要な集落=ゲマインデでは、ラント裁判官の臨席下に下級裁判集会が定期的に行われ、その慣習法=ヴァイズテューマーのテキストを今日に遺している。しかし一般に下級裁判所が、後述する裁判帳簿を記録することは稀だったようである。

1404年の領邦条令によれば、貴族や教会(修道院)所領の農民もその領主に対する苦情を、当該地域のラント裁判に訴えることができた²⁾。またティロルでは領邦君主は豊かな直轄領を維持し、直轄領管理もラント裁判区を単位としてプフレーガーにより行われた。オーストリア東部諸邦と異なり、裁判権を核とする村落領主権のような自立的在地領主権力の成長が弱かったティロルでは、大半の農民は領邦君主とラント裁判の保護下で、世襲保有など恵まれた地位・条件を享受した。そうした農民は中世

末期には、納税、軍役、裁判集会出席などの義務と、領邦議会への代表派遣資格を持つ臣民集団を構成していたのである。他の教会や俗人貴族の所領に属す農民も、領主への従属は地代納入に限定された。このような領邦に広く浸透した農民の共通の慣習的な義務と権利は、「ラントの自由（特権）Landesfreiheit」として領邦令によって繰り返し保証されている。

2) 放牧共同体としてのラント裁判区

ラント裁判区は空間的には、イン溪谷、ピッツ溪谷、エッツ溪谷、レヒ溪谷などの大きな主溪谷を軸として、これに交わる支溪谷を加えた溪谷共同体Talgemeindeであった。「共同体」と表現したのは、ラント裁判区が領邦行政の基本的単位であるのみならず、農民の生活においても重要な意味を持っていたからである。すなわち、ラント裁判区を構成する溪谷の底部から斜面、山腹のテラス、上部の高原には大小の放牧地や採草地が散在し、裁判区の中核的地域は、元来ひとつの放牧共同体（放牧地共同利用団体）であったと考えられる。ラント裁判区の内部には複数の個別共同体＝ゲマインデ（村落・小村・孤立屋敷群）が点在し、それらは放牧地共有関係を、近世初頭まで維持することもあった。牧畜農民の活動は、夏期には、家畜の山への「追い上げ」と高原放牧地（アルプ、アルム）間の移動、ヒュッテでの乳製品の製造、秋には里の放牧地（ハイムヴァイデ）への帰還、山岳の斜面や森林間隙の草地における採草、冬季の家畜の舎飼いなど、そのゲマインデ（村）の周辺にとどまらず、利用する複数の放牧地・採草地の分布に応じて、ラント裁判区のかかなりの範囲に及び、またときにはラント裁判区の枠をこえる放牧活動も存続した。ラント裁判区＝溪谷共同体は、農民が放牧のために移動する活動領域にほぼ対応していたとも言えるのである。

3) 紛争と紛争解決

共同放牧地では、農民が個別に利用権を持つ場合もあったが、後述する紛争関係の文書において、放牧地使用权を主張する主体は殆どが個別共同体＝ゲマインデ自体であり、放牧地の共有、共同利用は、基本的に複数のゲマインデ間の合意により維持されていた。しかし15世紀以後、このような放牧地の共有・共同利用はしばしば軋轢を

生み出すことになる。このころから牧畜経営の集約化にともなって、ゲマインデは、その放牧地、そして採草地や森林を含めた入会に対する優先的な権利を主張するようになるのである。その背景として、15世紀以後のティロル農村における顕著な人口増がある。さらに鉱山開発にともなう鉱山労働者の大量流入による食糧不足から、16世紀には牧畜業の集約化が進むなかで、ゲマインデによる用益権の強化にともなって、ラント裁判区内の広域的な放牧地共同体は内部の軋みを強めていた³⁾。このプロセスにおいて生じる放牧地利用をめぐる争いは、個別ゲマインデへの共同放牧地の分割を促しつつも、一層頻繁化した。そうした紛争は、隣接するゲマインデ間のそれが最も多いのは容易に理解できるが、しかし大小の放牧地の分布とこれを利用するゲマインデの多重的な関係の広がりや錯綜性から、個々の紛争における当事者＝ゲマインデの分布はかなりの範囲に及んでいた。

史料に現れるゲマインデ間紛争の原因は、放牧地の利用権そのものから、その境界、そして共用のルールなど、圧倒的に牧畜経営に関するものである。その他にも森林の木材伐採、道路や橋梁の建設・維持、さらに税や軍役負担の配分など、牧畜・農業経営から日常生活の公共設備、国家的負担にいたるまで多岐にわたっている。紛争の具体的様相については、和解協定を内容とする史料からは、僅かな情報しか得られない。しかしいくつかの事例では、紛争は家畜の差押えから言葉や身体暴力にまで及んでいたようである。

頻発する紛争も、何れかのかたちで収拾されなければ牧畜経営は成り立たない。ティロル農村社会では、このような放牧地・入会紛争を収め、利害関係を調整するために、裁判当局と近隣ゲマインデの住民による交渉、仲裁が行われ、仲裁の結果は和解文書として各ゲマインデに保管された。伝来する多数の和解協定文書によれば、ラント裁判官ないしは、ラント裁判区の長であるプフレーガーが仲裁のイニシアティブをとり、裁判区のゲマインデ住民がこれに加わった。中世後期以来、ラント裁判（あるいは各集落ごとの下級裁判）は、農民の日常生活の中に定着していたようであるが、少なからぬ和解文書では、ラント裁判官は文書に印璽 Siegel を付してこれを公認したという行為以外には言及されない、あるいは仲裁者や立会人の一人として現れているに過ぎない事例など、積極的な役割を果たしていないという印象を与える。その場合、

当事者（当該ゲマインデの住民代表）と仲裁にあたったゲマインデの住民が、実質的な役割を果たしたと考えられるのである。また仲裁や証言聴取の場も、通例の裁判地以外に、現場に近い野原や集落の居酒屋などが選ばれることも稀ではなかった。したがって和解文書を生み出す場となった仲裁のための集会は、通例の裁判集会の枠や形式に規定されず、必要に応じて、紛争に関わりの深い場所で開かれたと考えてよい。換言すれば、紛争解決のための交渉・協議は当事者とその隣人たちの日常生活世界に密着していたのである。

（２）紛争と紛争解決：事例

以下の紛争解決の事例は、基本的に仲裁・和解の後に作成された、合意内容を示す和解文書を史料とするものである。先にも述べたように、和解成立後、今後の紛争にそなえて当事者であるゲマインデは、放牧地や森林の共用規則、あるいは各ゲマインデへの帰属が確認された入会の境界を記した文書の作成を裁判書記等に依頼し、裁判官やプフレーガーの印璽を付して交付することを要望した。こうした裁判当局の文書交付は少なからぬ手数料を要したが、ゲマインデはそのような文書を自身の手保管した。このような文書はおそらく中世には各ゲマインデの教会に、後にはゲマインデの役所に保管されたと思われる。今日ではそれらの一部はインスブルックのティロル州立文書館に、ゲマインデ文書群 Gemeindecarchiv として保管されるが、他のオリジナルはそのまま各ゲマインデに置かれている。ラント裁判の記録としては、15、16世紀から裁判書記により、継続的に裁判帳簿 Gerichtsbuch が作成されている。ティロルではフェアファッハブーフ Verfachbuch と呼ばれるこの裁判所の帳簿には、告訴、証言聴取、審理、判決、陪審の名前など狭義の裁判に関する記録以外に、裁判区住民の様々な法的行為（財産処分、売買、婚姻契約、相続、遺言など）が記入されている⁴¹。しかし筆者の見た限りでは、ラント裁判区内の問題に関する記録を遺すはずの裁判帳簿には、ゲマインデ間の紛争に関わる記録が見あらず、そうした文書は当事者であるゲマインデに保管され伝来しているのである。このことの意味は小さくないと思われるが、この点については後段で再論したい。

ゲマインデ文書に含まれる多数の和解協定の一部は、ティロル・ヴァイズテューマーのうち、60年代以後に刊行された補遺の中に採録されており、その他もティロル州立文書館の館長であったゼバスティアン・ヘルツルによって作成された各ゲマインデ文書の要録により、概要を知ることができる。以下の事例記述は、州立文書館所蔵のオリジナル文書とヴァイズテューマーを、そして一部は要録を典拠としている。この他、オットー・シュトルツの文献巻末に史料付録として採録された文書も取り上げた⁵⁾。いずれも文書の逐語訳ではなく、要点を記したものである。その中でも重要な箇所、ポイントとなる文言には下線を施した。また（ ）は全て筆者の挿入である。

典拠の略記は以下の通りである。

TLA : Tiroler Landesarchiv

TW : *Die tirolischen Weistümer* I-IV, Wien 1875-1891, V, Innsbruck 1966, VI, VII, Innsbruck 1994.

GAKL : Hölzl, S., *Die Gemeindearchive Kauns/ Gerichtsarchiv Laudegg*, Innsbruck 1984.

GAA : Ders., *Die Gemeindearchive Arzl im Pitztal und Längenfeld*, Innsbruck 1986.

GAL : Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Landeck*, Innsbruck 1991.

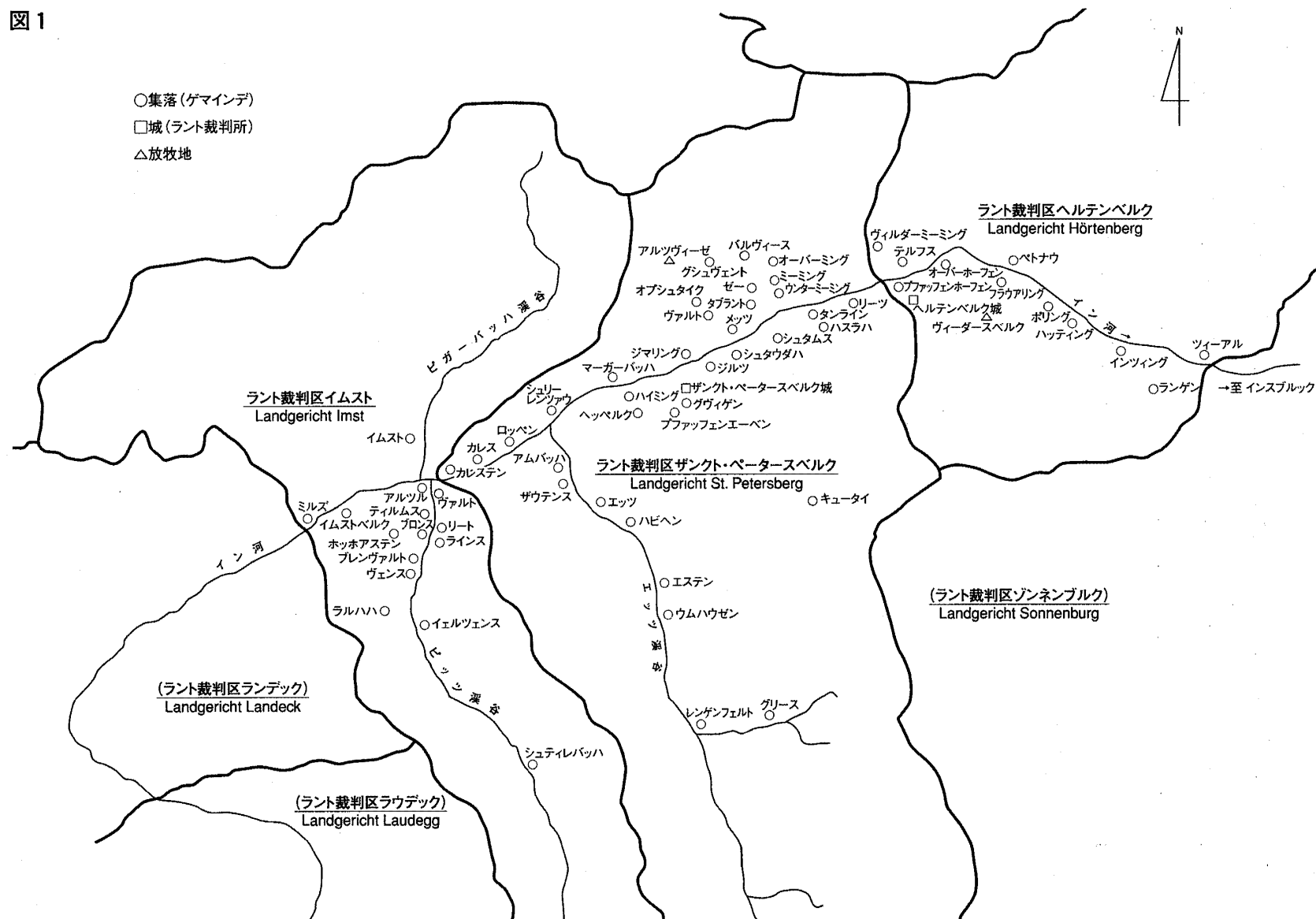
GAI : Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Imst*, Innsbruck 1995.

GAR : Ders., *Die Gemeindearchive des Bezirkes Reutte*, 2 Teile., Innsbruck 1997/98.

Stolz : Stolz, O., *Geschichte der Gemeinden Telfs, Pfaffenhofen, Oberhofen und Rietz*, Beilage : *Urkunden und Ordnungen*, in: *Schlern-Schriften* 112, 1955.

1) ラント裁判区ヘルテンベルク

インスブルック以西の上イン渓谷 Oberinntal にはヘルテンベルク、ザンクト・ペータースベルク、イムストなどのラント裁判区が東から西へと連なる。これらの裁判区はしたがってイン渓谷として連続しており、完結的な渓谷共同体ではないが、いずれもその中心地域の集落は、一部は古い聖界所領組織に遡行する、広域的な放牧共同体を形成していた。しかし15世紀以後、これらの集落ゲマインデは、かつて共同利用し



ていた放牧地をめぐる対立を強めていった⁶⁾。

ラント裁判区ヘルテンベルクでは、その中央部、イン河の右岸に沿うフラウアリング、ポリング、オーバーホーフエン、プファッフェンホーフエンなどのゲマインデが、ヴィーダースベルクと称する山腹の放牧地をめぐる15世紀初から18世紀まで繰り返し争っていたことがわかる。以下ではこの放牧地紛争に関連する文書を時代を追って紹介し、その特質を指摘する。

① 1450 年頃 オーバーホーフエンの村法 Dorföffnung und Ehehaft : Stolz, S.362-364.

神の恩寵においてアーメン。裁判官殿、我々（オーバーホーフエンの住民）は祖先から伝えられてきた村の規則をあなたに示します。

フラウアリングと我々の境界は、イン河からカンツィングバッハに沿ってヨッホ（山の鞍部）に向かい、フラウアリングと我々はこの堺を越えて放牧してはならない。ただしヴィーダースベルクのアルプは例外で、ここでは双方が友好的に放牧することができる。しかし他のゲマインデの家畜を放って我々の家畜の飼料を失わせてはならない。フラウアリングの人々は隣人たちのために誠実な牧人 Senner を雇い、放牧地が荒廃しないようにすべし。またフラウアリングの人々は、アルプに酪農小屋 Bergkessel を設け、必要な物を置くべし。そのかわり彼らは酪農権 Tayenrecht（ヒュッテで乳製品製造を行う権利）を持ち、チーズ、凝乳、油脂 Schmalz を製造する。

裁判官殿、フラウアリングに対して我々は次のようなきまりを持ちます。フラウアリングの人々は4つの製粉所を持つべきであり、そこで用いられる漏斗は…。通水（路）を整備し、水がもはやミュールバッハの右岸以外に流出しないようにすべきである。また我々の文書にあるように、ゲルトラウトの日（3/17）からパンクラツの日（5/12）の間の毎土曜とその夜には、我々の採草地に水を流す。

裁判官殿、以下はプファッフェンホーフエンに対する境界であります。それはイン河から Chergassen へ、そこから Eckarker へ、そこから Plapach へ、そして Hörndl、ヨッホへと至る。プファッフェンホーフエンの人々、そして我々は相互に境界を越えて、木材伐採、放牧、採草を行ってはならない。ただしオーバーフェルトを除く。ここではフラウアリングの人々が我々と共に Notgasse まで共同放牧を行う。しかし我々が放牧を閉ざそう（終了しよう）

と望むなら、これを知らせ、それでもフラウアリングの人々が我々の前に、放牧を行うなら2ポンドの罰金、1ポンドは裁判官に、1ポンドは隣人たちに。フラウアリングの人々はChergassenの上に適切な時期に柵を設けるべし。これを行わず、我々に損害が生じたら、賠償しなければならない。（ 後略 ）



フラウアリングからヴィーダースベルクを望む

これはオーバーホーフエンの村法であるが、ゲマインデ内部の法秩序よりも隣接するゲマインデとの境界と放牧地の共用のルールを確認する内容を示している。住民の経営と生活において近隣ゲマインデとの利害調整は、それだけ重要であったと言えよう。とりわけカンツィングバッハを境として東に隣接するフラウアリングとの間にはすでにしばしば争いが生じていたのであろう。その放牧地利用関係の規定は厳密である。とりわけ両ゲマインデは分離して個別的に利用する放牧地と別に、ヴィーダースベルクの山麓放牧地（アルプ）についてはなお共同利用を続けており、オーバーフェルトと称する放牧地も同様であった。しかしヴィーダースベルクの放牧地利用は、オーバーホーフエンとフラウアリングのみの問題ではなく、以下のように長いタイムスパンでみると、様々な周辺ゲマインデ住民が利用し、また利用をめぐる争っていたことが明らかになる。

② 1544 5.14/1545 9.17 放牧規定 Almbrief TW VI, S.13

ヘルテンベルクのプフレーガー、Christoff von Wanngaはこの裁定と和解文書により知らしめる。フラウアリング（とその山側）の人々は、ポリング（とその山側）の人々とヴィーダースベルクの放牧地をめぐる長らく争ってきた。フラウアリングとオーバーホーフェンの人々はヴィーダースベルクで古くから放牧を行い、ポリングは当地への放牧、家畜一頭に付き3クロイツァー以上の放牧料 alblon, grassgeld をフラウアリングに収めることはなかった。フラウアリング側はこの額では、牧童の雇用費の長期的な上昇のため、困難を来しているとした。それゆえフラウアリングはポリングから3クロイツァーをとらず、またヴィーダースベルクにポリングの人々を入れないようにした。

両者の間に何度も仲裁が行われたが成果はなく、相互に裁判に訴え、それゆえ大きな出費、争いと損失を強いられた。そこでこの度は、フラウアリングの側から Sigmundt Egkh, Hans Rapoldt zu Flaurling, Martein Nogkher auf dem Berg が代表として、ポリング側からは Crista Fritz zu Polling, Petter Schaffenrath auf dem Berg が代表となり、その他の人々も出席して友好的な交渉が長く続けられ、あらゆる争いと対立に関する相互の要望と弁明を余すところなく述べ合った後、プフレーガーたる私に対して言葉と手により誓約し、約束した：すなわち、私と下記の人々により彼らの争いについて裁定されたことを、拒否することなく常に守る、と。

プフレーガーたる私、Cristoffen von Wannga、ヘルテンベルクの私の裁判官 Pettern Schnizer の他に双方が要請した仲裁者として(als iren, gemelten partheien, freundtlichen erpethnen sprechern unnd unndterhanndlern) ツィーアルの住民(Hannsn Treuzen, Casparn Hagl, Jhenewin Puzer, Thoman Holzapf), ペтнаウ、インツィングの住民(Gregorien Wolffen in Pethnaw, Manngen Scharrer zu Ynnzing)が加わる。

仲裁裁定 guetig spruch, mitl unnd enntschidt

まず、双方の間に、上述の問題のために言葉と行為により、今に至るまで行われてきた、あらゆる不和、争いはこれをもって取り除かれ、相互に報復したり rechen, 裁判に訴えたり、非難したりせず、永遠に許し合い、共同体住民 comnaunßleuten にふさわしく、互いに友好的で、隣人的な、助け合いの態度を示すべきである。

ヴィーダースベルクと称するアルプにはフラウアリングの人々がまず早朝に家畜を放ち、1、2時間後にポリングの人々が同様にし、相互に害がないようにする。フラウアリングは双方の家畜を、牧童によって安全に司牧する。

ポリングがどのようなMilchvieh（搾乳可能な家畜）を何頭放牧するかを、フラウアリングが任命した放牧地管理人Bergmeisterに知らせ、いずれかが放牧家畜について迷惑を被っていると考えたら、レーエンの土地に応じて（？）和解し、合意する。

ポリングは道路、放牧地の小屋、倉庫など全ての必要なものを整え、修理し、保全するためにフラウアリングに協力しなければならない。

ポリングは放牧家畜について放牧料を支払う。それは牝牛1頭2クロイツァー、馬、雄牛、山羊は6クロイツァー……

フォークトたる故Ulrich Graf zu Matschおよびherren zu Kirschbergの印璽を付して作成された古い放牧地文書Alpenbriefは、いくつかの放牧料の規定をのぞいて、その他の全ての点で有効であり、守られるべきである。

ポリングは放牧料の未納分29グルデンを納入する。その他の件で損害を被った者は、今日の裁判費用と同様に、お互いに相殺で済ませる。

この裁定が読み上げられ、フラウアリング側の代表Sigmundt Egkh, Hans Rapoldt zu Flaurling, Martein Nogkher auf dem Berg, ポリングの代表Crista Fritz zu Polling, Petter Schaffenrath auf dem Bergが、私、プフレーガーたるCristoffen von Wanngaに言葉と手で永久に遵守することを誓約した。また双方は私の印璽を付して文書として交付することを要望した。

証人は上記の裁定人、およびその他の出席した人々。

フラウアリングの南東に位置するヴィーダースベルクの放牧地（アルプ）はフラウアリングの東に隣接するゲマインデ、ポリングの住民も利用しており、また両ゲマインデの間でも諍いが生じていた。この対立はラント裁判においても容易に解決に至らず、この度はプフレーガーの下に両ゲマインデの代表者と、双方が選んだ近隣ゲマインデの住民が加わって、ようやく仲裁・和解が実現した。仲裁裁定の冒頭に記された、和解の精神を謳う規律化的文言は、両ゲマインデ住民の争いが日々の営みの中で

頻発し、双方にとって負担となっていたことを示唆している。またおそらく仲裁交渉において提示されたであろう、以前の放牧規定文書の有効性が確認されたことは、やはりゲマインデ自体による文書保存の目的、意義を裏打ちするものである。なお当事者双方による裁判費用の折半も、和解協定に広く見られる。

③ 1549 5.31 TW VI, S.18-21.

この文書により知らしめる。オーバーホーフエンの代表 Hanns Staudacher, Jochim Mair, Claß Kuen, Michel Schreyer の4人、フラウアリング（と山側集落）の代表 Cristoff Ceggen, Jacob Trennchwalder, Geörg Pafnizer zu Flaurling, Barthasar Vunckhner auf Flaurlingerberg の4人の間で、双方の共同のアルプ、ヴィーダースベルクにおける家畜の差押さえについて交渉が行われた。

両ゲマインデの土地は相互に接し、入り組んでいたので不和、争いがしばしば生じており、アルプへの放牧において、多大の損害や出費を強いていた。しかし今後は、和解が行われねば生じるであろう損失や失費は避けられねばならない。また土地が相互に接している両ゲマインデの間に、争い、不和が続くことなく、相互の協調と扶助、奉仕の関係があらねばならない。また双方は、どのようにして、どの程度の差押さえを行いうるか、またいかにしてそれらが受け戻されるべきかを知らねばならない。

そこで両者、上述の人々は、続いていた不和、争いのために裁判官の前に現れ十分に事情を聴取され、理解されたうえで、合意と信頼に至った。そしてヘルテンベルクの裁判官 Hannsen Zehntner,そして後述の陪審員 beysizerにより変わらざる、永久の、損なわれざる、また撤回されざる和解、協定が成立した。

裁定 Guettig spruch

オーバーホーフエンとフラウアリングの双方のゲマインデ住民は良き友人となり、いずれかの側が他方に言葉あるいは行為により加えたことは、これをもって帳消しとし、このような争いにもはや言葉によっても行為によっても、他のいかなる方法でも、報復したり非難してはならない。今後は相互にふさわしく、よき隣人的な意志を示し、証さねばならない。

(具体的な合意内容) ……

ヴィーダースベルク、あるいはMorchtalの放牧地における（違反放牧の）家畜差押さえとその罰金（馬、牛は3クロイツァー、羊は1クロイツァー）による引き取り…

ゲオルクの日以前、ミハエルの日以後に耕地、柵を施された採草地 Anger, wismader に家畜を入れたら、家畜を差押さえ、種類にかかわらず1頭に付き1クロイツァーを徴収する。この両日の間であれば3クロイツァーを。

両ゲマインデの間の河、カンツィングバッハの最下流部では、各ゲマインデは採草地の間に半分の高さの柵を施し、被害が少なくなるようにする。

裁判費用は折半すべし。

両ゲマインデはこれをもって、上述のような不和、対立のために（今後は）、永遠に、損なわれることなく、ティロル伯領のラント法に従って完全に、永久に相互に和解し、協調し、裁定されるべきであり、それは可能なはずである…

両ゲマインデに対してこの和解協定と裁定が示され、読み上げられ、双方は感謝をもって、すなわち納得したものとして、これを相互に誠実に守ることを約束し、仲裁責任者 obman である前述のヘルテンベルクの裁判官、Hannsen Zehenntner に言葉と手により誓約した。また両者は自分たちの費用で、これを裁判官の印璽を付して交付文書にすることを希望した。この和解のために双方から加えられた陪審にして印璽（文書）の証人として立ち会ったのは、テルフスの風呂屋（外科医）maister Bartlme Ziegler、ヘルテンベルクの裁判書記 Bläsiggfässer, 廷吏の Anndree Anich.

ヴィーダースベルクの放牧地に最も近い集落はフラウアリングであり、フラウアリングの住民はおそらく優先的な用益の確立を目指していたのであろう。ポリングとの紛争を解決した5年後には、オーバーホーフエンとの争いに直面することになる。両ゲマインデの「共同のアルプ」とされるヴィーダースベルクにおいても放牧家畜の差押えが頻発していたことは、共用のルールが曖昧であった、あるいはこれを無視した放牧が行われていたことを示唆する。①のオーバーホーフエン村法からもわかるように、両ゲマインデの境界自体も、カンツィングバッハを指標としつつも入り組んでおり、明確な村域の画定はなお困難であったようである。なお家畜差押えは、ティロル領邦令の規定にもあるように（Landesordnung von 1526/32, 2.Buch, 84,85.）放牧地

利用・境界をめぐる争いにおいて最も一般的な実力行使の形態であり、それ自体は社会的、法的に認められた行為であった。この仲裁は裁判官と陪審によるラント裁判（集会）において行われたようだが、陪審には双方の希望によって、オーバーホーフエンのイン河対岸のゲマインデ、テルフスの風呂屋が加わっている。しばしば仲裁に協力する風呂屋、居酒屋（宿屋）といった営業主は、普段から地域住民の接触、交流の場を提供し、こうした役に適していた。



フラウアリングからテルフス（右奥）とオーバーホーフエン（左）を望む

半世紀後、やはりヴィーダースベルクの放牧地の放牧地管理をめぐってポリングとフラウアリングの争いが再燃する。前述の1545年9月17日の放牧文書Almbriefの解釈をめぐって対立が生じたのである。このときポリングの4人の代表が、ラント裁判区のプフレーガー、書記、ツィーアルの居酒屋主人、オーバーペルフス、ライトの住民を中立的立会人として、フラウアリングを訴えた。その結果、ポリングの文書提出により、その放牧に関する権利主張が承認された。以下はこの合意に関する文書である。

④ 1605 10.25 TW VI, S.21-25.

プフレーガー Albein Laturner zum thurn, ヘルテンベルクの裁判書記 Hannsen Zehentner,

ツィーアルの居酒屋主人であり裁判代訴人である Hanns Mayr、オーバーペルプスの住民 Blasig Lindacher、ライトの住民である Thoman Stixner が 中立的な陪審として仲裁に立ち会
う。彼らの前でポリングのゲマインデは Caspar Muessackh aufm Stickhlperg, Veith Jhenebein, Hanns Kölderer, Caspar Mader の4人を代表とし、さらに彼らが依頼した補助者としてムッターズの Michaelen Häckhl とともに、フラウアリングを ヴィーダースベルクの放
牧地の利用権について訴えた。

(以下、ヴィーダースベルクの放牧をめぐる生じたフラウアリングによるポリングの家畜差押さえ、牧童費用の負担をめぐる争いについて、双方が陳述、抗弁)

それによれば、ポリングの人々とその山の人々は Galtvieh (未経産の家畜)、Milchvieh についてヴィーダースベルクの放牧地において、フラウアリングと同様に、放牧することができ、また放牧料 Alplon を負っていることは真正の印璽付き文書である、1545年にプフレーガーたりし Cristoffen von Wannga zu Wanga を通じて双方の間で作成された同じ内容の協定書に記されている。

それによればポリングとその山の人々のゲマインデは Galtvieh, Milchvieh をフラウアリングのゲマインデと同時に、放牧地に追い上げ、正式に雇われた牧童に管理させるべきである。またそのためにポリングはフラウアリングより2クロイツァー多く支払わねばならない。それなのにフラウアリングは、秋に早々と自分たちの家畜を引き上げて自分たちの prent (焼いてつくった空き地?) に入れるので、ポリングは他の牧童を新たに雇わねばならず、多大の負担となっている。そこで当局が、フラウアリングの人々が印璽付き文書のとおりに、放牧する限り正式に雇われた牧童を使わせるように命じることを望む。

これに対してフラウアリングの側も彼らが依頼した弁護人 beistant, Blasien Kürchmayr によってポリングの訴えに応えた：自分たちはこれまでかの印璽付き文書に忠実であり、オーブリヒカイトが自分たちを保護することを望む。ポリングの人々が、フラウアリングが早く家畜を引き上げるので、自分たちの家畜が牧童により司牧されないというが、彼らには放牧の妨害も、放牧地への引き留めもなされていない。ただ放牧地がなくなり、他のよりよい放牧地を求めねばならないだけである。フラウアリングがポリングの家畜を差押さえたのは、ヴィーダースベルクではなくフラウアリングのアイゲン (固有の土地) においてであった。そうでなければ差押さえは生じなかった。

これに対してポリング側は、フラウアリングの主張に反し、文書に従って放牧しておらず、まだ放牧が可能であるときに早々と引き上げ、それゆえポリング側は彼らの家畜 *galtvüch* のために別に牧童を雇わねばならない、と抗弁した。

オーブリヒカイトは双方に、提出された文書に、いつ *Galtvieh* を追い上げ、また連れ戻すか、時期が記されていないので、友好的な手段で和解するよう促し、フラウアリングの要望をも考慮し、最終回答のために1605年11月22日に、さらなる協議の場を設定した。プフレーガー Albein Laturner, 裁判書記 Hannsen Zehentner, 代訴人 Hannsen Mayr, Wolfen Öfner (両者はツィーアルの住民)、オーバーペルフスの Blasig Lindacher, ライトの Thoman Stixner が要請された陪審として、この設定された協議に出席した。フラウアリングから送られた代表者団は次のように述べた：ポリング（とその山）のゲマインデは最近遙かに多くの *Galtvieh* をヴィーダースベルクに放牧しているので、牧童が容易に雇えるよう、文書 *brief und sigl* に定められたよりも、家畜一頭につき1クロイツァー多く支払うべきである。

これに対してポリングのゲマインデは、文書に反する負担増を負わない。オーブリヒカイトが自分たちを保護することを望む、と。

以上の訴えと弁明、ポリングの文書提示に基づき、オーブリヒカイトによる裁定が下された。

裁定 Beschaid

ポリングとその山の人々のゲマインデは正式に作成された文書に記された権利を維持し、保護されるべきである。フラウアリングの人々はこれに対して、より信頼できる文書や証人をもたらし、ポリング側の文書に反駁しなければならない。

裁判費用は折半とする。

この仲裁にはツィーアルの居酒屋主人をはじめ、数人の近隣住民が加わっている。このたびの紛争は、提出された半世紀前の文書（前掲②）の放牧料規定に基づいて、ポリング側の主張が認められた。過去における双方の合意を示す印璽付き文書はやはり、決定的な意義を持ったのである。しかし長期的には文書も現実の動きを食い止めることはできない。上に挙げた1549年のオーバーホーフェンとフラウアリングの和解

協定から1世紀半後に、両ゲマインデ間で次のようなあらたな争いが生じることになる。

すなわち、1699年にオーバーホーフエン/プファッフェンホーフエン（後者は前者の西に近接し、両者は元来単一のゲマインデであった）の住民代表は、従来フラウアリングおよびポリングの住民と共同で一体のものとして利用してきたヴィーダースベルクの放牧地の一部について、後者が自分たちの所有権を主張したことを不当として、ヘルテンベルクのプフレーガー代理人、裁判書記、オーバーペルルス住民等の陪審の前に訴えた。以下はその訴えと抗弁、裁定内容を示す文書の概要である。

⑤ 1699 10.1 放牧地文書 Almbrief TW VI, S.25-29.

ヘルテンベルクのプフレーガー代理人 Johann Chrisotomoro Schelling と裁判書記 Larenzen Pfaundler, 弁護士（代訴人）でオーバーペルルス在住の Conraden Lindacher が陪審として出席する前に、Stephan Grassmayr, Matheuß Rueff（両者は裁判区住民）、さらにゲマインデの代表 Michael Puellacher, 区長 Cristian Muessach, さらに Matheuss Daumb, Gabriel Schöpf がオーバーホーフエン・プファッフェンホーフエンを代表して次のように訴えた。

オーバーホーフエン・プファッフェンホーフエンはヴィーダースベルクの放牧地を不可分のものとしてフラウアリング、ポリングとともに利用、所有してきたが、フラウアリングのゲマインデが Stainthurn, Geirpranth, Prechten と称する地区を自身の所有＝アイゲンとして要求しようとした。

…このようなことは一方的に行われるべきではなく、オーバーホーフエン、プファッフェンホーフエンなど全ての利害関係者の合意により共同で行われねばならない。これら全ての地区に、フラウアリングの人々が、羊、山羊を他の家畜の中に放つつもりなら、そんなことは断じて行われてはならない。いかなる変更 neuerungen も妨げられ、中断されねばならない… 6週間と3日（後）の裁判期日にフラウアリング側が彼らの考える法を証明するべきで、さもなければ裁判なしに、永遠の沈黙を強いられるべし。すでに科された罰を別にしてさらに100ターラーを、企てられる抵抗や暴力行為に対して、問題の完全な解決まで保留し、相殺する。

これに対し、ポリング、フラウアリング側はヴィーダースベルクのアルプにおいて何ら変

更を加えるつもりはなく、従来の慣行を守るつもりである。差押さえは双方が行った。またオーバーホーフエンの牧童が原因ではないか（降雪からの避難の際にオーバーホーフエンの牧童とトラブルに？）、と抗弁した。

そこで両者の間に今後、よき平和と協調が根付くことによって、もはや誤解が生じないよう、和解と関連する、今後守られるべき規則を双方に知らせ、提案し、読み上げた。

仲裁と関連規則 Vergleichsmittel und respective ordnung

アルプのための古くからの文書は効力を持つ。また1年前のプファッフェンホーフエンのための和解はなお有効とされるべきである。

…… 毎年、あるいは必要に応じて、フラウアリング、オーバーホーフエンのゲマインデとその利害を共にする人々は、各々一人の住民をアルプに派遣し、どの場所が整地（灌木などを除去すること）を必要としているかを調べる。この点検に続いて適当な時期に、各場所に同数の一定数の人夫を区長 Viertelmeister とともにアルプに割り当て、人夫たちの間で不和、争いが起こらないようにする。また労働が可能な限り満たされるようにする。人夫の一人が参加しなかったら36クロイツァーの罰金を納める。

各々が降雪時の家畜の避難のために一定の場所を柵で囲っておくのが有益である。その必要がなくなったら、双方は柵を取り払う。

この降雪時避難場所には放牧してはならない。罰金はその程度に応じて3グルデン以上。この放牧が禁じられた保留場所は、両ゲマインデの貧しい人々のために保留される。

他の集落の羊をこの放牧地に放ってはならない。

（フラウアリングはヴィーダースベルクの）放牧地にある Stainhorn を私有地にしようとしているが、それが放牧地から切り離されてはならず、一体たるべきである。ただし、特別の判決をそのために望むなら、6週間と3日以内に裁判所に要請し、手続きしなければならない。さもなければ永久に沈黙を守らねばならない。

訴え人たちはこの争いのために約30グルデンの費用を支出し、訴えられた側は従わずに係争となった。訴えられた側はそれゆえ、訴え人たちに、和解のために12グルデンを返済すべし。今日の裁判費用は折半し、その他の個別的な出費は各々が負担すべし。これをもって双方は、この件で永遠に、よき、友好関係を守るべし。

この和解（裁定）が双方に公に読み上げられたのち、その内容の全てにわたり、従い、守ること、これに違ふことは現在、将来にわたって行わないことを、前述の両当事者は、プフレーガーの面前で、言葉と手により誓約した。そして訴えられた側は、12グルデンを支払った。

オーバーホーフエン、プファッフェンホーフエン、フラウアリングのゲマインデは3通の文書の交付を要望し交付された。

証人は herr Paul Moßer der licentiate, der röm.kai.may.oo. regimentsadvocat zu Insprugg, als assistant, und der fornemb Christoph Gfässer, gerichtsprucurator zu Telfs, als beistant.

この時点においてもオーバーホーフエン（プファッフェンホーフエン）側は、ヴィーダースベルクをフラウアリング、ポリングと共用すべき不可分の共同放牧地であり、その変更はこれらすべてのゲマインデの合意を必要とするときわめて強い調子で主張している。フラウアリング、ポリングも現実の行動はともかく、おおやけにはヴィーダースベルクの共同利用を維持することを確認せざるを得なかった。この放牧地の安定した共同利用はおそらく地域の秩序、そして文書にあるように、住民間の「平和、協調、友好関係」にとって不可欠のことであった。そこでこの放牧地を共同で維持していくためのいくつかの規定が設けられたのである。ここではプフレーガー代理人、裁判書記、代理人という裁判関係者の下で当事者（各ゲマインデ代表）たちが行った交渉が合意を生み出したようである。

この和解の80年後、おなじくヴィーダースベルクの放牧地についてフラウアリング、ポリングとオーバーホーフエンの間で厳しい対立、争いが生じた。その仲裁には明らかに領邦政府の関与が強く現れる点など、従来とは異なった様相を呈している。

⑥ 1783 8.30 新法令文書 Neuordnungsinstrument TW VI, S.30-33.

フラウアリング、ポリング（と各々の山）の住民はオーバーホーフエンのゲマインデに対して、これまで共同で利用してきた製塩局＝ザルツアムト管轄下のヴィーダースベルクの放牧地に関して激しい争いを引き起こした。フラウアリングとポリングは領邦政府

Landesguberniumに訴え、領邦当局は6月20日にザルツアムトに対して次のように指示した。

「領邦当局の名においてStebeleの上級森林官に伝える：訴え人たちの費用負担により、要求されている実検を行い、争っている両ゲマインデを、彼らの協力により正式に調書（protocollum協定書？）作成へと合意させ、この争いを公正に仲裁すべし。そこで交渉されたことを当方に伝え、また製塩局の鑑定意見を付して領邦当局に報告すべし。」

その後製塩局の側では、言及された製塩局のStebeleの上級森林官から6月28日に、当該の調査委員会commissoriumに委任した。そこでStebeleの調査委員commissariusは7月9日、フラウアリングに赴き、幾度か尽力した後、和解に至り、この和解は7月26日にザルツアムトの側から、鑑定意見を付してラント当局に報告と共にもたらされ、領邦政府により1783年8月13日に正式に承認された。

和解 vergleich

第1に、オーバーホーフェンとフラウアリングの両ゲマインデおよび双方に結びつく人々の間で行われてきた争いと不和、敵対は停止され、解消されるべし。

第2に、すべてのこれまでに作成された協定、合意、契約、その他の全ての文書は、双方のゲマインデによりこれまで共同で利用されてきた放牧地とヴィーダースベルクに関する限り、さもなくばまた起こりうる争いを避けるため、今後はこの和解の効力において、永久に破棄し、解消され、無効にして価値なきものと見なされるべし。

第3に、これまで共同で利用されてきたアルペンの分配について：

ÖfenとWasserplattenの間に二つの $\oplus$ を並べて岩のくぼみの左右に立て、この二つの $\oplus$ の間に1783年の数字が彫られた。この岩からまっすぐ上へ線を引き、Öfenの側はオーバーホーフェンに、Wasserplatten, Derlenはフラウアリングとその利害関係者に帰すものとする。二つの $\oplus$ から下へいわゆるLackenを経て—Lackenから下へ—10 Klafter（1 Klafter=1.8m）のところの小さな丘の上に境界石を置く。この境界石とその両側に $\oplus$ を、したがって三つ置く。

……（以下、詳細な境界の確認など）

一方のゲマインデの家畜が他方の放牧地に入り込み、あるいは柵を跳び越えて入ったら、

他方の牧童はこれを打って追い出すのではなく、他方に知らせて引き取るようにする。したがって差押さえが行われてはならない。このことをゲマインデはその牧童に毎年、知らせめねばならない。

第6に、柵の設置は……

第7に、コミッションの費用は折半……

最後に、第8に、双方はこの和解の文書の写しを自身の費用で希望した。そして個々に記されている事柄全ての遵守と効力のために、双方はコミッションに誓約し、署名した。✚を付したのは、文字が書けない者で、他の者が代わりに記した。…フラウアリング、ポリング各々の山側集落からは…、オーバーホーフエンからは……（以下、人名）

この和解の作成、誓約、署名はフラウアリングにおいて、ヘルテンベルクの裁判にて、同地の居酒屋主人 herr Michael Schweigl, 森林監視人 Anton Hornstainer, 裁判役人の Ingenuin Albuin Kuen を証人として、同年7月13日に行われた。

この文書に私、ローマ皇帝・国王陛下の上オーストリアの政府顧問官にしてハルの製塩・造幣局長 Johann Joseph Menz von Schönfeld はその職務の故に自身で署名し、皇帝・国王陛下の印璽を押印し、3通の同じ内容の文書を作成させ、1通はフラウアリング、もう1通はポリング、もう1通はオーバーホーフエンのゲマインデに交付した。

以上は皇帝・国王陛下のハルのザルツアムトにて1783年8月30日に行われた。

Joh.Jos.Menz m.p.director

中世以来、共同利用されてきたヴィーダースベルクの放牧地は、ここにいたって両ゲマインデ（厳密にはフラウアリング・ポリングと、オーバーホーフエン）に分割して割り当てられるのである。しかも当事者による訴えから仲裁、割り当てに至るプロセスでは、完全に領邦当局の関連部局とその役人がイニシアティヴをとっている。あるいはフラウアリング・ポリングによる上訴の結果とも考えられるが、ヴィーダースベルクはこの時点で既に製塩局＝ザルツアムトの管轄に入っていたことから、訴えは最初から領邦政府に対して行われたと考えるべきであろう。すでに別稿で論じたように、15世紀末以後、ティロルにおける鉱山業・製塩業の発展にともない、領邦君主は森林資源の確保のための領邦令によって領邦直轄森林のみならず、農民が共同利用し

てきた共有地森林に対する利用規制をも強化しようとした⁸⁾。放牧地自体はそのような統制を受けることはなかったが、山岳放牧地は森林と混在し、また森林を拓いて設けられることもあったため、ヴィーダースベルクは全体として製塩局の管理下に置かれたのであろう。ともあれ18世紀末にはこのように、ゲマインデ間の紛争解決における領邦当局の関与は、明確なカタチで現れる。しかもこの分割では、多数の境界石の設置を伴う、これまでにない詳細なものであり、こうした新たな境界設定は、これまでの和解協定文書の内容をご破算にするという点でも画期的なものであった。もちろんこのような境界設定が役人により機械的に行われるはずはなく、ザルツアムトの調査委員は、現地で実検と協議を重ねたのである。また境界を越える家畜の差押さえという、伝統的な実力行使手段を禁止していることも、紛争に対する国家のこれまでとは異なる対応の一端を示しているように思われる。

2) ラント裁判区ザンクト・ペータースベルク

上イン溪谷において、ラント裁判区ヘルテンベルクの西に連なるラント裁判区ザンクト・ペータースベルクはジルツ付近の城塞ザンクト・ペータースベルクを核とするが、その東西に広がるイン河流域の低地の主要部は、ジルツに教会を置く一つの母教区をなしていた。この裁判区には比較的高い密度で村落（ゲマインデ）が分布しているが、その中心地域に位置するメッツ、ジルツ、ハイミングなどのゲマインデは11世紀にはなお、まとめてアウクスブルク司教領に属し、いくつかの放牧地を共有する一種の放牧共同体でもあった。しかしこうした所領組織の解体の後、中世後期には放牧地利用をめぐるゲマインデ間の紛争が頻発する⁹⁾。

A. テルフスとリーツの境界に関する証言聴取

まず最初に挙げる紛争例は、当裁判区の東端に位置するゲマインデ、リーツと、その東のヘルテンベルク裁判区に属すテルフスの境界紛争である。リーツは裁判区が確立する以前にはテルフスやオーバーホーフェンとともに、放牧地、森林などの入会地を共有するひとつの所領組織（ホーフマルク）に属しており、裁判区が整う13世紀以後に分離してザンクト・ペータースベルク裁判区に編入された。しかしテルフスとリ

ーツの間には、15世紀にも入会地、村域の境界をめぐる紛争が頻発していたようである。

① 1416 1.21 TLA Gemeindearchiv Rietz Nr.2 ; GAI Rietz, Nr.2.

リーツとテルフスの両共同体の間で、アウ（川沿いの低地、湿原）Au unter Rietz, unter Rietzer Ranffen(Ranncken), 森林と放牧地 Holz und Weideをめぐる争いが生じたので、オーストリア大公エルンストは仲裁人としてアムラスのプフレーガー Marx von Götzens(Getzens), Heinrich Ölkopph, アルト・シュタルケンベルクのプフレーガー Hans Hofer, Caspar Füger, Hans Foren, ゲッツェンスの Matheus, フェルスの Caspar を選び、彼らが仲裁を以下のように行った。リーツには十字を立てた Holenstein より上のアウが属し、それは上へ、Rietzer Ranggen の坂道の上の石の十字まで至る。これらの十字より上の放牧地と森林はリーツに属す。テルフスにはそれより下、Haslacher Wiese に至るまでのイン河両側の、そして二つの山の間のアウが属す。そこの放牧地はリーツの人々に属す。テルフスの人々が採草地を設けたら、それはヴァルブルギス（4/30）からせいぜいバルトロメウス（8/23）まで、一度のみの採草のために柵で囲われる。この時期以外にはリーツの人々がこの早期採草地 Frühmahd を放牧地として用いる。……リーツの人々はアウを通るオープンな通路を Haslacher Wiese まで持つ……

印璽付与者 … 証人 …

この文書はリーツのゲマインデ文書として伝来するが、同時期に作成された羊皮紙の写しには、「同様にして我々はテルフスの人々にも文書を与えた」との書き付けがある。両ゲマインデの村域が裁判区の境界に関わるためか、この紛争は領邦君主の指示により、広く地域の役人及び住民を集めて仲裁が行われた。しかし紛争は繰り返され、②③のように、1445年にはリーツ側はほぼ同時期に、ザンクト・ペーターズベルクの裁判官とヘルテンベルクのプフレーガー（代理）に、裁判での証言聴取を要請した。

② 1445 4.22 TLA Gemeindearchiv Rietz Nr.7 ; TW VI, S.114-116.

私、ザンクト・ペーターズベルクの裁判官 Hainreich Fuoraerr は私の主人である騎士

Wolfgang von Frewentsperg 殿の委任により代理としてジルツのディンク通り dinckgassen に滞在中、リーツの村長 Chuonczl von der Hueben と Paertl Schmidt が上・下リーツの全共同体を代表して、リーツとテルフスの間に生じた（境界）争いのために、私の前に現れた。そこで私は口頭であれ文書であれ、彼らの証人から事情聴取を行わねばならなかった。……

リーツの人々はラッテンベルク裁判区のヴェルグル在住の Hannsen Haider を証言者として立てた。私は彼に、恩顧、恨み、金銭、贈与、友情、敵対等に一切関わりなく真実を明確に述べるように命じた。

証言者の証言内容：28年か29年前にも立ち会ったが、石の十字が境界標識として Rieczer Rancken に設けられた。それは坂道の上に立っている。それは正当なものである。それ以前はテルフスの人々は、Rote Wannt までを（境として）主張していた。しかし仲裁者の裁定が行われて、テルフスの人々の主張は否定された。それ以後、それは正当ではない。そして二つの境界石より下は、Haslacherwiesen に至るまで、そして二つの山の間は、テルフスに属すものとされた。またリーツは共同の道を Rancken からテルフスのアウを通して木材置き場 ladsteten、rise まで持つ。

さらに証言者が述べるには：テルフスはアウを採草地にせんとした。それは一部を奪ったことになるのでバルトロメウスの日までに戻されるべきである。その後はその放牧地はリーツのものであり、テルフスの人々はそれを柵で囲うべし。

テルフスによる柵の設置……

アルヘ（護岸用設備）の設置……

以上、証言者は、真実のみを述べ、公にした。

上記の2人はリーツの全共同体を代表して、証言を裁判の印璽を付して、すなわち裁判、判決をもって裁定されたこととして交付するよう、また相手側が希望するなら相手側にも交付するよう要望した。

このとき証言に立ち会ったのは……（ランデック、ヴェンス、エッツ、ハビヘン、ジルツの住民）

③ 1445 4.29 Stolz, S. 361-362,

私、Christan Staudacher はオーストリア大公にしてティロル伯ジクムント殿と、私の主人

にしてヘルテンベルクのプフレーガー、Ulrich Windeckerの代理、全権委任者として、また同様にヘルテンベルクの裁判官、Georgen Erlerの要望により、以下のことを知らしめる。私のもとにCaltel Püchlerがリーツのゲマインデを代表して、その弁護士と共に来たり、証言聴取を行うように要望し、私の主人であるエッチュのハウプトマン、Vogt Ulrich von Matschの文書Geschäftsbriefを私に提示した。それはリーツとテルフスのゲマインデの間の争いに関して、正式にリーツに与えられたものである。

そこで私、(下級)裁判官であるStaudacherは次のように述べた：私の隣人たち、オーバーホーフエンの人々からしばしば聞くところでは、境界はリーツのRanksteigから他の山に上り、その上部がリーツに、その下部がテルフスに属すものである。また採草のためにアウを囲うことについては、テルフスは聖ヴァルブルギス(4/30)から聖バルトロメウス(8/23)までこれを行い、その前後はリーツが放牧地を利用する。ヘルテンベルクの廷吏ヤーコプ・バルダウフは誓約の上、証言した：リーツの道Steigの下Ranken(斜面・山腹)に石の十字が立てられており、(境界はそこから)イン河を越えて両側で山の中へと至り、その上はリーツに、下はテルフスに属す。

プファッフェンホーフエンのGeorg Schmidが続いて証言した：自分はその十字がRankenのBrünndlein(小泉)の傍らに立っているのを見た。またリーツとテルフスの人々の間で分割が行われた。

オーバーホーフエンのKaspar Winklerは誓約の上、証言した：かつてシュタムスの方へ入ったとき、境界の近くに一人の人が立っていて、境界はここで河を越え、そこでリーツとテルフスの人々は相互に分かれた。…

そこで私、前述の下級裁判官は、Püchlerとそのゲマインデ住民たちに、証言文書にヘルテンベルクの裁判官Georgen Erlerの印璽を付して与える。この裁判集会の証人は、森林長官Kläрни Radner, プファッフェンホーフエンのWenzl Reichel, オーバーホーフエンのMarkli Karg, Jacob Seuffer, Hans Dosser, Peter Scheiring, その他の多くの外来者と裁判集会参加者(裁判区住民Gedingleut)。1445年、Philippi, Jacobiの前の金曜日に。

②の証言者が28、9年前にも立ち会ったと述べているのは、上掲①の仲裁の際に関わったことを指しているものと思われる。下イン溪谷のヴェルゲルからこの人物の証

言を要請したのは、そのような経緯によるのであろう。証言は①の仲裁内容にほぼ一致し、おそらく①の際の交付文書を提示されて裁判官が行った②の証言も同様である。以上の証言、文書確認をふまえてヘルテンベルクのプフレーガーは、次のような裁定を下すことになる。

④ 1445 5.2 TLA Gemeindearchiv Rietz, Nr.8; GAI Rietz Nr.8

ヘルテンベルクのプフレーガー Ulreich Windek は、リーツの共同体を代表する Castel Puchler の依頼により、リーツとテルフスの間の争いの解決のために、32年ほど前、リーツの下のアウ、森林、放牧地をめぐる同じ争いにおいて、オーストリア大公エルンストが、Ulreich Windek 自身とアムラスのプフレーガー Marx von Götzens … を選び、以下のように仲裁を行ったことを確認した。(以下①とほぼ同じ)

以上のようにリーツはテルフスとの争いにおいて1416年の仲裁を重視し、1445年にはこれを基にテルフスが属すヘルテンベルクのプフレーガーとザンクト・ペータースベルクの裁判官の双方に訴えた。そして、後者の証言（確認）を経て、前者による1416年の仲裁内容の確認をも得たのである。二つの異なるラント裁判区に属すゲマインデの争いは、このように双方の裁判官、プフレーガーが関わる、あるいは当事者が双方を利用することによって処理された。このケースではそもそも①の仲裁から、第三者的な広い地域（裁判区）の役人や住民が関わっていた。このように紛争と紛争仲裁は、しばしばラント裁判区の枠組みを越えて展開したのである。

B. メッツ、ジルツ、ハイミング等のアルツヴィーゼをめぐる争い

前述のように、かつて放牧共同体的関係にあったメッツ、ジルツ、ハイミングなど、裁判区の中央部、イン河兩岸のゲマインデは、中世後期には幾つかの放牧地をめぐる争いを繰り返していた。ティロルの溪谷共同体における放牧地や森林をめぐる争いは、必ずしも前述のリーツ、テルフスの争いのような、ゲマインデ間の境界紛争としてではなく、むしろ紛争当事者たるゲマインデから隔たった高原放牧地をめぐる争いとして展開することもある。複数のゲマインデが共有ないし共用する放牧地は、むしろ広

い地域に散在するのが通例で、その場合、当然ながらそうした放牧地などを村域として取り込むことは困難であった。したがって少なからぬ紛争事例で見られるように、高原放牧地の各ゲマインデへの割り当てが行われる場合など、その文書に記された地域割りは複雑を極めている。平地の農耕地域に比して、山岳の放牧農村地方では完結的な村域の画定は一般に難しかったのである。そのような放牧地の争いの事例として、次に放牧地アルツヴィーゼをめぐる一連の紛争を取り上げる。

① 1424 12.9 TW VI, S.153-155; GAI, Silz, Nr.3.

ジルツとハイミングの間で、放牧地アルツヴィーゼの放牧と森林利用の境界等をめぐる争いが生じ、ジルツの裁判集会＝パウタイディングで双方の村長が訴えと抗弁を行った。ザンクト・ペータースベルクの裁判官 Hanns Ebenhauser と穀物耕管理官 chastner, Castel Puechler は両村長と両ゲマインデの全住民の出席下に、タン（ライン）の Jaecken, ゼーの Pawlen Taschen, リーツの Hannsen Pracken, シュリレンツァウの Werenlein Jaeger の4住民に加え、Rucolffen Jaufer をオブマン（仲裁責任者）として仲裁が行われた。そしてアルツヴィーゼ、ミュールバッハ、グシュヴェンク（ト）、ファルハッハ、ヴァイデ・アム・ベルクの放牧地の利用について、双方のゲマインデの権利が明確にされた。

アルツヴィーゼではジルツの人々が、Rospuechel, Hofaw an den perg, ... で木材伐採、放牧を行うことができる。ここではハイミングの人々はジルツの人々を妨げてはならない。ハイミングは従来の慣習通り Mellris までその権利を維持する。

ミュールベルクから流れるミュールバッハはグヴィッゲンの上で、ザンクト・ペータースベルク側とジルツ側に分割される。……（以下、グシュヴェンク（ト）、ファルハッハ、ヴァイデ・アム・ベルクにおける両ゲマインデへの個々の放牧地の割り当てと、共同利用部分、その利用の仕方等についての詳細な規定）

双方はこの裁定を受け入れ、永久に遵守すること、違反して他方に害を加えたら、これを償うことを仲裁人とそのオブマンに誓約した。オブマンと仲裁人たちはザンクト・ペータースベルクの裁判官 HE に、この文書に印璽を付すことを要望した。

アルツヴィーゼはイン河左岸、したがってジルツ、ハイミングからすれば対岸の山、

アルツベルクの山麓に広がる放牧地であろう。この放牧地は以後、これ以後も幾度も争いの原因となる。この仲裁はアルツヴィーゼの他、両ゲマインデの周辺に広がる放牧地の利用権の調整を行っており、裁判官が両ゲマインデ住民の参集する集会において、近隣の4ゲマインデの住民に仲裁させた。仲裁は個々の放牧地ごとに詳細な利用のルールを確認しているが、完全な放牧地の分割、割り当てではなく、小地域ごとの優先的な利用と共用の規則を示した規定が多い。そのためか、この放牧地を巡る紛争はつづいてはなかった。

② 1433 6.5 TLA Gemeindecarchiv Silz, Nr.9; GAI, Silz, Nr.9.

Wolfgang von Freundsbergの代理でジルツにて、ザンクト・ペータースベルクの裁判官であるCastel Püchlerの前で、ジルツの村長Hans Naterは、イムストのHans Kürschnerの証言を要求した。この者の証言によれば、グヴィゲン、プファッフェンホーフェンの住民がミュールベルクに不当に放牧したので、ジルツの村長Jacob Zimmermannがその家畜を差押さえたところ、ヘッペルクの住民が不当にこれを解き放った。ヘッペルクの住民は自分たちがPirchet (Pirchach) にもその他の場所にも放牧する権利を持たないことを認めた。またGlawerもバンタイディング(裁判集会)で同じことを証言し、同様にオーバーホーフェンのChristan Zererも家畜(羊)が差押えられたときジルツに来てそう語った。

文書に印璽を付したのは、裁判官Castel Püchler

証人は、ハル市民Rudolf Jawfer, ペトナウのStoffl Mader, ヘッペルクのUlrich Häring, Hanns Rüd.

ジルツのすぐ南に位置したであろうミュールベルクの放牧地に、近傍のグヴィッゲンのみならず、ヘルテンベルク裁判区のゲマインデ、プファッフェンホーフェンからも放牧が行われたという事実は、やはりかつての放牧地共同利用関係が裁判区の境界を越えて広がっていたことを示唆すると同時に、そのような広域的な放牧地利用が15世紀には紛争の原因になっていたことをも示している。文書は、差押えをめぐるトラブルについて行われた証言聴取の記録であるが、その後の判決や和解については知り得ない。ヘッペルクはハイミングの山側集落(Haiminger Berg)に隣接する小村で

あるが、差押えられた家畜を解き放った事情は不明である。

③ 1448 日付なし TLA Gemeindearchiv Motz, Nr.4; GAI, Motz, Nr.4.

メッツとハイミングの間に、放牧地アルツウィーゼへの放牧をめぐる争いが生じた。ハイミングの住民がメッツの住民の土地に入ってアルツウィーゼに放牧したが、メッツ側は文書によっても、また慣習としてもハイミングはそのような権利を持たないとし、双方が裁判に訴えた。誠実な人々（陪審）がこれを受理し、和解ないし裁判によって両者は争いを止めること、もし裁判によって判決が下され、かつ何れかがこれに不満であれば、上訴できることを告げた。双方の希望により、イムスト住民Hans Ruepp, Thoman Frischeysen, ジルツ住民Kaspar Winkler, Michel Jaufer, シュタウダハ住民Hans Ochaim, ウンターミーミング住民Thoman Marck が仲裁人として選ばれ、Wolfgang von Freundsberg殿の要請によりイムストのAndrä Mauerがオブマンとされた。仲裁人はグルントヘルと裁判官の同意と許可により現地実検、事情聴取、提出文書に基づいて、友好的な仲裁を行った：

メッツはかつてChunrat der Mülß, Herman von Swanga（以前の裁判官？）が交付した文書の内容にしたがって、その権利を維持する。メッツ、ハイミング双方は、その間のラーを境とし、これを超えて放牧、採草してはならない。各々は、（各部分における）損害を自分で補い、共同の負担をも負わねばならない。裁判の費用は双方が負担する。メッツ側はハイミング側に、定められ期日までに9グルデンを損害の賠償として与える。Her Wolfgang von Freundsbergが来て（？）双方はこの（文書に基づく）裁定内容を忠実に守ることを誓約した。そして裁定を文書として、Andrä Mauerの印璽を付して交付することを要望した。

証人：リーツのCastel Püchler, イムストのBerchtold Tasch, ハルのHan Fruet

印璽を付したのは、イムストのAndrä Mauer

①でジルツとハイミングが争ったアルツウィーゼは、ここではハイミングと、その対岸のゲマインデ、メッツの争いの原因となる。裁判には訴えられたものの、双方が選んだのは、彼らが望む近隣ゲマインデ住民による仲裁であった。その中に、①のようにハイミングと同じ放牧地をめぐる争うこともあったジルツの住民が加わっていることは注目に値する。放牧地を共同利用するゲマインデは、ある時は争い、そうで

ないときには仲裁への協力も行う、そのような相互関係にあった。なおこの仲裁では、裁判官 W. v. Freundsberger は不在であったのか、殆ど表には出ない。その代わりに (マルクト) イムストの市民がその代理のような役割を果たしている。また9グルデンの損害賠償は、争いがかなりの実力行使を伴い、物的損害を生じさせていたことを示唆している。

④ 1485 7.26 GAI, Silz, Nr.20.

ジルツとメッツは、アルツヴィーゼ、ラー、ジマリング、グリーンベルクにおける木材伐採と放牧地をめぐる争い、ラント裁判の抵当所有者ウルリヒ・フォン・フロインツベルクはイン溪谷の長官である息子トマンに裁定を委ね、トマンは双方から多数の住民が出席した裁判集会で、ザンクト・ペータースベルクの裁判官 Hans Zeschger をオブマンとし、イムストの裁判官 Hans von Puoch, 同地の鉱山裁判官 Hans Pawr, エッツミュールの Cristans Klotz, エールヴァルトの Paul Sticker, ハイミングの Wolfgang Pryminger, ナッセライトの Oswald Schreyer, シュタムスの居酒屋主人 Cristein Scheuring, リーツの Konrad Nageli など近隣集落の住民9人に仲裁させた。メッツ、ヴァルト、フィンスターフィーヒト、シェンゲンハウゼン、ノイデックの代表者として：17人の記名、ジルツの代表として村のフォークト Hans Stamser を含む10人の記名

証人：リーツの Balthasar Posch, テルフスの Hans Posch gen. Hagel, イムストの Jos Heugel
印璽を付したのは、Heinrich Zeschger, Hans von Poch, Hans Pawr, Paul Sticker, Oswald Schreyer

この度のジルツとメッツの争いは、アルツヴィーゼとその南部の広範囲に存在する放牧地、森林の利用をめぐるものである。あらためて両ゲマインデの放牧活動の広がり、その密接な絡まりが認識される。裁判区の抵当保有者 (とその息子) は紛争解決の実質的な役割を担い得ず、そのザンクト・ペータースベルクの (代理) 裁判官と西隣のイムストの裁判官などに加えて、紛争現場に近い北隣の裁判区エーレンベルク (エールヴァルト) や裁判区イムストのゲマインデ (ナッセライト) を含めた多くのゲマインデの住民が仲裁に協力している。ジルツ、メッツと争うことも多かったハイミ

ングも、ここでは仲裁に協力している。シュタムスの「居酒屋」と特記されているのは、地域のコミュニケーションにおけるこの職種の重要な位置づけを思わせる。この他にも、アルツヴィーゼに近いゲマインデ（ヴァルト、フィンスターフィーヒトなど）の代表、そしてヘルテンベルク裁判区のテルフスの住民が立ち会っている。対象エリアの広がりからしてもこの仲裁が、かなり大がかりであったことがわかる。

⑤ 1491 7.22 TLA Gemeindearchiv Silz, Nr.22 ; GAI Silz, Nr.22.

ジルツとシュタウダハの間の、両ゲマインデの南部に隣接するStadelberg, Uetezeltalの森林における木材伐採をめぐる争いが生じ、ジルツ側の代表である村長Hanns Tablanderと選ばれたHeinrich Janekampp, Oswald Wameis, Gaspar Hämerli, Hans Stamser, そしてシュタウダハ側の代表であるMoritz Stringel, Hans Klukli, Ludwig Heißに対して、シュタムスの裁判官Christan Schewring, ハイミング住民Jacob Negelien, メッツ住民Bastian Klewbenschedl, Simon Walcher, Paul Tenglerの5人により、ジルツの廷吏Christan Wameisをオブマンとして仲裁が行われた。シュタウダハはStadelbergにてZimmerrieseとPlochreiseの間に、Uetezeltalに至るまで、伐採できるものとされた。ただし一定の範囲内では薪のみ採り、それ以外の場所では用材を伐採できる。その場合、彼らはジルツの村長に知らせねばならない。証人としてウムハウゼン、リーツ、ヴァルトの住民など5人が立ち会った。

ジルツとその東に隣接するシュタウダハの間の、その南に存在する森林をめぐる争いは、シュタムスの下級裁判において、ハイミング、メッツの住民を加えた仲裁者により収拾された。しばしばジルツと争っているハイミング、メッツもここでは仲裁役に回っている。

⑥ 1527 3.14 GAI, Silz, Nr.40

ジルツとメッツの間のアルツヴィーゼ、ラーの放牧地の越境、Lörgatbichlの境界標の改善、Rotwandにおける木材伐採をめぐる争いにおいて、ジルツの代表である村長Hans Brechenstainer, 6人衆であるMichel Hammer, Klas Riser, Prokuratoren Paul Haug, Hans Zobl, Hans Payrは、村長Oswald Rappolt, Hans Ferg, Martin Reyndl, Jörg Walher, Hans Zischg,

Hans Koppを代表とするメッツを訴えた。この争いはペータースベルクの穀物庫係Erasmus Oberhauserをオプマンとし、ハイミングのHans Regensburger, Hans Püchler, エッツのLienhard Harder, ミーミンガーベルクのAutustin Mayr, Heinrich Jöchl, など近隣集落の住民5人よりなる仲裁者団によって仲裁された。

印璽を付したのは、ザンクト・ペータースベルクの裁判官Hans Erlbeckh

④の争いの再燃である。ここでも①と同様、ハイミングの住民が仲裁に協力している。裁判官は印璽付き文書の発給者として以外には、積極的な役割を果たしていないように見える。

⑦ 1631 8.4 TLA Gemeindearchiv Obsteig, Nr.7; GAI, Obsteig, Nr.7.

メッツ、オブシュタイク、ミーミンガーベルクとハイミングの間の、放牧地アルツヴィーゼの境界をめぐる争いに対して領邦政府のコミッションによる仲裁が示され、放牧地の境界はイン河左岸（メッツ側）のアルツヴィーゼからAustrag von Grünbergを経て、道路の分岐点までとされた。ハイミング側はこの境界設定に何ら反論の根拠を示せなかったので、この境界が正当なものとなった。この境界内ではメッツ、オブシュタイク、ミーミンガーベルクの利用権が保護され、ハイミングは境界を越えて放牧してはならないとされた。この裁定の遵守を誓ったのは、メッツの村長Sebastian Kurz, オブシュタイクの区長Viertelmeister, Paul Gaßler, Stiftの居酒屋Wirt, Thomas Gaßler, タブラントのMartin Walcher, Matthäus Förg, Jeronymus Walcher, Hans, Sebastian Kleubenschödl, Jakob Hosp, Christoph Föger.

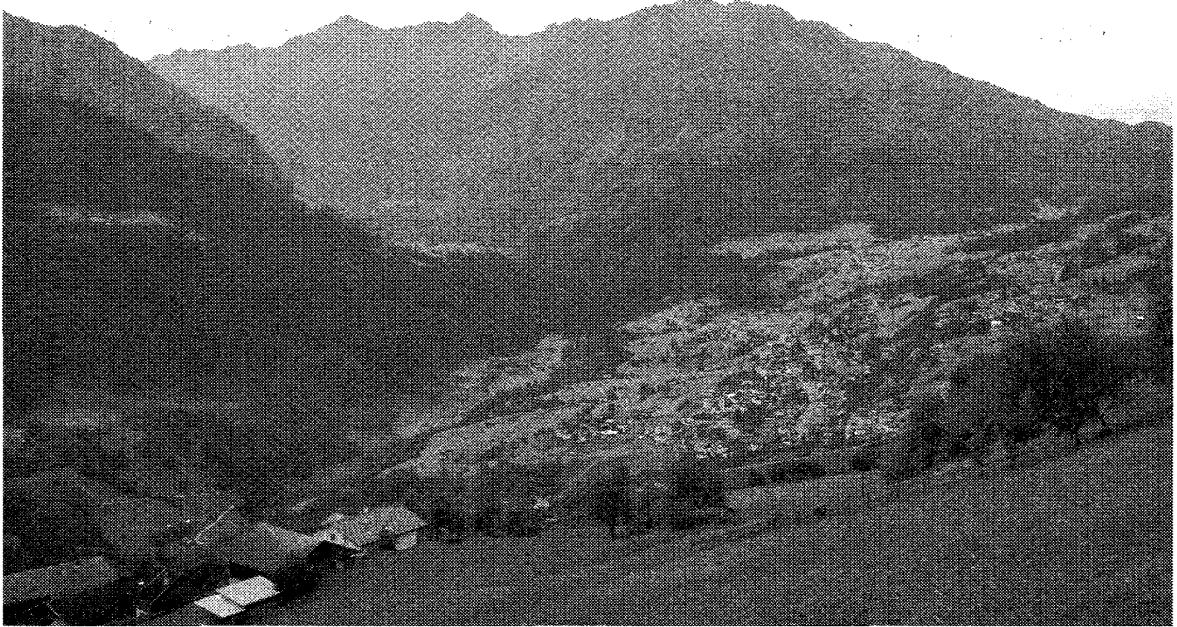
17世紀に入ってもなお、アルツヴィーゼはメッツ、ハイミングの他、周辺のゲマインデ、オブシュタイク、ミーミンガーベルクをも加えた複数ゲマインデの共同放牧地であった。しかしこのときはハイミングとそれ以外のゲマインデの放牧地域が明確に画定された。なおコミッションの活動は、この時期における領邦政府の紛争解決への影響力、イニシアティヴが相対的に強まっている印象を与える。

ラント裁判区ザンクト・ペータースベルクは、インスブルック以西の上イン溪谷Oberinntalにおいても流域の低地部分が比較的広く、集落（村落、小村＝ヴァイラー）

の密度が高い。教区教会の所在地ジルツやハイミング、対岸のメッツなど、裁判区の中心的集落は、上記の事例に現れるメッツ側のイン側から北に5～6 km ほど隔たったアルツヴィーゼをはじめ、グリューンベルク、ジマリング、ラーなど、イン河兩岸の山麓に広がる放牧地や森林の利用をめぐる争った。しかし三者のうち直接紛争に関わらないゲマインデが、他の二者の争いに際して交互に仲裁に協力するという、紛争と平和維持の両面的な相互関係も見られる。このような争いと仲裁の相互行為が見られるのは、この3ゲマインデ間に限らない。前稿で示したように、この3ゲマインデを中心に、その周辺に散在するリーツ、タブラント、シュタウダハ、グヴィゲン、(ウンター、オーバー) ミーミング、ゼー、オブシュタイクなどのゲマインデもアルツヴィーゼ、その他の放牧地利用についてハイミング、ジルツ、メッツの争いに関わり、あるいは3ゲマインデの関わりぬゲマインデ間の争いを生じさせている。同時にそうしたゲマインデもまた、直接自身が関わりぬ紛争に対しては仲裁への協力者を送っている。この仲裁における協力関係は、ザンクト・ペータースベルク裁判区に属すものの、独立した空間という印象を与えるエッツ溪谷のゲマインデと、上記のイン溪谷のゲマインデの間にも見られる。したがって紛争と紛争解決における相互関係のネットワークは、放牧共同体を構成していた近郷近在のゲマインデ間のみならず、裁判区内の比較的隔たった溪谷のゲマインデをもその内に含み込んでいたと言えよう。さらにこの関係は、ときにはヘルテンベルク、イムスト、エーレンベルクなど、隣接するラント裁判区にも及んでいたのである。

3) ラント裁判区イムスト

ラント裁判区イムストは、イン溪谷に交わる北部のピガーバッハ流域地方と南部のピッツ溪谷よりなる。とりわけ溪谷の規模が大きく、山腹に豊かな放牧地を抱えるピッツ溪谷の北部には多くの小集落が散在し、放牧地の共同利用関係が錯綜していた。ピッツ溪谷の北部(入り口付近)のアルツルを中心とする集落は16世紀初になお密な放牧共同体を維持していたようである。これらの集落は、16世紀のヴァイズテューマーには「アルツル下教区Unteres Kirchspiel Arzl」として、その南部、ヴェンスを中心とする「上教区Oberes Kirchspiel」と区別され、徴税も各々独自に行うようになった¹⁰⁾。



ピッツ溪谷：ラルハハから中央奥（左寄り）にイエルツェンスを望む

またピッツ溪谷のさらにイエルツェンスより南部（上部）の小村、ないし孤立農家群も、紛争解決の交渉に代表を選ぶような放牧共同体を形成していた。次に挙げる事例は、この溪谷南部の放牧共同体（事例ではピッツ溪谷住民と記される）と、アルツルを中心とする「下教区」のゲマインデとの争いである。なお1500年のゲマインデ・ヴァルトのヴァイズテューマー（下級裁判集会で確認される慣習 Ehehaft und Ordnung der Gemain Wald）には、下記の紛争にも現れる Nesslerperg, Schwartzperg, Pirchelperg, Täschach の4つのアルプはアルツルの（下）教区全体 das gantz kirchspel zu Artzell が相互に共用するものとされ、ピッツ溪谷住民（前述の溪谷最南部の住民）は、Täschach の放牧地を Pitztenried (=ゲマインデ・リート?) までの範囲で利用し、放牧料を納める義務を負うと記されている¹¹⁾。

① 1530 6.14 TLA Gemeindecarchiv Arzl im Pitztal, Nr.104; GAI, Arzl Nr.72a; GAA, Arzl, Nr.104.

erber Anthoni Grutschen, Thoman Streunを代表とするホルバツハ Horbach とシュティレバツハ Stillebach の両川の間のピッツ溪谷住民と、Andrä Gerold, Ludwig Fikhを代表とするアルツル、ヴァルト、ラインス、リート、ティムルス、プランス、エステン各共同体の間

で争いが生じた。

アルツルは長い間、ネッセルベルク Nesselberg, シュヴァルツェンベルク Schwarzenbergの放牧地を利用してきたが、ピッツ溪谷の人々はピッツ溪谷の採草地 Bergmähder, その他、彼らに属す山、放牧地を利用しており、両者の対立、争いは大きな混乱をもたらし、相互に、不当な放牧により大きな被害を被っているとした。そこで両者は裁判当局に出頭し、文書を根拠として提出した。

アルツル側は、1470年の和解文書を提出した（この文書が当文書に挿入されている）。それによれば、同じ放牧地に関する両共同体の争いは、1470年にイムストのプフレーガー、Caspar Frechar, 裁判官 Hanns Metzger の下で、双方が依頼したイムストの裁判官ら同裁判区の住人7人を含む9人の仲裁者により以下のように仲裁された。すなわち、アルツル側は上記の二つの放牧地を、1年を通じて自身の牧童を雇って利用することができる。他方ピッツ溪谷住民は1000匹程度の羊はこれらの放牧地に放牧できる。その場合、アルツル側と同じだけの放牧料を納める。ピッツ溪谷側がアルツル側に与えた損害については賠償金15ポンド（ベルン貨）を支払う。さらに二つの放牧地とピッツ溪谷の間の放牧地、採草地の実検のため、ヴェンス、ピッツ溪谷から信頼できる中立的な、各2人を選ぶこととされた。

この和解文書が読み上げられ、双方によって理解された。そこで改めて双方が中立的な仲裁者（ヴェンスの2人の住民、ピッツ溪谷住民2人、ブロンス、グシュヴェントの住民各1人）を選び、仲裁者は対立と多大な裁判費用を避けるために、和解を促した。そして双方の立ち会いの下に、個々の山（放牧地）の現地実検によって境界を確認し、境界石と十字形境界石を置いた。…（この部分、実検、境界確認、境界石設置の詳細な記述）…またこの境界によって両者は平和的、友好的な関係を保つべきであるとされた。双方はその遵守を裁判当局に誓約し、これを文書にして印璽を付し、交付することを要望した。

上記の1500年のヴァイズテューマーをも併せ考えるとこの紛争からは、かつてアルツルを中心とする下教区地域のゲマインデと溪谷最南部の住民は、おそらくピッツ溪谷内の各所で相互に放牧地を共有ないし共同利用していたこと、すなわちピッツ溪谷が全体として一つの放牧共同体をなしていたことが推測される。しかし溪谷内部での上教区、下教区、それ以南の溪谷部分といった地域の分化は、前述のように教区、さ

らに徴税単位においても進行し、放牧地利用においては地域間の争いが生じていたのである¹²⁾。

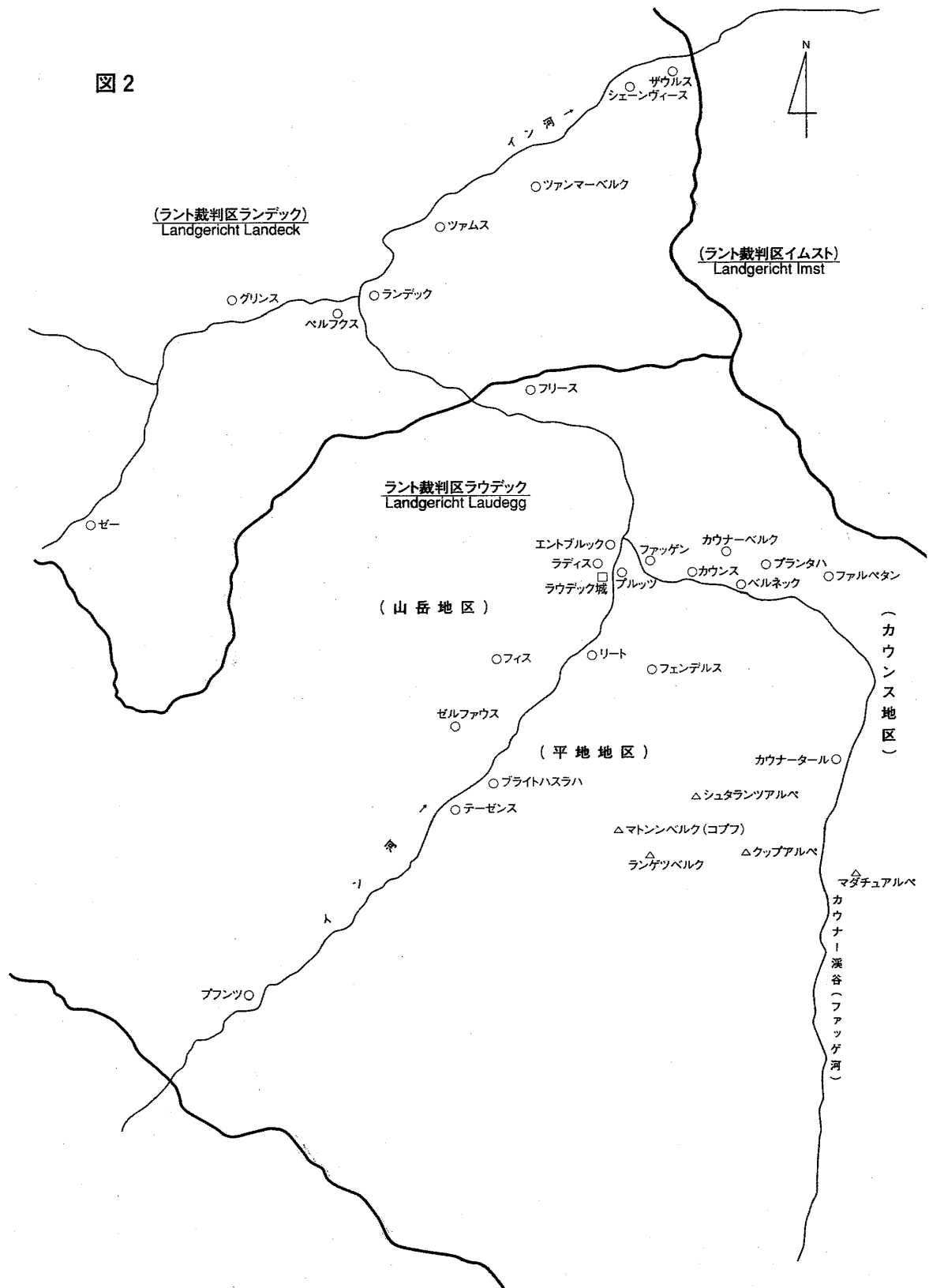
この度の紛争においては、双方が文書を根拠として提出したようであるが、アルツル側の提出した60年前の和解文書が正当と認められた原因はわからない。ともあれ、その内容にしたがってアルツル側の両放牧地の優先的利用権とピッツ溪谷住民の限定的利用が認められた。またその範囲など現地における細部の確認のために設けられた仲裁者団は、60年前の仲裁におけると同様、両当事者が選んだ、直接紛争に関わっていないヴェンスの住民、その他の溪谷住民により構成された。やはり溪谷のゲマインデは放牧地利用関係の絡まりにより、緊張をはらんだ密接な利害関係を有したと言えよう。

しかし放牧地をめぐる紛争は、16、17世紀にはさらに上教区と下教区のゲマインデ間に、さらには各教区内のゲマインデ間にも及んでいる。1557年にはブレンヴァルトとヴェンス、ラインスの間で争いが、1589年にはホッホアステンとイムスターベルクの間で、1613年にはヴェンスとラインスの間で、そして1628年にはヴェンスとヴァルトの間で放牧地や森林の利用をめぐる争いが生じている¹³⁾。何れの場合でもイムストのプフレーガーの下で、双方の代表に、裁判区のゲマインデ住民を仲裁者、陪審として加え、交渉と仲裁が行われた。この時期になお、少なくともイェルツェンス以北のピッツ溪谷全体が、錯綜した放牧地利用関係により、争いと平和（仲裁）のネットワークを織り成していたのである。1628年のヴェンスとヴァルトの間の和解文書（仲裁裁定）では、「これをもって、ふたたび、常に、永久に良き、友好的な、隣人としてふさわしい和解が行われた。こうして、相互に激した不穏当な言葉によって、フェーデにおけるごとく、争ったことどもはすべて裁判当局により完全に清算され、除去された」¹⁴⁾と格調高く平和を宣揚しているが、逆に現実における紛争の高いポテンシャルとその厳しさを思わせる。

4) ラント裁判区ラウデック

ラント裁判区ラウデックは、元来独立した領主支配領域であったイン溪谷の右岸地域（ラント裁判区への統合後は「平地地区Drittel in der Ebene」と呼ばれた）、イン河

図 2



の西側の高原地域（同じく「山岳地区 Drittel am Berg」と呼ばれた）、およびイン溪谷の東に、山を隔てて走るファッゲ河流域のカウナー溪谷地域（「カウンス地区 Drittel zu Kauns」と呼ばれた）の3地区から構成される¹⁵⁾。二つの溪谷の合流点であるプルッツの西部、ラデイス近郊の城塞ラウデック（後にはゲマインデ・プルッツ内に移る）に裁判所を置くこの裁判区は、プルッツを中心とするひとつの教区でもあり、またカウナー溪谷の放牧地を共有する共同体でもあった。イン溪谷の最上部にあたる平地の少ないこの裁判区の、人口、集落の密度は低かった。しかし中世後期にはフィスを中心としラデイス、ゼルファウスなどの集落よりなる山岳地区は、自立的な放牧地共同体にして教区（ゼルファウス）として他の地区からの自立化傾向を強めている。山岳地区内ではさらに、個別ゲマインデが独自の放牧地や森林の利用権を得て自立化する傾向が見られたが、イン河右岸の低地を中心にプルッツ、リート、フェンデルス、テーゼンスなどのゲマインデが存在する平地地区とカウナー溪谷のカウンス地区はプルッツにおいて共同で下級裁判集会を持ち、また共通のゲマインデ会計を維持していた。この二つの地区は各々1人の代表を出し、この2人が「両地区共同体 Zweidrittelgemeinschaft」を



ゲマインデ・プルッツ（手前）とラウデック城、背後にゲマインデ・ラデイス

代表した。しかしこの両地区の間でも15世紀には幾度か放牧地の分割（割り当て）が行われた。以下に挙げる1470年の分割の際、平地地区では、プルッツ、リート、フェンデルス、テーゼンスの各ゲマインデの間で放牧地がさらに分割されたように、すでに、この広域的放牧共同体内部での個別ゲマインデの自立化が進行していたのである。ただしカウンス地区ではなお放牧地の共有が17世紀まで維持された。

これらの3地区は放牧地利用の他、橋梁の保全や税徴収の単位でもあった。しかし重罪犯罪＝マレフィッツや流血裁判事項は常に、プルッツ（ラウデック城）で、そして17世紀にはリートに移って、年3回開催されたラント裁判集会において裁かれた。1548年のラント裁判集会のヴァイズテューマーには、ラント裁判区住民全体＝ラント裁判共同体に関わる、ラウデックの城塞保守義務、徴税、結婚、手工業の営業規定などの他に、3地区相互の、さらには個別ゲマインデ間の放牧地利用、（放牧家畜の）通行、森林伐採、水利、橋梁建設、維持に関する詳細な規定が見られる¹⁶⁾。地区共同体、個別ゲマインデへと入会地用益の分割が進んではいたが、なおそうした区域を越える相互の放牧地、入会地利用は存続しており、ラント裁判共同体はそのなかで、不可欠の広域的な利害調整機能を担っていたのである。

この裁判区に属す11のゲマインデのうち、リート、プルッツ、フェンデルス、カウンス、フィス、ラデイス、ゼルフアウスは集村であるが、ファッゲン、カウナーベルク、カウナータール、テーゼンスは複数のヴァイラーや孤立屋敷の集合体であった¹⁷⁾。またこの地方はティロルでも最も内奥の盆地状地形のため、降雨量が少なく、耕地、放牧地ともに灌漑が重要な意味をもち、灌漑水路の設置、管理、利用がしばしば共同体間の紛争を生じさせている。

① 1440 3.23 TLA Gemeindearchiv Ried, Nr.5; GAL, Ried, Nr.5

一方でプルッツ、リート、フェンデルス、平地地区共同体、カウンス地区共同体と、他方でカウナー溪谷に自有地または世襲保有地 Baurecht を有する人々の間で、前者が後者に対して、カウナー溪谷においては聖ファイトの日までは柵を開放して自由な放牧ができるようにすること、上記4共同体には河の両側で木の長さ分の幅が Watzenbach まで開放されることを要求したことから、争いが生じた。そこでラウデックのブフレーガー Truchseß Hans

Wilhelm von Mülinen は、ラウデックの裁判官 Matthial Huber, そしてファッゲン(Tryfacken) の Peter Kobel, Peter Schädel, Hans Stempfel, Michel Mais, リートの村フォクト Thoman Schmid, 同村の Hans Enderlein, Heinz Kögelli, ブライトハスラハの Hans Gramell, Jakob, Hans Vögeli を仲裁者とする仲裁裁判を設けた。その裁定によれば：Nufels の草地は道路より下では聖ゲオルクの日より8日後まで開放されるべきである。Nufels の草地は5月を通じて開放される。Fischbrunnen から橋までは開放される。道路より上の Viecken-Feld は Wilhelm Förlein の土地まで開放されるべきである。同じく道路より下では、Stockach から Kupferschmiedfeld まで開放される。Ganden の採草地は Anger des Räsén まで、Rote Au は spezger Gut と境界石まで、さらに共同の道路を上へ、Rauchmichels hohen Rain まで、… (その他、多くの詳述された地区において) …開放される。また個々の放牧地、採草地について柵の開放期間が確認された。

この紛争からは、平地地区のゲマインデ住民が、3000 m 近い山々で隔てられたカウナー溪谷にも放牧に出向いていたことがわかる。カウナー溪谷に自有地や世襲保有地を持つ人々とは、カウンス地区において、個人として自立的な牧畜経営を行う孤立農家の住民であろうか。とすればカウンス地区の放牧地利用についても、外部、すなわち平地地区のゲマインデとの軋轢のみならず、カウンス内部でも利害関係は一様ではなかったと言える。ラウデックのプフレーガーと裁判官の下で行われた仲裁には双方の地区の住民が加わっていることも、紛争が地区共同体間のそれではなかったことを示唆する。

② 1445 6.29 TLA Gemeindearchiv Kauns, Nr.3 ; GAKL, Kauns, Nr.3.

この公的文書を見、読み、また読まれるのを聞く者はすべて、以下のことを知るべし。ブルッツの共同体とカウンスの共同体の間に（ファッカー・アウをめぐる）不和・争いのゆえに、ランデックの裁判官 Hans Trawtman, オブマンであるラウデックの裁判官 Peter Kobel, ゼルファウスの Jakob Plasy, フィスの Hans Lengenzli, Thoning Gotschli, フェンデルスの Heinz Leiner, リートの Paul Diemeller, Klaus Schädli, Heiz Gramell が仲裁者 (Sprecher) をつとめた。双方の全権委任代表としてブルッツからは Mtthäus Hochhuber, 村フォクトた

る Peter, Ulrich Grutsch von Enepruck, Thman Schmid, カウンスからは村フォークトたる Hans Wamas, Hans Pridun ジュニア、Hans Nas, Peter Schädli が仲裁人の前に来たり、仲裁人は双方に名誉を与え、相互によき関係のために、双方の合意を得て次のように裁定した。

双方はよき友人であるべし。悪意を持ってことをなしてはならない。またファッゲンへの道の両側に境界石を規定どおりに（示されたとおりに）設置すべし。そして以前より慣習であったように、柵 panzaunnen で囲うべきである。しかし一方が一頭の牛、その他の家畜を中にいれ、害を与えるなら、他方はその家畜を差押さえることができる。さもなくばその家畜を惑わせたり（他の場所へ追いやる？）捕らえたりしてはならない。カウンスの放牧地の境界は…

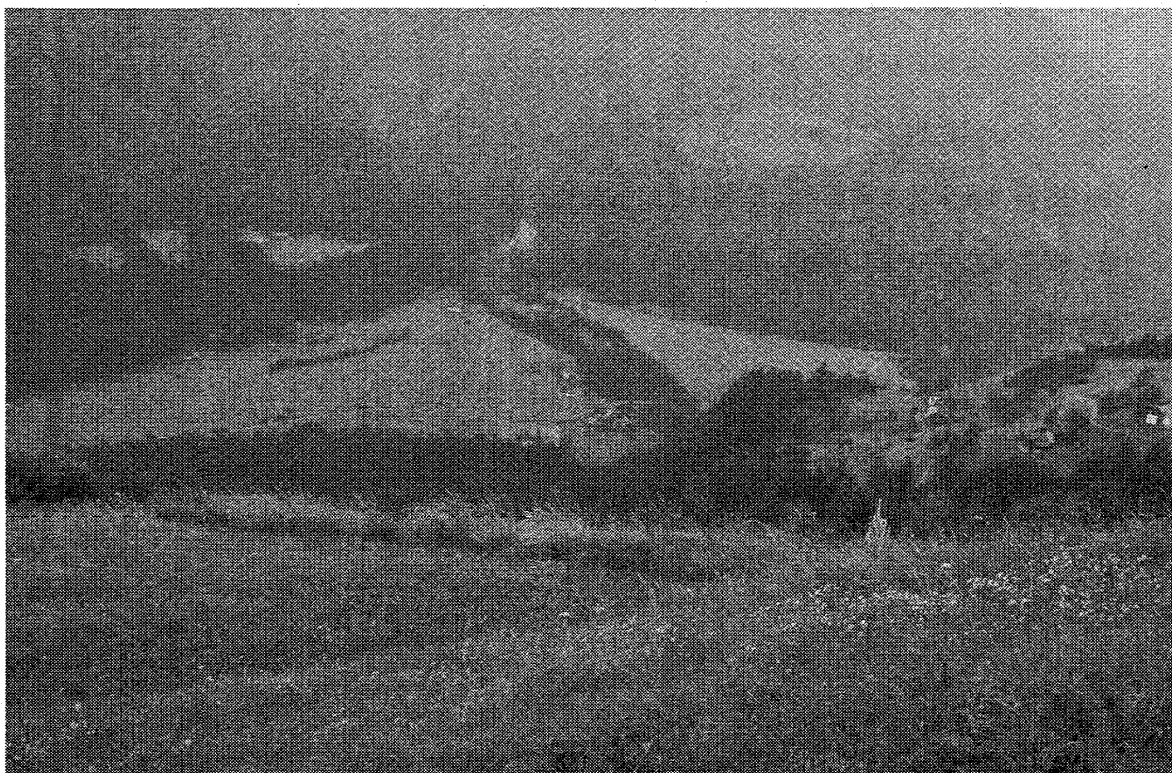
プルッツの人々はファッゲンの橋より草地 feld の外側、ファッゲンまで、そしてイン河まで、そして境界石より外、パルヴァインス・グッファーからポントラッツ橋まで、（ファッカー）アウを利用し、開墾できる、また彼らが緊急時に境界を越えて入っても、カウンスの共同体は妨げてはならない。プルッツとカウンスの双方は、道の上部と下部に従来どおり、柵を設け、放牧しうる。ただし聖ゲオルクの日から聖母の日まで。……（以下、柵の設置、通路の利用、アウの部分的な開墾に関する詳細な規定）

双方がこの裁定を文書として交付することを望んだので、我々上述のオブマン、裁判官と上述の仲裁人はこの裁定文書を双方にあたえ、また仲裁人の願いによって、ランデックの裁判官 Hans Trawtman がオブマンとして、おなじく名誉ある賢明なるラウデックの裁判官 Peter Kobel とともに自身の印璽を付した。

証人は、Hensli Chüzli vom Klosterli, Ulrich Gramell, Georg und Erner Rud, Jakob von Phaws, フィスの Hans Nigelli, ラディスの Rudolf Maurer, Hans Macki, Lin Schroff.

プルッツと、カウナー溪谷の入り口に近いカウンスの、おそらくファッゲ河、イン河合流地付近の低湿地＝アウをめぐる争いは、ラウデックおよび、北に隣接するラント裁判区、ランデックの裁判官の下に、ゼルフアウス、フィス、フェンデルス、リート、すなわち山岳地区、平地地区のゲマインデ住民を仲裁者として収拾された。裁定文書によれば「双方に名誉を」という原則により、双方が満足ないし妥協できる条件が、おそらく現地の事情に精通し、あるいは実検した仲裁者を介しての交渉により確

認され、合意に至ったようである。証人に名を連ねる住民をも併せ考えると、平地地区のゲマインデとカウンス地区のそのの争いを収めるために、平地地区と山岳地区の広い範囲のゲマインデから、その住民が仲裁に協力したことがわかる。



ラント裁判区ラウデックの山岳地区への登り口から平地地区を望む

③ 1470/71 11.30 TLA Gemeindearchiv Ried, Nr.8 ; GAR II, Fendels, Nr.38/3, TW VII, S.199-202 ; GAL, Ried, Nr.8.

ラウデックのプフレーガー Hans Voit は知らしめる。平地地区のプルッツ、エントブルック、リート、フェンデルス、オーバーテーゼンスと、カウナー溪谷のカウンス、ファッゲン、ファルペタンの間で、20年前に分割された放牧地（アルプ）とランゲツベルク、その他の放牧地（アルプ）をめぐって不和、争いが生じた。そのアルプとは、Valpeyl, Aslad, Gapätsch, Albkauns, Naserein, Galdrutt, そして以下のアルプの2/3, すなわち Aifens, der Jutschenberg, Kupp, Kysäll, Madatsch, Stalantz, Stainfell, Nyderberg である。各地区の個々の村からフォークトおよび幾人かが村および地区共同体全体の権限を委任された代表者として、私、プフレーガーの前に来たり、争いを最終的に裁定することを熱心に要望した。そこで私は、大きな損害、出費、不和を抑制し、除去するために、この要請を受け入れ、双方が要望した、共通

の誠実な、中立的な（親族関係にない）隣人たち、すなわちラデイスのHansen Freyen, Lienharten Wakher, フィスのHans Grutsch, Claus Götschlein, フェンデルスのKlaus Stoffelに要請し、これらの人々とともに、双方に対して適切に、最善の方法で裁定し、これを双方の子孫に至るまで永久に、争うことなく、誠実にこれを守るように示した。

まずプルッツとエントブルックの人々とその子孫はValpeyl, Aslad, Gapätschの3アルプとその付属地を永久に利用すべし。リートとその子孫は、Stalanz, Stainfellを利用すべし。Nyderbergのアルプはオーバーテーゼンスが、そしてLangetzwaidはフェンデルスが利用する。カウンス、トリファッケン、ファルペタン、カウナータールの人々とカウンス地区の全ての子孫はAlpkauns, Naserein, Gadrutt, およびAisenの2/3を（1/3はフリースが）利用できる。またJutschenperg, Kuppとその全ての付属地も、彼らの利用に属す。

ファルペタンの人々とその子孫は、前述のAlbkaunsへは今後は放牧せず、カウンス地区の住民たちに、Albkaunsに可能な限り放牧させるべきである。ファルペタンの人々はLangetzwaidに放牧できる。しかし杭の境界標示を越えて上へ放牧してはならない。この標示は誠実な共同体住民gemainleutによって打たれたものである。同様に、（別の）アルプの標示杭より下に放牧してはならない。ただし降雪時の待避のときは除く。またファルペタンの人々は、上述のカウンス地区の人々に割り当てられたアルプが空いたら、そこに放牧できる。

カウナータールの小アルプKysällとMadätschは両共同体とも利用できない。それは病の家畜のために保留しておく。必要がないときには両共同体が1年ずつ各々1つのアルプを利用し、次の年は交換する。

その他の共同の囲い地や放牧地があれば、それらは古い慣習通り、共同で利用すべし。いずれかの側の共同体がこの合意に違反したら、罰金10マルク・メラン貨を科される。また何れかの側が他方のアルプに入り、混乱させたら、4ポンド・ベルン・メラン貨を、半分は村フォークトに、半分は住民に納める。

以下の人々が両地区、そしてゲマインデを代表して以上の裁定を永久に忠実に遵守することをラウデックのプフレーガーHansen Voytenに誓約した。プルッツの村フォークトAdam Stahel, プルッツのHanns Hueber, Hans Ruedly, エントブルックのLienhart Grutsch zu Kneprugk, リートのJörg Geruet, Martein Kurtz, テーゼンスのClaus Fögely, フェンデルスの

Claus Stoffel, カウンス地区からは、カウンスの村フォークト Jacob Rayss, カウンスの Haintz Greuter, Hans Vederly, Kristan Schädly. また彼らはプフレーガーの印璽を文書に付すことを要望した。このことの証人は上述の仲裁者であるラデイスの Hans Frey, Lienhart Wakher, フィスの Hans Grutsch, その他。



カウナー溪谷入り口、カウンス付近から溪谷深部を望む

この文書によれば、20年前、すなわち1450年頃には平地地区とカウンス地区の間で放牧地の分割が行われたようである。その文書に挙げられている、対象となった放牧地の全てを地理的に同定することは困難であるが、確認できる限りでは、それらの分布はカウナー溪谷中・北部から平地地区東部の山麓に及んでいる。両地区の放牧地利用は両地区に跨る錯綜したものであり、個々のゲマインデ住民の放牧活動は広域に及んでいた。それだけに紛争ポテンシャルも大きかったのである。プフレーガーは紛争に関わらない山岳地区のフィス、ラデイスの4人の住民に加えてフェンデルス住民1人に仲裁を委ねた。このような包括的な分割、割当ての再調整には相当な労力を要したと思われる。しかし紛争が当事者たちに大きな負担と損害を与えていることから、交渉に出席した各ゲマインデの代表もまた、妥協、合意形成に努めたのであろう。この度の仲裁裁定では、カウンス地区に対しては一括して幾つかの放牧地が割り当てられ

(ファルペタンのみ一部異なる)、平地地区に対してはゲマインデごとに割り当てられたのは、両地区の放牧共同体的構造の相違を示していると言えよう。換言すれば、平地地区では個々のゲマインデを単位とする放牧がより重要になってきているのである。そのことは以下の事例④、⑤が示す、平地地区における紛争の事例、すなわちリートとテーゼンスの、マトンベルクの放牧地をめぐる争いからも明らかである。

なお、1553年にはカウンス地区と平地地区のゲマインデ（カウンス、ファッゲン、ファルペタン、カウナータール、プランタハ、プルッツ）代表が集まり、ランゲツベルク等の放牧地利用について、20年間の期限付き協定を結んだ¹⁸⁾。おそらく1450年、1470/71年の割当てと同様に、このころから20年ごとに両地区のゲマインデ住民が参集して、新たな割当て（割替え）、再調整を行うことが慣行となりつつあったのであろう。またこの1553年の協議には裁判官やプフレーガーは関与せず、当事者たるゲマインデ代表の交渉が新たな放牧地利用について合意を形成している。ともあれ、このような放牧地の定期的な割替えは、条件の異なる放牧地の利用を公平化し、争いを抑制するための方策として注目に値する。

④ 1510 7.3 TLA Gemeindearchiv Ried, Nr.304 ; GAL, Ried, Nr.304

ラウデックの裁判官 Lienhard Mosprugger はラウデックのプフレーガー、Kaspar von Maltiss に、マトンボーデンの通例の裁判場所において証言聴取を行ったことを報告した。裁判官と陪審のもとに Hans Kollner, Martin Kurz, Klaus Göntsche がリートから権限を委任された代表者として現れ、マトンベルクの放牧地、放牧、境界をめぐるテーゼンスとの間に不和、争いが生じたので、テーゼンスの共同体に対抗する証言聴取を行うように要望したからである。そこで裁判官は、放牧地の境に関して3人の近隣住民から証言聴取を行った。

まず Hens Vasser の証言……、Hanns Niggeleweil の証言……、Peter Hegeli の証言……、以上の証言を証人たちは神と聖人に対して誓約した。リートの代表はこれらの証言内容を印璽付きの文書にして交付し、これに基づいて自分たちの正当性が認められ、裁定が下されたら、双方が受け入れることを希望した。

この証言の証人として：プフンツの Hans Rupp, Kaspar Fürding, Sepp Schmid

ランデックの裁判区住民、Cunrad Rodler, Thoman Schweiz, Caspar Damerle

ラウデック裁判区の住民 Jacob Ghit, Hanns Stainprugger, Cristan Stampser, Cristan Plisig, Hasils Zingli, Martin Hansenriet, Grutsch Feles, Koller, Cristan Walser

⑤ 1510 (日付なし) TLA Gemeindearchiv Ried, Nr.11; GAL, Ried, Nr.11.

リートとテーゼンスの間に、リートの放牧地とテーゼンスの放牧地ランゲツベルクが接する、マトンベルクにおける境界をめぐる争いが生じ、リートの代表者 Hans Keller, Martin Kurz, Gallus Gantsch とテーゼンスの代表者 Peter Fscharf, Konrad Schroff, Leonhard Wezi は文書と言葉によりラウデックの裁判官 Leonhard Mosprugger の下に訴えた。そこでプフンツの住民 Hanns Rupp, Casper Frudinger, Sepp Schmid にラウデックの裁判区住民 Cristan Poedl, Cristan Stamser, Clas Hengeli, Cristli Walser, Hans Martan, Ostwald Kurz, ランデックの裁判区住民 Cunrad Rodler, Casper Tendler, Thoma Schweiz を裁定者、そして陪審 rechtsprecher, beisizer として招集し、彼らは双方の文書をもとに、あらためて次のように境界を示し、裁定した。

双方はこの争いから生じた敵対関係を、これをもって解消し、以後友好的、隣人的関係を保たねばならない。 Trögli, Prundli が双方の境界とされ、Prundli では双方が家畜の水飲み場を利用し、お互いにその利用を妨げてはならない。裁判官と後述の陪審は境界の柵に境界石を置き、十字を刻む。マトン・コプフのふもとの Strich (Lawinenstrich 雪崩防御用土塁) にも境界石を設ける。その他の境界と境界石は……

テーゼンスは Strich (マトン・コプフのふもとの雪崩防御用土塁) を越えて放牧する場合は、上記の境界石を越えてはならない。……マトン・コプフのふもとの Zwifachen Markstein まで来たら、Prendli を背にして Wise まで戻り、それ以上進んではならない。

リートの人々も同様に家畜を伴って Zwifachen Markstein まで来たら Trögli を背にして戻る。……リートは聖ゲオルクの日から秋は聖ナンツの日まで境界の上でマトンとマトン・コプフの間で放牧できる。この日以後はリートとテーゼンスの双方がマトンとマトン・コプフの間を利用でき、お互いに妨げてはならない。……

境界石は裁判官と、プフンツの Seep Schmid, Clas Zengh, カウンスの Cristen Walser, ランデックの Thoma Schweizer が陪審 geschworene として設置した。

裁判費用は折半する。

双方の代表は、裁判官にこの裁定の遵守を誓約した。双方はこの和解契約を印璽付きの文書にして交付することを要望した。裁定者が証人をも兼ねた。

マトンベルク、マトン・コプフなどと呼ばれる山はテーゼンスの東、リートの南に位置する2000 mほどの山で、全体に放牧地が広がっていた（図2参照）。この放牧地をめぐるテーゼンス、リートの争いを有利に解決するため、リートは④のように裁判における証言聴取を行わせた。3人の証言者は各々3～12、13年前に、おそらく牧童としてテーゼンスの家畜を放牧した際の放牧範囲について、当時関係者から聞いたことを含め、きわめて具体的に証言している。確かな画定の手段がない放牧地の境界を確認するためには、このような過去の放牧の事実、実績を明らかにすることも重要な意味を持ったのである。⑤の仲裁裁定は日付が欠けているが、おそらく④の証言聴取の後に行われたものであろう。その際リートが提出した文書とは、この証言を記録した印璽付き文書だったと考えてよいだろう。なお証言聴取にはランデック裁判区住民3人に加えて、ラウデック裁判区（プフンツ、及びその他のゲマインデ）の住民12人が証人として立ち会い、彼らは文書の人名表記に揺れがあるものの、多く（プフンツとランデック裁判区住民の全て、ラウデック裁判区住民の一部）が⑤の裁定者、陪審と重なっている。同じ人々が、証言聴取から仲裁まで責任を負ったのである。

⑥ 1517 11.30 TLA Gemeindecarchiv Ried Nr. 13; GAL, Ried, Nr.13

すべての人々は以下のことを知るべし。リートの全ゲマインデとフェンデルスの全ゲマインデの間で、リートに属すシュタランツアルプとフェンデラーアルプの二つの放牧地の利用と家畜の水飲み場をめぐる不和、争いが生じた。両アルプはWisjochで相互に接している。リートの人々は、フェンデルスの人々はWissjochの尾根を越えて放牧することはできないと考えていた。他方フェンデルスの人々は、小川まで自由に放牧できる、彼らの家畜に道の上と下で水を飲ませることができると考えていた。そこで双方は、お互いを言葉で批判し、続いてプルッツのJakob Contzet, Petter Prunner, Jacob Garntweinnの3人とカウンスの住民Hanns Marteinに争いの解決を委ね、彼らは双方に陳述、抗弁をなさしめ、その後、以下のように仲裁の裁定を行った。

第1に、双方のゲマインデの間の争いは、中止され、収められ、取り除かれるべきである。
そしてどちらも他方に対して敵意を持ってはならない。第2に、Wissjochの道のすぐ上に2
個の石を置いて境界石とすべし。第3に、フェンデルスの人々は家畜を道の方へ下って小川
まで導き、そこで水を与えることができる。その際には牧童が家畜を注意深く統率し、水を
飲み終わったら直ちに道の方へ下り、上へ行ってはならない。しかしもし家畜が牧童から離
れて勝手に小川を越えて、1歩、あるいは10、20、30、あるいは40歩中に入っても、フェ
ンデルスの人々に責任はない。しかし常に牧童は、最初の家畜が小川に着いたら、小川を越
えて行かないように用心していなければならない。家畜が道の方へと下って岩（崖）まで進
み、その上（尾根）に登り、もうひとつの尾根に向かったら、フェンデルスの人々はそこ
は道の上と下へと往来でき、両方の尾根の間で放牧できる。

リートの人々も同様である。さらには、バルケンと称する放牧地は小川まで、ある年はリ
ートが2日放牧し、ある年はフェンデルスが2日放牧すべし。何れが放牧するにせよ、最初
の2日放牧し、2日が過ぎるまで他方は放牧してはならない。2日が過ぎ、他方が件の放牧
地に来たら、一方は家畜とともに譲り、家畜に害の及ばぬようにする。もし最初の2日に定
められた側が来なかったら、もう一方が放牧できる。

仲裁者の費用については双方で折半する。これをもって双方は自身とその子孫や親族のた
めにこの放牧地をめぐる争いについて、和解し、合意すべきである。

双方はこの裁定を守ることが誓約し、ヘルシャフトを代表してJacob Conzeten, リートを
代表して村落フォークトUlrich Dulg, さらに住民、Martein Kurtzn, Ruep Pair, Lienhort
Radanが、またフェンデルスを代表して村落フォークトMartein Gross, 住民Hanns Miss,
Caspar und Klaus die Zengerlen, Hanns Sprengerが誓約した。双方はこの裁定を文書にし、
ラウデックの裁判官Lienhart Mosbruggerの印璽を付して交付することを要望した。そこで
同裁判官は双方に同じ内容の裁定文書を作成し、自身の印璽を付して交付した。双方は、こ
の印璽の要望のゆえに、彼の印璽に反することは主張しないと誓約した。

フェンデルスの南東、シュタランツァー河の溪谷最上部に広がる放牧地シュタラン
ツアルプ（シュタランツァーアルペ）は、マトンベルク、ランゲツベルクなどの放牧
地と同様に、平地地区の各ゲマインデが共同利用してきた重要な放牧地であり、かつ

しばしば紛争の原因にもなった。シュタランツアルプは、フェンデルス、リートからともに5 km ほど隔たり、両者の村域の境界となるような位置にはない。その意味でも双方の入会（共同利用地）である。フェンデラーアルプは、シュタランツアルプの北部の放牧地と思われる。この争いは当事者の要請により仲裁を行ったプルッツ住民3人とカウンス住民1人の仲裁によって、境界地域の放牧と水飲み場への通行に関する詳細なルールが確認され、收拾された。平地地区のゲマインデ間の紛争を解決するためにカウンス地区のゲマインデ住民が協力しているのである。他方でラウデックのラント裁判官は、文書に印璽を付しているが、仲裁において実質的な役割を果たしてはいないようである。なおこの文書はリートのゲマインデ文書群 *Gemaindearchiv* に保存されて伝来したものであるが、同じ文書はフェンデルスのゲマインデ文書群にも見出される¹⁹⁾。

なお1527年にはリートとフェンデルスは、イン河に沿うリート・ブライトハスラハ間の（公）道の保全義務負担をめぐって対立したが、双方代表の協議により和解に至った²⁰⁾。このような裁判区内の主要道路の保全が、これに直接接していないゲマインデも含めて裁判区の住民全体の義務であることは、前述のようにラント裁判集会のヴァイズテューマーにも記されている。

さてこの事例⑥のように、カウンスの住民がリートとフェンデルスの仲裁に協力している事実は、他方で1523年にはカウンスとフェンデルスの間でルファネルの放牧地をめぐって争い、ラウデックの裁判官の下で証言聴取が行われ、その際の証人（陪審）としてリート、プルッツ住民が立ち会っていることと併せて考えると興味深い²¹⁾。ここでも、これまでの様々な事例で指摘した、紛争と仲裁の関係は固定的ではなく、相互のネットワーク的關係の中で行われるという特質が確認されるのである。

最期に、カウンス地区内のゲマインデ、カウナーベルクとカウンスの争いの事例を挙げておこう。

⑦ 1613 6.20 TW VII, S.234-239

カウナーベルクの住民はカウンスの住民が不当に Grinich, St.Martinsbach の採草地 Feldmähder で放牧していることに対して、グリニヒ、ザンクト・マルティンスバッハのホ

ーフ所有者と共に訴えた。これに対してカウンス住民はカウナーベルク住民が不当に溪谷道 Talweg を越えて Rufnell まで下って放牧していることを訴えた。またガイスヴィス、オブヴァルスのホーフ所有者がその羊を秋にカウンスの Aucht（共同放牧地）に放牧しているが、それは不当であると述べた。これに対してカウナーベルク住民は、自分たちがそれらの場所で放牧する権利を有すると述べた。かくして数度にわたり、やりとりが行われ、不和と争いが続いた。

そこでラウデックのプフレーガー代理人にして裁判官の Hanns Dietrichen Dreyling と招集された陪審の前で交渉するために、再度、双方の関係者（記名）が出頭し、現今の争い、不和を仲裁し、和解に導くように要望した。プフレーガー代理人と陪審は、争い（訴訟）の長期化と費用の増大を避け、友好関係、隣人的関係が維持されるよう、その要請を受け入れた。そして双方の訴え、主張、抗弁、要請された証言聴取、提出文書をふまえて以下のように仲裁裁定を行った。

（以下、カウナーベルク、カウンス住民、プランタハ住民、グリニヒ、ガイスヴァイス、オブヴァルスのホーフ所有者の放牧地利用権に関する規定）……

裁判費用は折半。これを持って双方は最終的に合意し、和解すべし。
この裁定内容が読み上げられ、双方の関係者（記名）はあらかじめ十分に相談したうえで、自身とその子孫のために、これを受け入れ、これに反することを行わないことをプフレーガー代理人にして裁判官に口と手で誓約し、文書にその印璽を付すことを要望した。

（陪審、仲裁人：プフンツ住民 2 人、フィス住民 2 人、リートの居酒屋 Wirt を含む 3 人、ゼルフハウスの住民 2 人、ラディスの 2 人、ブルッツの 1 人、ラウデックの裁判書記。）

放牧共同体として緊密な関係を維持していたかに見えるカウンス地区のゲマインデ間にも、17 世紀にはこのような紛争が生じたわけである。プフレーガー（代理人）など裁判当局が和解を指導したかの印象を与えるが、陪審、仲裁人はリートの居酒屋など平地地区の、そして山岳地区のゲマインデからも送られている。

以上のように、ラント裁判区ラウデックは中世後期には行政上の単位でもある 3 地区共同体に区分されており、各地区が放牧共同体として自立化するのみならず、地区

内の各ゲマインデもまた一定の放牧地利用を割り当てられて、ゲマインデ単位の放牧活動を行うようになった。しかしゲマインデの放牧地利用は、少なくとも平地地区とカウンス地区では、なお地区の境界を越える共用関係をも維持し、そうした錯綜はしばしば紛争を引き起こした。他方で地区共同体内の、あるいは地区共同体を越えるゲマインデ間紛争は、やはり地区の枠を越えるゲマインデ間の協力によって仲裁された。その際、直接には放牧地紛争に関わることのなかった山岳地区のゲマインデが、平地・カウンス両地区における紛争の解決に協力することも、稀ではなかった。先に述べたヘルテンベルク、ザンクト・ペータースベルク裁判区に比して、その地理的な閉鎖性が強いこともあり、ラント裁判区ラウデックのゲマインデは全体として、放牧活動、そして紛争と仲裁における密なコミュニケーション・ネットワークを16世紀になお維持していたと言えよう。

小括

本章ではティロル北西部の4つのラント裁判区における、共同体（ゲマインデ）間の紛争（仲裁）について、仲裁後に作成された和解文書を中心に21点の史料を具体的に示すことにより、その特質を明らかにしてきた。各裁判区の考察において述べたことをここで繰り返すことは控えるが、以下の日本中世との比較のために、いくつかの点を指摘しておきたい。

和解の条件や合意事項の明記を目的とするこれらの文書は、紛争のプロセスについて詳しく記すことはない。そのためティロルのゲマインデ住民が争いにおいて、どのような戦略と行動をとったのかは不明である。他のヨーロッパ山岳地方については、近年ジャン・ピエール・バラケがピレネー西部におけるベアルン地方の農村（溪谷）共同体間の放牧地争いについて考察し、この地方に伝来する多数の和解文書等を手掛かりに、ティロルと同様な仲裁を主体とした和解にいたるプロセスを明らかにしている²²⁾。そうした紛争においてベアルンの農民たちは、強い結束と自治権をもつ共同体を単位として武装し、敵対者に対して家畜差押えに始まり、場合によっては放火、掠奪、ときには殺害をもともなうフェーデ的実力行使を敢行した。しかしバラケによ

れば、そうした行為は全て、相手との交渉と合意形成を導くための戦略であり、あくまで平和を目的とする統制された暴力であったという²³⁾。同様に、ムートンは中世盛期・後期の西アルプス（サヴォア、ドフィネ地方）における村落共同体間の放牧地をめぐる紛争について考察し、様々な儀礼化された暴力行使や象徴的行為をとともなうプロセス、そして仲裁・和解による解決とその変容を明らかにしている²⁴⁾。

このように、何れも放牧地を重要なリソースとする山岳農村は、暴力的局面をも含む紛争と紛争解決（仲裁）に現れる自律性において、一定の共通性を示している。ただし、ティロル山岳農民は武器を所有し、領邦君主に軍事奉仕を行う能力を持っていたにもかかわらず、彼ら相互の（共同体間）紛争が掠奪・放火・殺害など武装暴力をとともなうフェーデのような様相を呈することはなかったと考えられる。中世後期～近世初期におけるティロルの領邦君主はしばしば、その裁判制度の機能不全とフェーデや刑事犯罪の横行、当局による取締の不十分なることを嘆き、裁判制度の改革を試みた。しかし刑事犯罪はともかくとして、農村住民とゲマインデは、原則としてラント裁判という領邦の制度を利用しつつ、相互間の紛争を収めようとした。ラント裁判区は一つの地域（溪谷）共同体として固有の慣習法（ヴァイズテューマー）を持ち、それは個々のゲマインデの慣習法とともに、放牧活動から訴訟、領邦への義務・負担に至るまで農民の日常を規定した。そのような地域の慣習的秩序と領邦の法制が結びついた地域共同体が、農民生活の基本的枠組みをなしていたことが、暴力的な実力行使が（自己）抑制された背景にあると考えてよいだろう²⁵⁾。しかし言うまでもなく、放牧地や森林など入会の利用や境界をめぐる紛争が、裁判官と陪審の判決により解決に至ることは難しい。現実には近郷近在のゲマインデ住民による仲裁が紛争解決の実質を担ったのであり、このような仲裁・交渉はラント裁判（所）以外の紛争現場に近い様々な場所でも行われた。半ばインフォーマルな性格を持つこうした仲裁において、プフレーターや裁判官は協定文書に印璽を付す以外に何ら重要な役割を果たしていない場合も目立つ。この点はピレネーや西アルプス、サヴォアの山岳農村における紛争仲裁と共通する。

仲裁は何よりも平和的な関係の回復をめざすものであった。ティロルの紛争における農民の手段としては、家畜差押えという一種の統制された実力行使が最も一般的で

あった。しかしこのような限定的な実力行使であっても、農民の放牧活動を妨げ、多大の損失をもたらしたことは、和解協定文書の随所に読み取れる。平和秩序の重要性は、多くの仲裁裁定（和解文書）において、具体的な合意条件の前に、そしてたいていはその冒頭に記された、平和と和解の精神を説く規律化的文言に表現されている。それは「言葉と行為による」攻撃、侮辱、相互の不和、争い、報復が、当事者、あるいは周囲にも大きな損失と負担をもたらしているとして、紛争の危険性を想起させ、さらに「隣人、友人としてのよき、ふさわしき関係」を「現在、将来、」「子孫」のために回復し、維持すべし、と紛争当事者を諭すのである²⁶⁾。

最後にティロルにおける共同体（ゲマインデ）間のコミュニケーション関係について述べておきたい。各ゲマインデが利用する放牧地は裁判区＝溪谷共同体の広い範囲に散在し、農民の活動範囲は裁判区内の広範囲に及んだ。大きな規模の高原放牧地（アルプ）では、微地形により放牧シーズン内においても利用エリアが時期とともに移動するので、本来分割所有には適さない。そのため、そうした放牧地はときにはかなり距離を隔てた複数のゲマインデが、共同利用を続けていた。このような錯綜するゲマインデ間の放牧地共用関係は、牧畜経営の集約化にともなう利用主体の個別化が進む中で、しばしば紛争を生じさせつつもなお維持され、紛争仲裁への協力関係の基盤にもなったと考えられる。このような放牧経営を主とする山岳農村部のゲマインデには、放牧地をも取り込んだ完結的な村域を形成することは困難であったと言える。逆にこうした事情により、ラント裁判区内の、そしてときにはこれを越える範囲における、放牧地共用、紛争、仲裁という緊張をはらんだゲマインデ間の相互関係のネットワークが維持されたのである。筆者は前稿において、21の事例における紛争当事者と仲裁者のゲマインデの分布を図示し、こうした紛争仲裁のネットワーク関係を空間的に示そうとした²⁷⁾。そうした関係の考察は今後、ゲマインデのレベルから、関わった個々人のレベルにまで進める必要があるだろう。しかしさしあたり、この相互関係において促され、維持されるゲマインデ間のコミュニケーションは、一種の地域的なアイデンティティ、あるいは公共意識を促し、それはラント裁判区を基盤としたティロル農民の領邦政治への参加（領邦議会への代表派遣、君主立法への同意、ドイツ農民戦争期における領邦政府への改革要求提出など）と密接に関連していたと考えられる。こ

の点は同時期の国家と社会の関係を考えるうえで重要な意味を持つが、なお厳密な考察を行うには至っていない。

このような相互関係に基づくゲマインデ間の紛争仲裁という、一定の自律性をもつ農民の共同行為に対して、17世紀以後、領邦当局の役人や政府委任官のイニシアティブと影響力が強まる傾向は、取り上げた事例においても認識しうる。この点もなお17、18世紀の農村社会と領邦行政の実態をふまえた、より詳細な検討が必要である。

Ⅲ 日本中世の村落間紛争

(1) 中世村落の自力

日本中世における村落間紛争は、おそらく史料的にも早くから知られていたであろう。しかし階級闘争としての農民蜂起、百姓一揆を重要な研究対象とする戦後歴史学の中で、農民間の争いはむしろ後景に退いていた。これに対して藤木久志氏は、豊臣の「刀狩り」を農民の武装解除と見なしがちな俗説を退け、農民は中世から近世にも武器所有を続けたこと、中世村落（惣村共同体）は、入会をめぐる争い（山野水論・境相論）において、武装暴力をとまなう実力行使＝自力を行ったことを強調した。藤木氏はさらにこのような自力の慣習が、中世から近世に至る農民の活力を示すと同時に、農民に過酷な犠牲を強いるものであったという、その「陰面」をも示してみせる。藤木氏の言う『豊臣平和令』（「惣無事令」「喧嘩停止令」）による自力の禁止は、一面で農民をそうした犠牲をとまなう慣習から解放するものであり、それゆえに社会に受容されたというのである。この意味で藤木氏は、武装・暴力を生活・生存の本質的な要素とする中世自治村落＝惣村の現実（裏面）をクリアにしたのみならず、豊臣政権の軍事力による天下統一という通説を批判することにより、成立しつつある近世国家と社会の相互関係についてもひとつの見通しを示したのである。藤木氏の一連の研究をここで逐一紹介、論評する必要はないだろう。村の自力慣行自体に、「豊臣平和令」の成立と機能を支える契機を見出そうとするコンセプトについては批判もあり、

自力・自検断を行う中世村落が、近世権力の下でそうした自律性、能動性を喪失する過程（あるいはその度合い）については、多様な見解がある。筆者には、そうした議論を検討する能力はないが、藤木氏が明らかにした中世村落の自力、すなわち「合戦相論」「弓矢相論」などと称された、入会をめぐる村落間武力紛争、その際に見られる近郷近在の加勢（合力）と仲裁（扱、口入）、裁定（異見）、領主裁判との関係、紛争のルールなどの具体的な事実、ティロルおよび他のヨーロッパの地方における村落間紛争の歴史的意味を考える上で示唆に富む。以下では藤木氏の研究成果と、これを批判的に受容しつつ進められてきたその後の村落紛争の研究に依拠し、比較のポイントとなる事実と問題点を整理する¹⁾。

（2）菅浦・大浦の堺相論

1）菅浦文書と堺相論

日本中世の村落間紛争のなかで、その豊富な文書史料のゆえに、自力の慣習について際だって強い印象を与えるのは、近江の菅浦・大浦の堺相論である。琵琶湖の北端に位置する両集落の間には、鎌倉末期より150年余りにわたり、激しい境界紛争が断続的に行われていた。この紛争が広く知られるようになったのは、菅浦に伝来し、ようやく大正時代に本格的な調査が行われた「菅浦文書」と総称される1200点に及ぶ村落文書を通じてである。この文書群は1960/67年に『菅浦文書 上・下』として滋賀大学日本経済文化研究所により刊行された²⁾。また田中克行氏の遺稿集、『中世の惣村と文書』は、その包括的な古文書学的研究を行い、伝来と機能の視角から個々の文書の特質、意味を明らかにするとともに、惣村共同体の形成について重要な指摘を行っている³⁾。この菅浦文書に含まれる「文安六年菅浦惣荘置書」（以下「置書」と略記）は、文安2年～同3年（1445-46年）の大浦との戦いの顛末を詳細に記した一種の「合戦記」であり、村の自力の記録としてはきわめてユニークなドキュメントである⁴⁾。「置書」については蔵持重裕氏の近著『中世村の歴史語り』が、その原文に現代語訳を付し、相論の過程、背景、「置書」の執筆者などについて多面的な解説と考察を加え、門外漢には極めて有益である⁵⁾。以下ではこのような文献に依拠しつつ、この紛争のポイン

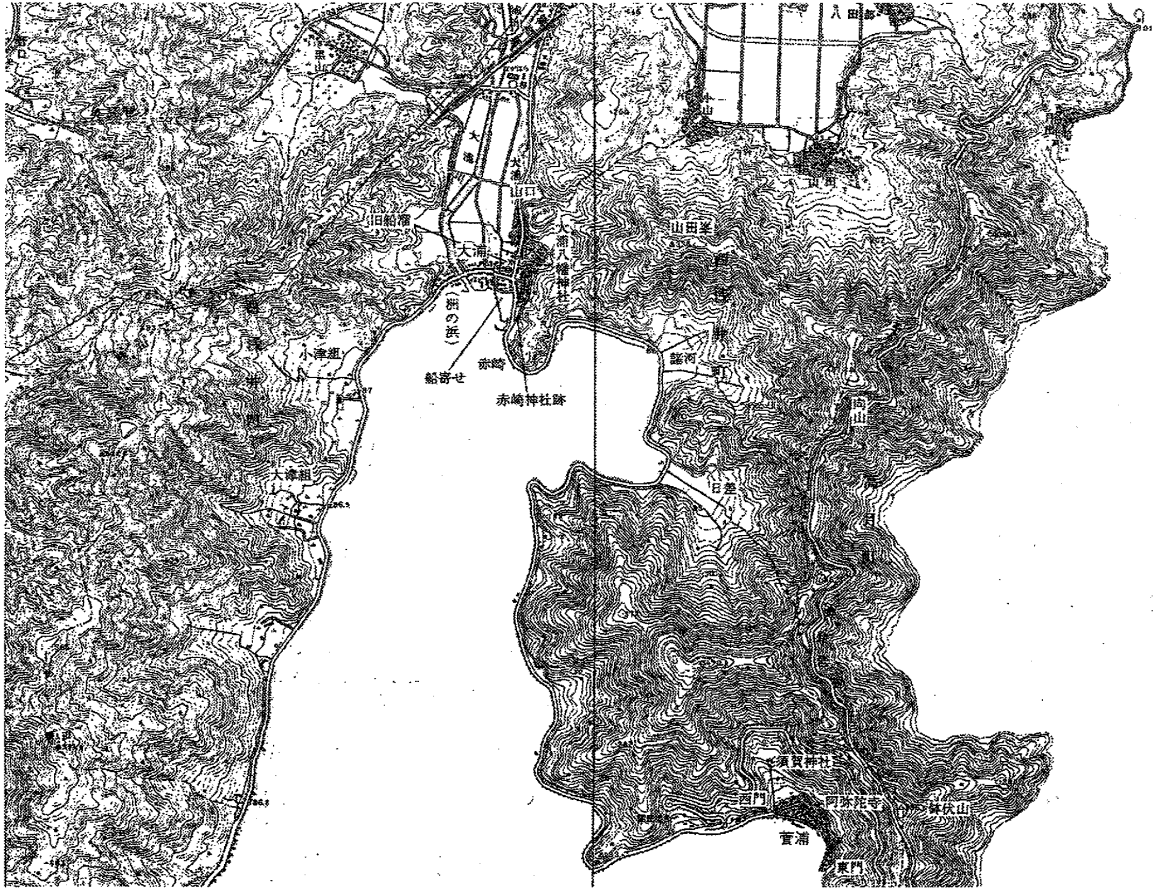


図3 菅浦・大浦とその周辺（蔵持『中世村の歴史語り』、44～45頁より）

トについて述べておきたい。

琵琶湖の北端、葛籠尾崎の西側、背後の山と湖に挟まれた小集落である菅浦は周囲に農業用の平地がきわめて乏しく、漁業、林業、湖上輸送を主な生業とした。しかし食料確保のために僅かな農地も確保しなければならないことから、隣村大浦との間に、その境界地域の山林および日差・諸河と称する計5町ほどの田地をめぐる長く厳しい争いが続いたのである⁶⁾。(図3) この争いのピークであり、「置書」を遺すことになった文安相論の経緯を見ておこう。なお中世には菅浦は竹生嶋弁財天とその本寺の山門檀那院を領主とし、大浦は寺門円満院領に属したが、15半ば、文安相論のころには双方は日野裏松家領とされた。

2) 文安相論

文安2年3月、大浦方は書状により、菅浦住人が大浦山に入ることを禁止（「山留」）した。6月には菅浦側は対抗措置として、日差・諸河に入った大浦住人の鎌を取り上げ

た。大浦側はこれに対して、大浦において菅浦方の船を差押さえた。しかしこのときは、大浦の西方、海津西浜の乙名（長老）が中人（仲裁）に入り、菅浦・大浦両荘は鎌と船を返還し合い、争いはいったん収まった。その後、西野の住人を仲裁者として、双方が山を利用することで合意が成立した。

7月に入り、菅浦の若衆が2、30人で山へ入り、多数の大浦勢に襲われたが、菅浦方は無事に帰ることができた。この間、大浦方は海津東浜、八木浜、堅田、今津からの援軍（合力）を得て、菅浦に攻め入ったが、菅浦は西野、柳野からの4、50騎の加勢のみで、多勢の大浦方を撃退した。勢いづいた菅浦方は八木公文、安養寺といった侍や、西野、柳野、塩津、飯の浦、海津西浜の合力を得て大浦を水上、陸上から襲撃し、援軍の中から少なからぬ犠牲者を出したが、この戦いの成果により菅浦方は、秋には日差・諸河の作物を収穫できた。（図4の合力関係を参照）

この7月の戦いの後、菅浦、大浦双方が京都の領主、日野裏松家に訴訟を起こしたが、大浦方は有力なつてを有したので、日差・諸河を大浦の領地と認める下知状が下された。翌年4月、大浦は日差で田打ち（田植えの準備）を行なったが、菅浦方も人数を繰り出して田打ちを行い、合戦となった。しかし菅浦方は多勢の大浦方に対して矢合戦で優位に立ち、山田峯までの境域を確保した。

5月には大浦方が、赤崎の麦を（一部）刈り取り、報復に菅浦方が大浦の麦を刈り取った。また菅浦方は日差の田植えを行なったが、大浦がこれを踏み返すというように、襲撃、報復が続き、合戦となった。菅浦勢は7、80騎であったが、海津東浜の合力を得た大浦の大軍に対して矢戦を行い、大浦方に少なからぬ人的被害を与えて引き上げた。

同年6月には菅浦住人が大浦の住人を襲って殺害（路次討ち）し、また大浦荘内で放火・殺害を行ったことから、7月に菅浦住人4人が東近江にて、大浦の雇った刺客により殺害された。菅浦の若衆は大浦襲撃による報復を言い立てたが、京都で再訴訟の最中であることから自重した。

この年の初めから菅浦は幕府訴訟を進めており、12月には日差・諸河を菅浦方に認める奉行の奉書が出された。菅浦勝訴の背景には、この度は山門花王院長円のつてにより、山門から幕府管領に働きかけたこと、証拠文書を整えて提出し、訴訟実務を担当した菅浦の乙名（雑掌清検校＝清九郎）の多大の骨折りが奏功したことがある。こ

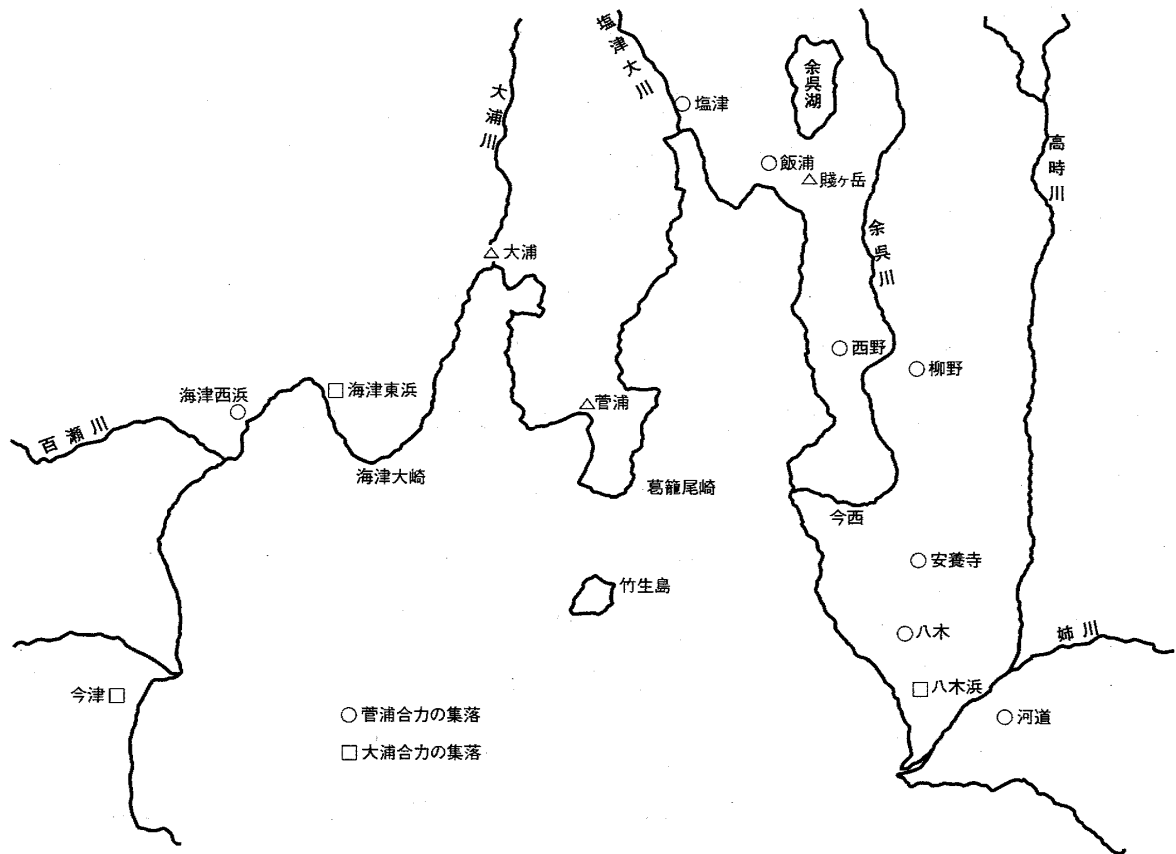


図4 湖北における合力関係（蔵持、前掲書、74-75頁を参考に筆者作成）

の勝訴以後、菅浦の日差・諸河領有権が脅かされることはなくなった。

「置書」は戦いの仕方、団結の重要性、多大の出費（訴訟経費、兵糧、合力への返礼など）等、いくつかの教訓、伝えるべき情報を記し、最後に「今後とも、もし大浦との相論が再発したら、京都でもとりなし、菅浦でも勇敢に強く持ちこたえねばならない…」と記している。

蔵持氏によれば、菅浦に深い関わりを持つ今西の侍（熊谷越後）によって記された「置書」はとりわけその合戦の記述においては、語り口調のリズムを持ち、村の住人たちの前で音読されたと考えられる⁷⁾。また菅浦方の戦功を強調する部分には多分に誇張も感じられるが、菅浦文書中には執筆に際して参照されたと思われる文書もあり、「置書」は相論の経緯を再現していると考えてよい。「置書」が示す、大胆な武力行使＝自力と文書を駆使した訴訟を併用する在地住民の相論は、前述のように菅浦・大浦間では13世紀末期より繰り返され、同様な紛争は同時代の畿内各地で頻発していた。

その文書記録についても、たとえば近江の葛川・久多荘間の堺相論の記録は、関係文書を経過記述の中に配し、「置書」と類似した性格を持つ⁸⁾。菅浦・大浦両荘の山野相論は、村落間紛争として異例の事象ではなく、上に述べた紛争の展開過程には、むしろ中世村落間紛争に共通する様々な特質が現れている⁹⁾。以下では最近の村落間相論の研究成果に依拠し、菅浦・大浦の相論およびその他の事例をもふまえて、そのような特質をあらためてとりあげ、ティロル農村社会の紛争との比較を試みたい。

(3) 共同体間の紛争と紛争解決：比較

1) 共同体と文書

ヨーロッパ史研究者にとって何より注目されるのは、鎌倉から戦国期までを中心に1200点もの文書が菅浦に村落共有文書として保存され、伝来していることである。もちろんそれは菅浦荘が惣村共同体へと成長し、自力と自検断を行う法的行為主体となったことに対応している。惣村である菅浦は、「置書」のような合戦に関する「村の記憶」以外に、様々な下文、下知状、院宣、天皇綸旨、奉書、注進状、田畠売券、借用証文、年貢・公事銭等の請取状など、多数の文書を保存してきた。田中克行氏によれば、こうした「村落共有文書」そのものを対象とした研究は、意外に少ないという¹⁰⁾。共同体文書の作成・保管と伝来・機能は共同体の歴史と不可分の関係にあると言える。なかでも訴訟における文書証拠の重要性は明らかである。しかるべき文書類がそろっていなければ、領主も訴訟に協力することはできず、訴訟は始められないのである。

ティロルのラント裁判区においては、ラント裁判所（城、後には中心集落内の裁判所・裁判書記局 Gerichtskanzlei）において裁判帳簿が作成された。1532年の領邦令によって各ラント裁判区に設置が義務づけられた、フェアファツハブーフ Verfachbuch とも呼ばれるこの帳簿は、裁判記録以外に住民のあらゆる法的行為（不動産売買、債務関係、婚姻契約、遺言など）をも記録し、その内容は要請に応じて証書として交付された。裁判帳簿は、イタリア都市における公証人記録のような性格を持ち、ラント裁判とともに、ティロル農民の日常生活の中に根を下ろしていたと言える。有能な裁

判書記が帳簿を正しく記録し保管することは、領邦政府と裁判区住民の双方が望むところであった。また狭義の裁判においても、16世紀には代訴人も置かれ、訴えから証言聴取、判決に至るまで文書が用いられ、作成・交付されたのである¹¹⁾。

ところが、既に述べたように、本稿Ⅱで取り上げた共同体（ゲマインデ）間の紛争は、その和解協定までを含めて、管見の限りではラント裁判の帳簿には記されていない。ゲマインデ間の紛争に関する文書史料、とりわけ和解協定は、ゲマインデの費用負担により裁判官或いはプフレーガーが印璽を付して交付し、ゲマインデに保存された。菅浦文書が須賀神社や惣寺阿弥陀寺に保管されていたように、おそらく当初（村役場設置まで）はゲマインデ内の教会に保管されたであろうゲマインデ文書群 *Gemainndearchiv* が、紛争に際して証拠文書として重用されたことは、前掲の事例からも明らかである。ゲマインデ間の放牧地争いがラント裁判官の下に訴えられた場合でも、当事者であるゲマインデから自身の有する文書が提出されるのである。ではラント裁判区内のゲマインデ間紛争がラント裁判の記録に遺らず、各ゲマインデに保存されたのは何故か。おそらく裁判当局（領邦君主に任命された裁判官やプフレーガー）が、放牧地をめぐるゲマインデ間紛争は原則として各ゲマインデの（換言すればゲマインデの相互関係の）問題と見なしていたからであり、それゆえ関連文書の保管もラント裁判当局が保管責任を負うのではなく、各ゲマインデに委ねられていたからではないだろうか。たしかに本稿Ⅱに述べたように、ラント裁判区ラウデックのヴァイズテューマー（1548年）には、裁判区全体の放牧地利用関係を調整する規定があった。しかしそれはあくまで一時期における慣習の確認にすぎず、現実には地区やゲマインデ単位の放牧地利用をめぐる争いと仲裁、新たな利用関係の確認が繰り返されていたのである。ここに各ゲマインデが文書を獲得、保存に努めた理由がある。既述のように個々のラント裁判区住民は、ラント裁判に訴訟を起こし、また様々な法行為を裁判帳簿に記録させることもできた。換言すれば、ラント裁判区内における文書（証書）保存は二元的であった。

共同体の文書獲得と保管への努力とその意図は、菅浦ではより明確に現れる。菅浦住人は文安3年の訴訟において、幕府奉行所に提出すべき文書をすべて自ら用意した。そして訴訟後にこれらの関係全文書を、とりなしてくれた山門花王院の提出文書も含

めて、大胆な仕方で蒐集し、自身の共同体文書として保管した。自らの権利を守る文書獲得への強い意志と文書保管への熱意が、この文安相論関係文書を含めて、いわゆる菅浦文書を今日に伝えることになった¹²⁾。ある利権に最も密接に関わる共同体＝当事者の手元にこれを保証する文書が保管され、係争の際には（裁判当局・上級権威ではなく）この共同体の側から証拠文書が提出されるという意味での、「文書当事者主義」が、菅浦文書とゲマインデ文書 *Gemaindearchiv* に共通する原則であるように思われる。菅浦文書と同様、ティロルの各ゲマインデが有する共同体文書群には、和解協定のみならずさまざまな法的行為の証書類が含まれるが、数的に菅浦文書はもとより、おそらく他の惣村の伝来文書に比しても遙かに貧弱なものである。その背景には前述の文書保存の二元制もあるが、やはり共同体住人の識字レベル、文書利用・文字文化の相違が大きいことは否定すべくもないだろう。

2) 村のテリトリー

日本中世の惣村共同体は、様々な点でヨーロッパの村落共同体、ドイツ史家のいう *Dorfgemeinde* との共通の構造と機能を持つように思われる。その中で紛争に関わる特質として、惣村の成立とともに「村の領域」が現れることに留意したい¹³⁾。惣村成立以前には集落の境界地域に対する占有観念は希薄であり、文書に現れる四至傍示とは、「人間の居住区と自然の境目」という程度の意味であったという¹⁴⁾。惣村の時代になると農業の集約化、施肥の普及とともに山野の重要性が高まり、惣村は周辺の山野の領有をめざしたが、それはしばしば隣村との紛争の原因となった。菅浦に関して言えば、たしかに14世紀半ばには、全戸（在家）に相当する72人が日差・諸河の田地を分有し、かつその永代売禁止を掟として定めているように、惣（共同体）として領域を占有し、境域を防衛する体制を構築していた¹⁵⁾。

さて菅浦に伝えられた「乾元々年八月十七日、菅浦与大浦下庄堺絵図」と裏書きされた一枚の絵図は、菅浦・大浦の山野相論にもこのような、村の領域をめぐる問題が背景にあることを示している。（図5参照）菅浦文書の中にある、11世紀に官吏が院に提出した堺実検の注進状案文（長久2年の太政官符案）をもふまえて、通説はこの絵図を、乾元元年（1302年）に院宣を受けた京都の官吏が現地実検により作成し、院に

提出したものとする。これに対し瀬田勝哉氏は、この注進状案文と絵図の裏書きを偽文書とし、この絵図を、1340年代に、当時両荘の堺相論に積極的に関わっていた、菅浦の領主である竹生嶋神社が描かせたものと考えた。たしかに竹生嶋神社縁起絵のような不自然な構図や、菅浦の主張通りの偏った境界線は、裏書きにそぐわない。さて村の領域形成との関連で興味深いのは、瀬田氏および瀬田説を認める田中克行氏がともに指摘する、暦応3年（1340年）の「山門檀那院衆徒等申状（案）」なる文書（当時大浦方に下された勝訴の院宣に対する不服申し立て）に現れる、領域と境界の認識である¹⁶⁾。端的に言えばこのときの相論における大浦側の認識は「日差・諸河の領有争い」であったのに対し、菅浦側はこれを菅浦・大浦の境相論と捉えた。菅浦は大浦の四至を定めた上記の太政官符における大浦の南堺を山田峯と解釈し、これを境界線として日差・諸河の田地はもとより、山林をも含めた村の領域（菅浦領）への志向を明確にしたというのである。たしかに「堺絵図」では、「菅浦」の記入は単に集落の名称としてではなく、境界線の南側全体の領域的呼称であるかの印象を与える。蔵持氏の表現を借りれば、菅浦はピンポイントの田地争いを、ラインの争いに転換したわけである¹⁷⁾。「堺絵図」はまさにこのような菅浦側の領域と境界の認識を表現する、同時期の作図であったと瀬田氏らは考える。ではこの絵図はどのように用いられ、以後の相論にどのような影響を与えたのか、といった点はなお明らかにはされていないようである。ちなみに瀬田氏によれば大浦の領域志向の弱さは、菅浦に比べて荘園規模の大きい大浦では庄名体制が根強く残り、村規模の惣結合の形成が遅かったことによるという。村落共同体の発展と領域形成の密接な関連は否定できないと思われる。

村の領域形成は、ティロルのゲマインデについてはどうか。ここでも15世紀以後の人口増加と牧畜経営の好況、放牧地利用の集約化が、個々のゲマインデによる放牧地、草地、森林など入会の占有ないし優先的利用への志向を促し、紛争の原因となっていたことを繰り返して指摘した。こうした森林、放牧地をめぐるゲマインデ間の紛争は、ヘルテンベルク裁判区のフラウアリングとオーバーホーフェンの争いや、テルフスとザンクト・ペータースベルク裁判区のリーツの争いのように、ゲマインデの境界をめぐる争い、換言すれば領域をめぐる争いとして展開することもあった。しかし溪谷内に広く散在する放牧地を共同利用するゲマインデには、優先的利用権を認められるこ

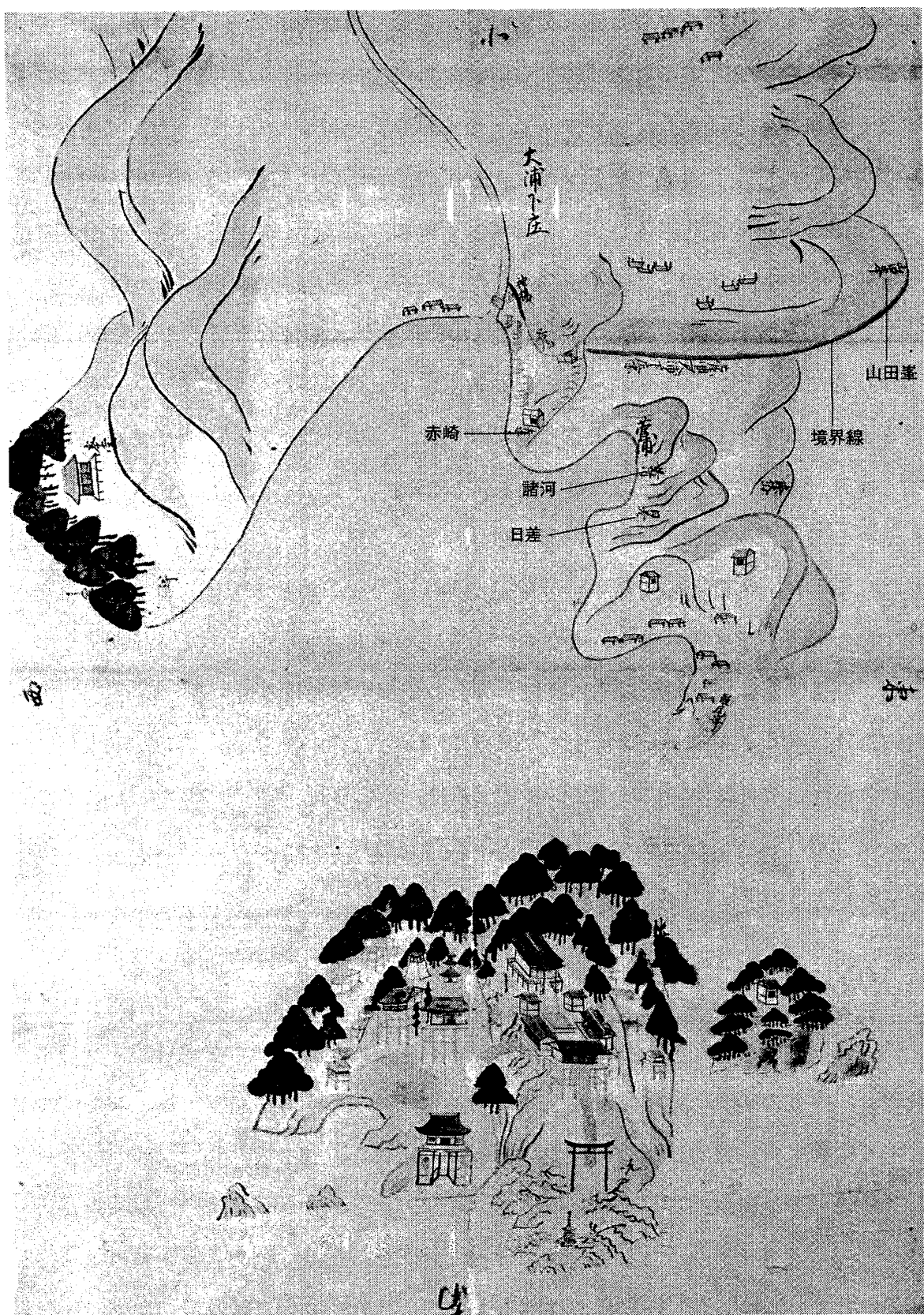


図5 「菅浦与大浦下庄界絵図」
 (『古絵図』、特別展覧会図録、京都国立博物館、1968年。地名等の加筆は筆者)

とはあっても、放牧地を取り込んで完結した領域を形成することは難しかった。領邦君主は森林を中心とする入会に対する国家的高権Allmendregalの強化に努めたが、放牧地利用についてはとくに規制することなく、森林を侵害しない限りゲマインデによる利用に委ねた。このようなゲマインデ住民の放牧活動の広がりやゲマインデのオープンな構造が、溪谷共同体（ラント裁判区）におけるコミュニケーションの基盤となっていたのである¹⁸⁾。

ティロルのゲマインデ領域の非閉鎖性は山岳放牧地域の特質と言えるかもしれない。しかし菅浦の事例に見出された惣村の領域志向が、日本中世においてどの程度一般化できるのかは確かではない。田畠と異なり、入会（山野河海）は王土思想の影響もあり、元来「共同の場」と観念された。荘園公領制の下でも原則として山野河海は領主も占有し得ず、入会＝共同用益の形で惣領権の下に置かれた。入会は神の領域と観念されたことは、入会をめぐる争いの裁定に湯起請などの神裁が用いられたことと無関係ではない¹⁹⁾。惣村成立期に、こうした入会への占有志向が強まることは明らかであるが、頻発する紛争は領域の境界設定、入会の分割で容易に落ち着くとは考えにくい。その都度、共用のルールを確認して和解するのが、より一般的なケースではないかと思われるが、それについては入会の性状（草地、森林など）、位置や形状、機能をふまえて個別的に検討する必要がある²⁰⁾。本稿の比較においてより重要なのは、そのような紛争とその解決における農民の行動形態である。

3) 自力と訴訟

既述のように田畠と異なり、近世においても検地の対象とならなかった入会の境界設定は、中世の領主にとっては容易ではなかった。したがって境界の不明確な入会に対する権利主張を貫くには、普段の用益と実力による占有を行わねばならない。紛争当事者の一方が田地の打ち返し、田植え、刈り入れを行おうとすれば、他方がこれを踏み荒らし、刈り取ろうとし、やがて合戦に至るという上に見たプロセスは、このことを示している。しかし藤木氏が述べるように、暴力に満ちた村落間の争いの中にも段階に応じたルールが、紛争の無統制な拡大を抑制する方策として存在していた。菅浦・大浦の文安相論では、大浦は最初に文書により、菅浦に山に入ることを禁じた。

村落間紛争では文書による通告は異例であるが、大浦はその権利を相手に明確に主張したわけである。この後に生じた「鎌を取る」「船を奪う」といった、相互の生産用具差押えも紛争のリチュアルであり、菅浦・大浦間でもこの段階で仲裁が行われた²¹⁾。この他、質取、相当、解死人といった過酷な慣習も、争う村落間が和解するために必要な手続きでもあった。このような和解のための慣習を貫くのは、犠牲・損益の均衡をはかり双方の平衡感覚を満足させる、相殺主義である。また和解条件の遵守義務は起請文、一味神水のような宗教儀礼によって強化された。自力を行う村にとって不可欠であったのは、近郷の加勢（合力）であるが、同時に争いを収めるために重要な役割を果たしたのも、近隣住人による仲裁（扱・口入）であった²²⁾。合力と口入に現れる村落間関係については次節で再論するが、いずれにせよ自力行為の停止は、当事者の「主観的平衡感覚」や呪術的力に負うところが大きかったのである。

さて「村の合戦」ばかりが目立つ菅浦・大浦の山野相論においても、実際には並行して行われる訴訟のために、双方が労を厭わなかったことを看過してはならない。しかし文安3年の訴訟が示すように、幕府訴訟は、訴訟の専門家（雑掌）を擁する領主を通じてのみ可能であり、多大の費用（礼銭・礼物）、労力と時間を要した。複数の領主を持つ菅浦は、その都度、訴訟への協力を要請すべき領主を選択し、その関係者たちを含めて銭貨を配った。また菅浦住人たちは自身で文書を整え、訴訟担当者は菅浦、領主、京都の間を奔走した。しかもそのような苦労が勝訴により報われるとは限らない。また訴訟の結果（判決）が、勝訴した側の自力を正当化するに過ぎない場合もある。文安相論の後、大浦・菅浦の殺害と報復から始まった寛正相論（1461年）では、双方が訴えた領主日野裏松家において湯起請が行われた。勝訴した大浦は日野家代官など武家勢力と近郷の村方の合力を得て大軍で菅浦を攻め、領主の有罪判決が下されたこともあって合力を得られなかった菅浦方は、最後に塩津の地頭、熊谷の口入（仲介）により2人の解死人（身代わり）を出して降伏した。大浦は領主裁判に乗じて報復を遂げようとし、領主も被害者の報復行動に結びつけて判決を執行しようとした。蔵持氏が述べるように、訴訟もなお自力の慣行と未分化だったのである²³⁾。このケースは一種の血讐であって、堺相論ではないが、自力と訴訟がこのような相互関係にあるとしても、訴訟によって幕府、領主権力の裁可を得、これを文書として保管するこ

とは、以後の相論に備え、子孫の利用に供するためにもきわめて重要なことと認識されたのである。自力も訴訟もともに、紛争を有利な決着に導く手段であり、状況に応じて選択的に利用された。菅浦の訴訟からわかるように、訴訟過程もまた文書の準備、取り次ぎ人の選択と要請、督促など、多分に当事者主義的要素を帯びていたのである²⁴⁾。

ティロルにおけるゲマインデ間の放牧地（森林）紛争では、自力に相当する行為としては、越境して放牧された家畜の差押えが、最もよく用いられた手段であった。これは自身の放牧地の被害を最小に食い止める措置であり、相手側に対する威嚇手段でもあった。先に言及したピレネー西部における共同体間の放牧地紛争でも、家畜差押えは紛争の開始を告げる行為であり、さらにこの地方では敵対村落の住民や商品の拘束、ときには武装集団による攻撃と報復へと紛争は拡大した。しかしバラケによれば、あらゆる実力行使、暴力行為は交渉と和解への可能性を念頭においた戦略であり、この意味で、紛争と平和は当事者の意識において常に結びついていた²⁵⁾。先にも述べたように、ティロル農村社会では差押え以外の自力に相当する行為は不明確である。和解協定にはせいぜい、当事者相互に多大の被害と損失を与えてきた、「ことばと行為による」応酬に言及される程度で、犠牲者を出すような武力行使は確認されない。和解協定文書から紛争の経過について得られる情報に限界があるのは自明であるが、武装能力を持つティロル農民も、ゲマインデ間の争いにおいては自己規制を行ったと言えようか。それはラント裁判というフォーマルな制度が農村社会に定着しており、かつ実質的に紛争解決を担ったゲマインデ間の仲裁ネットワークが存在したからである。次にこの点を考えてみよう。

4) 紛争と仲裁のネットワーク

村落（ゲマインデ）間の紛争と紛争解決が地域のネットワークの中で展開したという事実は、本稿冒頭で述べた中世紛争史研究の主要な課題に関わるものである。村落間相論における合力関係の重要性は、既に見た菅浦・大浦の文安相論からも容易に理解されよう。中世の村落間には組郷と呼ばれる、日常的な結合関係が存在した。この関係は必ずしも距離の近さのみによるのではなさそうである。蔵持氏が作成した文安相論の際の合力関係の図をみると、菅浦の合力勢力は西野、柳野を中心に東近江に広

がり、大浦のそれはおそらく湖上舟運の関係から海津東浜、今津、堅田などに及んでいる。(図4参照) 西野、柳野といった集落は菅浦にとって最も親しい援助者であり、やや隔たった海津西浜も相論の際には菅浦に進んで加勢を申し出、また実際に合戦では少なからぬ犠牲者を出している。こうした近郷集落の合力は、日頃の贈答にも現れる日常的なつきあいに基づいていたようであるが、その背景や人的なつながりについては、よくわかっていない²⁶⁾。酒井紀美氏は、村落間相論に現れるこのような対立と結合の両面を豊富な史料を挙げて考察し、近隣の郷、与力の郷といった多様な村落間結合の経験が、徳政一揆や土一揆の結合の基盤となったと述べる²⁷⁾。紛争を通じて共同体間のコミュニケーションが活発化し、それに支えられたネットワークが新しい社会的秩序を促すという認識は、ティロルのゲマインデ間紛争の考察から示した展望とも重なり、興味深い。しかしティロールにおいてゲマインデ間の結合は、紛争(とくに自力)における加勢としてではなく、仲裁という共同行為に現れていた。また文安相論の初期に、海津西浜の乙名が「中人」となって船と鎌を返還させたように、合力関係にあった集落も、状況に応じて仲裁をも行った。この点をふまえて、紛争が生み出す共同体間結合の意味を比較しつつ考えてみよう。

「置書」によれば、やはり文安相論の初期に近郷の人々が「かくてあるべきにあらねばとて」、仲裁を申し出てきたという。蔵持氏のことばを借りるなら、「自力救済社会の中にあっても、当事者だけの問題では済まない社会・地域関係の結びつき、広がり、連動」がある。蔵持氏はまた、「生活圏の一体感と紛争の影響の大きさ」や、「あるべきにあらねば」という倫理観をともなう「紛争解決のルール」の存在をも指摘する²⁸⁾。ではこのような地域的アイデンティティとも言うべき一体感と紛争解決への関心は、組郷や合力とどのような関係にあるのだろうか。ほぼ固定しているように思われる、地域内で交錯する組郷・合力を包括する地域秩序の意識、換言すれば、地域的公共性の存在を意味するのだろうか。いささか図式が先行する議論であるが、仲裁の事例に即して、①紛争当事者に仲裁を受容させる強制力は何か、②紛争主体(合力をも含む)と仲裁者は固定的でなく互換的であるか、の2つの問題をたててティロールと比較しつつ考えてみたい。

弘長2年(1262年)、近江国大石荘と龍門荘の間で繰り返されていた山野相論は、山

城宇治田原の住人の口入により収まった。その際龍門を訪れた田原住人は、もし大石側が口入に応じず、和与状を出さないなら、自分たちは大石とのつき合いをやめて龍門と同心するつもりであると伝えて説得した。おそらく同じようにして大石側をも説得したのであろう、双方は山境の紛争の場に寄合い、互いに和与の起請文を書いて連署し、正文は焼いて神水で呑み、案文を交わして落着した²⁹⁾。ここではおそらく様々な相互援助とも結びついた、村落間の日常的なつきあいの重要性を考えねばならない。田原住人はこうしたつきあい自体を、和解への強制力としたのである。村落間紛争が領主をも巻き込んだり、領主が仲裁を行うこともあるが、領主の介入がなく、合力も扱（仲裁）も近郷住人というケースも多い³⁰⁾。

藤木氏は「異見」＝共同裁定の例として、天正元年に近江甲賀郡2ヶ村と伊賀阿山郡1ヶ村の間の山論が、両国の代表（侍衆）10人の「惣」としての野寄合によって仲裁されたことを挙げている³¹⁾。このように紛争当事者の地域から、広く代表者が出て仲裁者団を形成することは、ティロルにおいても見られた。その場合、裁判官が仲裁者を選ぶこともあれば、当事者双方が選ぶこともある。また筆者が別稿で考察した領主貴族のフェーデにおいても、仲裁と和解の保証には周辺在地貴族や当該貴族の封臣など多数が関わっていた。和解文書に名を連ねた人々は、全体として和解と平和の維持に責任を負い、逆に紛争当事者は、おそらく以前から様々な関係を持つこうした人々の圧力により、和解を受容し、その条件（裁定内容）の遵守を強いられるのである³²⁾。ティロル農村社会において、実際に仲裁に関わったゲマインデ住民の持ちうる圧力が、ラント裁判区におけるゲマインデ間のネットワークに支えられていたのだとすれば、この圧力は紛争当事者、仲裁者が替わっても働き続けるであろう。そのような仲裁を可能とする地域のネットワーク的村落間結合は日本中世に存在したのだろうか。

酒井氏が図示した、大和の東部山間地域における「近隣の郷」の村落結合を見てみよう。（図6参照）1340年代の史料が示すこの村落間結合の基軸には、丹生杣と高尾村の対立（原因不明）があり、高尾村には神戸四ヶ郷と称される邑地、小柳生、坂原、大柳生の4村が合力する関係にあった。建武2年（1345年）に丹生を支持する興福寺衆徒は、寺命に服さぬ高尾住人に武力による圧力を加えるために、「近隣傍郷」の17ヶ

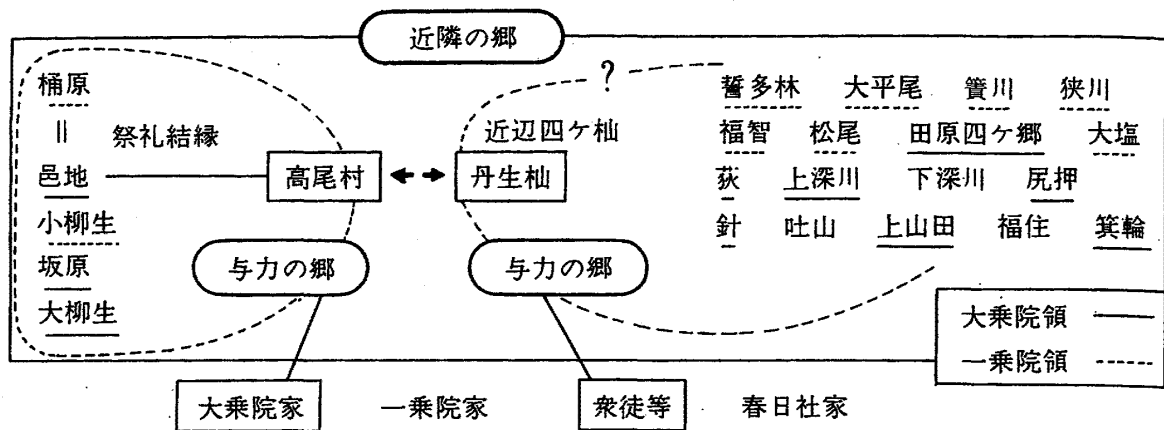


図6 大和東部山間地域における「近隣の郷」(酒井『日本中世の在地社会』、105頁より)

村および「神戸四ヶ郷」、「近辺四ヶ杣」に動員を下知するよう、興福寺の門跡である大乘院に申し入れた。酒井氏はこの動員範囲を、紛争が起こると影響を受け、これに関わりを持つ村落群との意味で「近隣の郷」と呼ぶ³³⁾。しかし神戸四ヶ郷は高尾に合力し、高尾を支持する大乘院も衆徒の要請をかわし続けた。すなわち「近隣の郷」内には複数の「与力の郷」が存在し、状況によっては対立した。ただし与力・合力の関係はきわめて流動的であるという。また図の17ヶ村の中には、実際には丹生方、高尾方、何れにも合力せずに中立を守る村もあったと思われる。そして一般にこのような近郷の中立村落から、中人（仲裁者）が出ることが多い。「近隣の郷」はこのような合力や中人が期待される範囲であり、それはやはり生産、流通、祭礼等における日常的なつながりを基盤にしているのである。とすれば菅浦・大浦の合力関係を示す図4の範囲も、ほぼ「近隣の郷」に相当すると考えてよいだろう。

さて酒井氏は「近隣の郷」の範囲が、「村落間の連合を軸にした地域形成」の目安になるとも述べる。このことは先に指摘した、ティロルの共同体間ネットワークと地域的なアイデンティティ、公共意識という展望と関わって興味深い。村落間連合を軸にした地域形成が具体的に何を意味するのかは明らかではないが、酒井氏は相論の合力のような村落間結合と、共通の課題と利害を前にして一揆を取り結ぶような連合の間には、大きな違いがあることを認めつつも、前者の繰り返される経験は村々が共通の問題に直面したとき、一揆としての結合を生み出す基盤となったと確言する³⁴⁾。村落間相論における合力や仲裁は、村内の結集とともに「庄々に牒して衆議評定する」と

表現されるような村落間の協議（地下談合）、意思形成を促していることから、一揆における地域的結合に貢献したことは明らかなと思われる。

勝俣鎮夫氏は（国人）一揆の形成においては、在地領主が仏神への起請により「無縁の場」を創出することによって、「自力」を放棄し、それによって、紛争を集団的に解決する機能を備えた平和団体が成立したと述べる。すなわち一揆には、自力救済を否定する原理が含まれていたというのである³⁵⁾。そうであれば村落間結合から一揆への展開については、いくつかの媒介要因が必要であろう。すくなくとも合力という、報酬をもともなう個別利害による結合と、共通の問題・利害を意識した地域結合の関連を明らかにするには、今少し考えねばならない問題がある。上述の大和東部の「近隣の郷」では、興福寺内部の衆徒と大乘院の対立が村落間相論と結びつき、そのような党派対立は、より広い村落間結合の極端であったように思われる。酒井氏が述べるように、与力の関係が流動的であるとするなら、ティロルの事例に則して先に挙げた論点の②、すなわち紛争主体（合力）、中人としての村落の役割（立場）は状況に応じて入れ替わり得たのか、を確認しなければならない。もしこのような紛争における村落間の相互的關係を明らかにできれば、紛争と紛争解決が党派的な利害關係を越える、地域全体の問題・課題として認識され、そこから徳政一揆、土一揆につながる論理・意識も育まれたと考えることができるからである。酒井氏が挙げる堺相論の中に、近江の伊香立荘と桃井荘の下立山をめぐる相論（1338年）がある。このとき桃井荘からの招請を受け、葛川から古老5人などが双方の堺の検見に立ち会うべく赴いている。葛川は少し前まで伊香立と激しい相論を展開していたのだが、この度は中立的な立会人たるべく要請されたのである³⁶⁾。あるいは下立山は葛川にも関わりがあったのかもしれない。このような紛争解決への相互の協力が、地域間に広がっていたとすれば、村落間結合による「地域形成」への展望を示しうるのであるが、研究の現段階ではなお難しいようである³⁷⁾。

今後、一揆への展開をも射程におさめ、自力の慣習を部分的にでも自己抑制しつつ、村落間のネットワーク的結合が新たな地域秩序を促す過程を把握することが可能となれば、ペーター・ブリックレの述べる「共同体同盟的モデル kommunal-bundischer Model」を軸とした比較の議論が可能になるであろう³⁸⁾。

5) 紛争・紛争解決と国家

武装暴力＝自力をとまう日本中世の、そしてゲマインデ間の相互関係を基調とするティロルの、紛争と紛争解決における地域（共同体）の自律性は、近世国家の成立とともに変化するのでしょうか。中世から近世へのドラスティックな国制の転換が見られない領邦ティロルに対して、戦国時代から織豊政権、統一国家への移行は、日本の社会秩序にとっても大きな意味をもったと想像される。藤木氏が「豊臣平和令」と括る喧嘩停止令、惣無事令などによる自力の禁止と、裁判による相論解決の強制は、自力に関わった農民の見せしめ的な処刑の例もあり、国家の司法権力による平和管理の新段階を示しているようにも見える。しかし藤木氏が近世初頭の村落間相論として挙げる多数の事例からは、「鎌を取る」、「相当の儀」（報復ないし正当防衛）、「鉄火をとる」（神裁）などの中世的な自力・自検断の慣行が、統一権力により原則として否定されつつも、実際の相論において用いられ、あるいは論理として主張され、ときには容認されたことがわかる³⁹⁾。藤木氏によれば近世権力の下で、合力は在地の広域防犯組織の外見を呈し、中人機能は近郷証人制として領主裁判に吸収され、神裁も領主の監督下に入り、いずれも緩やかに変貌しつつ、近世の秩序体系のなかに位置づけられていく。そのなかで武力行使の自己規制は徐々に広がったであろうが、しかしそうした事態に至った場合、これをめぐって当事者の村落はなお中世的な自力の慣習（質取り、相当の儀、解死人）の裁許ないし代執行を国家の裁判に要請することもあった⁴⁰⁾。総じて山野相論の解決は、なお従来の慣行（在地のならい）に委ねられることが多かった。豊臣は田畠の検地を行ったが、村の境界地域（山野）には明確なラインを引かず、多くの場合、村落から申告された中世以来の「重層的共同用益秩序」を保証した（村の「当知行」安堵）⁴¹⁾。この点では初期近世国家は中世以来の村落秩序に介入しなかったと言える。

伝統的な民俗観念では、入会（共有地）は万人が利用できる資源であり、神に帰属するものであった⁴²⁾。ティロルのアルプに立つ十字架や祠、そして放牧開始時の司祭による祈祷（祝福）は、そのような観念が日欧に共通することを示唆している。しかし何よりも古くから共用され、また村落間紛争の原因であった入会の所有権や境界を、

司直の判断で明確にすることは容易ではないという現実問題があった。それゆえ近世初期の支配者も、山野の堺相論については、近郷の証言、口入、在地の共同裁定（異見）を尊重する先例主義を採用したのであろう。このような中世的な相論解決の慣習の重要性は在地住人の認識するところであり、近世農民も村の権益が損なわれる場合には、この慣習にこだわり、公儀の施策に抵抗したのである。

前述のように領邦ティロルにおいても、15世紀末から16世紀にかけて、裁判制度・刑法改革を中心に、治安、経済秩序、信仰や風紀に及ぶ領邦令 *Landesordnung*、ポリツァイ令 *Polizeiordnung* があいついで発令されたことは、国家による社会統制への意志を表現するものである。しかしティロルの領邦立法は、ラント裁判区の住民代表を加えた領邦議会における合意を経てのみ効力を持つ。ドイツ農民戦争期のティロルにおける、裁判区住民の改革要求をふまえて成立した1526/32年の領邦令は、フエーデ行為の厳罰、裁判の公正化など法秩序の強化をめざしつつ、領邦住民の反発と要求をも考慮し、殺害も被害者遺族の意向、和解によって恩赦があり得ること、とりわけ名誉や正当防衛のための殺害には恩赦や減刑がありえたことを示している⁴³⁾。1525年に領邦政府に提出された裁判区住民の苦情書のひとつは、殺害について遺族との間に和解が成立しても裁判官がこれを認めないのは、慣習に反すると述べており、領邦権力もそのような住民の法感情や慣習を考慮しなければならなかった⁴⁴⁾。社会の流動化が進み、鉱山業の活況もあって、領邦外から様々な人間が多数ティロルに流入する中で、領邦の治安と秩序の維持をはかり、またスイスやバイエルンとの戦いを見越して農民の軍役を確保するには、君主はなおラント裁判区を単位とした共同体の自律的秩序を尊重しなければならなかったのである。

領邦ティロルの法令やゲマインデ、裁判区の苦情書からみた国家と社会の相互関係については別項で論じたので、ここではその全体についての再論はひかえるが、入会（共有地）についてのみ確認しておく。ヘルマン・ヴォプフナーによれば、マクシミリアン1世時代に共有地に対する領邦君主の包括的な高権 *Allmendregal* が成立する。とりわけ領邦君主は、個人的な狩猟熱に加えて、鉱山業の発展により需要の高まった森林資源を、農民（ゲマインデ）の共有林をも含めて管理するため、一連の森林令を公布したが、入会としての共有林の慣習的利用を制限された農民は反発を強め、しばし

ば領邦当局に苦情を提出している。これに対して領邦政府は、鉱山用森林と農民の共有森林・放牧地との境界をめぐって頻発していた紛争には配慮し、森林役人に仲裁させた⁴⁵⁾。このように領邦当局は国家財政に関わる森林統制に熱心であったのに対し、一連の領邦令は、放牧地（アルプ）の利用や、これをめぐるゲマインデ間の紛争には、格別の関心は示していない。前掲の事例でも、こうした紛争解決に領邦役人が介入するケースは少ない。放牧地紛争に関連する事項としては、領邦令には、家畜差押えと、損害賠償によるその請戻しの手続きが見出されるのみである⁴⁶⁾。差押えと請戻しのみでは紛争解決にならないが、その先の具体的な和解の条件は、先に見たように、たいはいはラント裁判官の下で、事情に通じた近隣のゲマインデ住民が加わり、実検、証言聴取、交渉を通じて取り決められたのである。

本稿Ⅱで挙げたいくつかの事例（ヘルテンベルク裁判区の事例⑥、ザンクト・ペータースベルク裁判区の⑦など）は、17世紀からゲマインデ間紛争の解決において、領邦政府の影響力が強まる傾向を示しているようである。しかしこれらは、インスブルック（領邦政府所在地）、そして鉱山・製塩業地区からも遠くない、上イン渓谷東部の事例であり、ラウデックでは17世紀までそうしたケースは確認できない。何れにせよ、ここから地域社会の自律性に対する国家の影響力の強まりという図式を導き出すのは、短絡的かもしれない。農民（裁判区住民）の領邦に対するアクティヴィティが農民戦争期の改革要求運動（1525年、メラン・インスブルックカ条）でピークを迎えた後、17世紀以後、ラント裁判区共同体の、そして領邦議会全体の政治的ポテンシャルが低下したとすれば、それは裁判区におけるゲマインデ間のコミュニケーション、ネットワークの機能の変化と関連する現象であったのか。先に日本近世に関して述べたことをも念頭において、こうした視角から近世の領邦と地域社会の相互関係を考えることが、次の課題である。

この他、惣村、ゲマインデの階層構造が紛争にどのような影響を与えていたのか、といった共同体の社会構造、その指導層（乙名）と指導体制に関する問題も比較考察に値するが、これも次の課題としたい⁴⁷⁾。

小括

以上のようにティロルと日本のゲマインデ、村落間紛争の特質について、いくつかのポイントに絞って比較し、最後に近世への移行期における国家の影響下での紛争・紛争解決が示す特質をも素描した。いずれも近世初期の国家権力は、中世的な自力を原理として拒否することはあっても、実際には国家の監督下にこれを許容し、取り込むことに努めたと言えそうである。しかし日本中世においては、国家、領主の裁判権がしばしば期待される効率的な紛争解決の機能を持ち得なかったことから、結束を強めた惣村共同体は、常に自力を紛争解決の選択肢のひとつとしたのに対し、ティロルではすでに中世後期には、溪谷・放牧共同体であり農民の生活圏でもあるラント裁判区が、領邦の国制の中に確立されていた。ラント裁判は、法律専門家の裁判官が一元的な国家の法により判決を下す、閉鎖的な司法空間ではなく、当該地域の慣習法をふまえて、地域住民の陪審が判決を導き、また放牧地紛争では、関係者、証言者、仲裁者を加えたオープンな交渉の場として機能したのである。ティロルの紛争解決について考えねばならないのは、このような時にはインフォーマルな共同行為の場にさえ見えるオープンな紛争解決の場が、近世国家としての領邦の司法制度の発展、ゲマインデを含めた地域社会の変容の中で、その機能をどのように変化させたのかという問題である。

自力の慣行を禁止した「六角氏式目」が、同時に村落紛争の裁定の公正化や、訴訟費用の抑制を規定していることを考えれば、日本における自力慣行の克服過程において、効率的な裁判制度の整備が重要な国家の課題であったことは明らかである。問題は、国家の裁判が、中世的な自力のルールに馴染んできた農民の秩序感覚に配慮しつつ、いかにして新たな法秩序形成を進めようとしたか、である。したがって日本とティロルにおいて近世国家が同じ時期に同様なプロセスを経て自律的社会との新たな関係を築いていくとは言えないとしても、長期的なタイムスパンの中で、両地域の紛争・紛争解決・社会と国家の相互作用は、共通する要因や側面を示しつつ展開していると言えよう。

おわりに

最後に、本論で述べてきたことを繰り返すことはやめ、なお論じたりなかった問題、課題を記しておきたい。

境界紛争とその解決において見られた村落（ゲマインデ）間結合が、日常的な村落関係による地域秩序を基盤に展開し、またそうした村落関係を再編、拡大、強化したのではないかとの仮説について、再度考えてみたい。ティロルでは裁判区、溪谷放牧共同体としての枠組みが比較的明確であり、研究上の課題は、紛争仲裁における住民の意識やコミュニケーションの実態、そしてそこから窺える地域的アイデンティティ、公共意識を明らかにすることである。日本中世では、そうした広域的な村落結合は合力という、いわば党派的な利害関係の拡大にとどまらず、それを越えた地域の共通の利害と結合の論理による広がりを持ち得たのだろうか。自律的な秩序維持機能を持ち得た（地域）社会が、近世国家の中にどのように統合されていくのかといった問題は、このことと無関係ではないように思われる。

さて、日本中世の村落間紛争における自力の経験を、当事者たる農民はどのように認識していたのだろうか。言及した菅浦・大浦との寛正相論では、菅浦は、湯起請による敗訴と軍事対決を前にした降伏、犠牲（解死人の差し出し）という辛酸をなめた。寛正相論の「置書」（「菅浦大浦両荘騒動記」）はその最後に、「少々不足候共かんに入候て、公事の出来候はぬように、末世末代までこれを手本にしてかんに入候べく候」（少々不満があっても我慢して、訴訟や相論にならぬよう、末代までこれを手本にして自重すべし）と記す⁴⁸⁾。この戒めの文言が、勝利を確認する文安相論の「置書」とは明らかに異なる筆致であるのは、勝訴と敗訴の差か、あるいは二つの過酷な相論を経験した住人の実感であろうか。またこのような過酷な経験の積み重ねは、村落間相論に何らかの変化をもたらしたのだろうか。『菅浦文書 下』の編年索引を見ると、寛正相論の後には大きな自力をともなう争いは生じていないようである。寛正相論の教訓は、ある種の自己抑制を育んだのだろうか。一定のルールがあるとはいえ、しばしばこれを逸脱し、少なからぬ犠牲者を出した相論の繰り返しから、村落住人が何も学ばなかったとは考えにくい。自力行為を再生産する構造的要因があることは確かであるが、

他方で暴力的紛争を、ある社会・文化の固有の現象として固定化する陥穽にはまらぬよう用心が必要である。上述のように、自力の拡大をコントロールするさまざまな村落間の協力や作法、儀礼が存在した。そのなかで一揆も含めた地域秩序を、自力の否定ではなく、自力（紛争）とその解決（共同行為）の繰り返しが生み出すものとする視点が必要ではないだろうか。

ブリックレが「共同体同盟の国制」と呼んだ政治秩序は、武装能力を持つ個人と共同体が、状況に応じて立場を変えつつ、紛争の抑制と仲裁のために相互に協力する義務を持つ、緩やかな地域共同体（村、溪谷共同体、都市）の連合を出発点としている。しかしブリックレは、紛争とその解決、平和維持という共同体間関係の重要な機能を十分に認識してはいなかった。中世においては、武装能力は政治的自律性の担保となる可能性を持つ。そのような能力を持つ共同体の自己規制と相互の紛争仲裁による結合は、スイス盟約者団のような地域連合的国家へと発展することもある。このような共同体同盟的な地域秩序は、その萌芽的形態をも含めれば、様々なヴァリエーションをともないつつ、山岳地域を中心にヨーロッパの各地に存在したのではないかとと思われる⁴⁹⁾。

日本における中世から近世への移行を類似の観点から見直すことも、前述のような一揆における村落結合や、在地領主（地侍）の自力断念による結合の論理と契機（無事）などに関する考察と議論を積み重ねることから可能となるのではないだろうか⁵⁰⁾。そこから構築される新たな日本の歴史像が、ヨーロッパ史研究者にとって一層、刺激的なものであることを期待したい。

本稿は紛争・紛争解決と地域の社会的・政治的秩序を、その相互関係において動的に捉えることを目的とする、筆者の紛争研究のささやかな成果である。日本中世社会との比較については既に述べたように、なお近年の研究成果に依拠した素描と問題提起にとどまる。日本史研究者の御教示と批判を仰ぎたい。

注

I

- 1) 拙稿「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決 —儀礼・コミュニケーション・国制—」『史学雑誌』113-3, 2004年、同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序 —紛争解決と国家・社会—」『史林』88-1, 2005年。また代表的な中世ヨーロッパの紛争研究の成果としては、服部良久編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、2006年をも参照。
- 2) ドイツ（神聖ローマ帝国）とその幾つかの地域を枠組みとした紛争研究としては、拙稿「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部研究紀要』43, 2004年、同「13世紀のドイツ北西部における紛争解決と政治秩序」『京都大学文学部研究紀要』45, 2006年。
- 3) Walz, R., *Agonale Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit*, in: *Westfälische Forschungen* 42, 1992, S.221. 農村社会の紛争に関する近年の社会史的研究としてHürlimann, K., *Soziale Beziehungen im Dorf*, 2000およびHeidegger, M., *Soziale Dramen und Beziehungen im Dorf*, 1999が重要である。
- 4) 拙稿「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」（前川和也編『コミュニケーションの社会史』、ミネルヴァ書房、2001年）、392-396頁、同「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」『京都大学文学部研究紀要』41, 2002年、6-23頁。
- 5) Reinle, Ch., *Bauernfehden. Studien zur Fehdeführung Nichtadeliger im spätmittelalterlichen römisch-deutschen Reich, besonders in den bayerischen Herzogtümern*, 2003.
- 6) Ebenda, S.300-301.
- 7) 拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」。
- 8) Hinterwaldner, K., *Almwirtschaft und Almstreit in den Gerichten Ritten, Wangen und Villanders vom Mittelalter bis 1823*, 2002. K・S・バーダーはその中世村落の法制史研究の中で、個々の農民、村、領主の間の耕地や入会の境界をめぐる争いが中世～近世に頻発していたと述べている。バーダーはその際、ヴァイズテューマーなど法史料によりつつ、境界争いがUntergänger, Feldrichterなどによって実検、仲裁されたことを記しているが、村落間紛争を区別して考察することはなく、大半は農民間、農民と領主の争いに関する叙述である。Bader, K. S., *Rechtsformen und Schichten der Liegenschaftsnutzung im mittelalterlichen Dorf*, 1973, S.235-252.
- 9) Mouthon, F., *Le règlement des conflits d'alpage dans les Alpes occidentales (XIII^e-XVI^e siècle)*, in: Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public (ed.), *Le règlement des conflits au moyen âge*, 2001, p.277.
- 10) 前掲拙稿、102-103頁。
- 11) 拙稿『中・近世のアルプス地方農村社会における紛争・紛争解決と共同体：15,16世紀のティロルにおける領邦と地域社会』科学研究費補助金成果報告書、2005年。
- 12) 以下、本稿執筆のために参照した藤木久志氏の著書は、『豊臣平和令と戦国社会』東大出版会、1985年、『戦国の作法』平凡社、1987年、『雑兵たちの戦場』朝日新聞社、1995年、『村と領主の戦国世界』東大出版会、1997年。この他に、酒井紀美『日本中世の在地社会』吉川弘文館、1999年、瀬田勝哉「菅浦絵図考」（『日本古文書学論叢9』吉川弘文館、1988年）、『日本の社会史2—境界領域と交通—』岩波書店、1987年からも示唆を得た。

II

- 1) 以下に述べるラント裁判区の成立過程、空間構造、領邦統治における機能、共同体の性格等について詳しくは、拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」、29-35頁、および Stolz, O., *Geschichte der Gerichte Deutschtirols: Archiv für Österreichische Geschichte*, Bd.102, 1913; Ders., *Rechtsgeschichte des Bauernstandes und der Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg*, 1949などを参照。
- 2) Wopfner, H. (Hg.), *Urkunden zur deutschen Agrargeschichte*, 1926, ND 1984, n.261. 拙稿『中・近世のアルプス地方農村社会における紛争・紛争解決と共同体』、13-14頁をも参照。
- 3) 中世盛期以後のティロル農村の人口動態と開墾、小屋住農や日雇いの増加による集落景観の変化等については、Jäger, G., *Siedlungsausbau und soziale Differenzierung der ländlichen Bevölkerung in Nordtirol während der frühen Neuzeit*, in: *Tiroler Heimat* 60, 1996, S.87-127; Ders., *Die mittelalterliche und neuzeitliche Siedlungsentwicklung im Sellraintal*, in: *Tiroler Heimat* 62, 1998, S.5-67; Wopfner, H., *Bergbauernbuch 2*, ND 1995, S.133ff., 351ff.
- 4) 記録件数の増加にともない17世紀以後、狭義の裁判帳簿＝ゲリヒツブーフと、それ以外の記録よりなるフェアファッハブーフを区別して作成するラント裁判所も現れる。今日、ティロル州立文書館に集中保存されている各裁判所のゲリヒツブーフ、フェアファッハブーフの現存状況については、ヴィルフリート・バイムローアが調査結果を公にしている。Beimrohr, W., *Mit Brief und Siegel. Die Gerichte Tirols und ihr älteres Schriftgut im Tiroler Landesarchiv*, 1994, S.117ff.
- 5) Stolz, O., *Geschichte der Gemeinden Telfs, Pfaffenhofen, Oberhofen und Rietz, Beilage: Urkunden und Ordnungen*, in: *Schlern-Schriften* 112, 1955.
- 6) Stolz, *Politisch-historische Landesbeschreibung von Tirol, Erster Teil, Nordtirol, Archiv für österreichische Geschichte*, Bd.107, 1923, S.397-449.
- 7) ポリング、フラウアリング、ザンクト・ペーターズベルク裁判区のハイミングなどイン渓谷底部の集落には、その山側におそらく二次的に成立した、Pollinger Bergなどと称される小集落（ヴァイラーないし孤立家屋群）が付属していた。
- 8) 15世紀後半からのイン渓谷、シュヴァツの銀山、ハルの塩鉱、ヴィッツタールのマトライからブレンナー峠を越えたシュテルツィングに及ぶ銀山、銅山など、ティロルの鉱山業、製塩業は飛躍的な発展を遂げ、領邦君主にも莫大な収益をもたらした。ザクセンなどとは異なり、ティロルでは君主は鉱山経営に直接関与することはなかったが、産出銀を廉価で買い上げ（先買権）、これを地金の価値を遙かに上回る銀貨に造幣させることによって収益を上げた。領邦君主の森林令は、鉱山・精錬業のための木材需要の増大と森林資源の枯渇に対し、森林資源を確保すること、そのために官有（君主直轄）林や無主の森林のみならず、農民の森林に対しても木材伐採を制限することを目的とした。すでに大公ジークムントの下で1460年代より個別地域に対する森林令が発令されていた。マクシミリアン時代には、1492年、1502年の森林令のように、（北部）ティロルの主要部全域に及び、かつ君主の直轄林Forstや鉱山・精錬用の直轄（官有）林Amtswälderのみならず、農民（地域住民）の共有地森林Allmendwälderをも利用規制の対象とする森林令が現れた。ヴォプフナーによれば、このような全体的な領邦令としての森林令は、マクシミリアン時代に確立する、領邦君主の共有地に対する包括的なレガリア（Allmendregal）に基づくという。そしてこの一般的な「共有地レガリア」から自立した「森林レガリア」Waldregalの観念が現れるのは、上述のような木材需要の飛躍的高まりと君主直

轄林の木材枯渇とともに、君主が農民の共有地森林やその他の臣民の私有森林への関心を強め、その監督・統制権をこれらの森林にまで及ぼそうとする過程と対応している。

ヴォプフナーによれば、ランデスヘルが共有地＝アルメンデに対するレガリア、あるいはその所有権を持つという観念はヴァイズテューマーにも見られ、農民による君主の共有地レガリアの原理的な否定は、農民戦争期の1525年を例外として、見られない。しかし共有地レガリアの理解については双方に原理的な齟齬があった。農民側では、共有地が（国家に属すゆえ）公共的性格を持つという観念へつながるのに対し、君主の側ではそのレガリア、所有権観念は、財政的な利用可能性という認識につながっていた。Wopfner, H., *Almendregal des Tiroler Landesfürsten*, 1906, S.108, 118. 拙稿『中・近世のアルプス地方農村社会における紛争・紛争解決と共同体：15,16世紀のティロルにおける領邦と地域社会』、31-36頁。

- 9) ザンクト・ペータースベルクおよびイムスト裁判区の歴史については、Stolz, a.a.O., S.463-501.および拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」、67-68頁を参照。
- 10) TW VII, S.24-31.
- 11) TW VII, S.31-39.
- 12) 1560年にはイムストのラント裁判当局の要請により、ティロル領法令に対応したヴェンスの（下級）裁判集会（タイディング）の権限の制約・調整が行われ、続いて1561年には下教区は上教区とは別個に徴税・納税を行うことになった。Übereinkommen über die gemeinsame Steueranlage, 1561 Jänner 21., TW VII, S.25-31. また17世紀に入って下教区はさらにアルツル、ヴァルト、リート/ラインス、アステン/ティムルス各地区 Viertel に区分され、1648年にはそれに応じた新たな税負担の規則が現れる。TW VII, S.40.
- 13) 1557年の事例は、TLA Gemeindearchiv Leins(Arzt), Nr.108 : GAA, Leins, Nr.108、1589年は、GAI, Imsterberg, Nr.9、1613年は、GAI, Leins, Nr.114、1628年は、TW VII, S.52-54.
- 14) „Und damit in sachen widerumben auf ain stats, ebigs ende gietig, freuntlich und nachperlich, als sich wol gebirt, verainpert und verglichen—daneben auch, ob von ainen oder anderen hierunter was mit hizigen oder ungebirlichen Worten firgangen wie auch deßwegen fedh oder feintschaft geschwebt—, soliches alles hiemit von obrigkait wegen genzlich aufgehebt, cassiert, in ebigs vergessen gestalt, und si allerseits wider zu gueten frid, ainigkait und nachperschaft gesprochen sein.“ TW VII, S.54.
- 15) この裁判区の歴史についてはTW VII, S.197-198; Heidegger, a.a.O., S.52-102. ハイデッガーの研究は、ラウデックの裁判帳簿（フェアファッハブーフ）の1581-95年の記事を史料として、この地域の農民生活を歴史民俗学的視点から考察したものである。
- 16) TW II, S.287-304.
- 17) 集落景観や人口統計については、Heidegger, a.a.O., S.60-63. 1615年の各集落の人口は、ブルツ：447、フェンデルス：174、ラディス：317、ゼルフアウス：582、フィス：467、テーゼンス：212である。その他の集落は、1825年の統計ではリート：656、ファッゲン：150、カウンス：431、カウナーベルク：581、カウナータール：481、裁判区の総人口は5,319である。
- 18) GAKL, Kauns, Nr.27. 前掲拙稿、86頁。
- 19) GAR II, Fendels, Nr.38/4a,b. なおこの要録の編者ヘルツルはフェンデルスの文書の日付を聖アンドレアスの日、5月9日としているが、この聖人の日であればリートの文書と同じ11月30日である。

- 20) TLA Gemeindecarchiv Ried, Nr.14 ; GAL, Ried, Nr.14. 前掲拙稿、85頁。
- 21) GAR II, Fendels, Nr.38/5, 6a,b. 前掲拙稿、85頁。
- 22) Barraqué, J-P., Du bon usage du pacte: les passerries dans les Pyrénées occidentales à la fin du Moyen Âge, in: *Revue Historique* 302, 2000, pp.307-335. 紛争はベアルンと、国境を挟んだナヴァラの農村住民との間にも頻発していた。
- 23) *ibid.*, pp.311-315.
- 24) Mouthon, *op.cit.*, pp.263-267.
- 25) 勿論ピレネーのベアルン地方においても副伯の裁判は存在したが、そこでもフェーデ的紛争は、仲裁・和解により解決されるのが通例であった。Barraqué, *op.cit.*, p.316.
- 26) このようにまず第一に平和・和解の精神そのものが強調される点は、バラケが考察したベアルン地方の和解協定と同様である。*Ibid.*, p.316.
- 27) 前掲拙稿、106-116頁。

Ⅲ・おわりに

- 1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東大出版会、1985年。その他の藤木の著書については本稿Ⅰの注12)を参照。藤木説および関連する問題をめぐる議論については、水林彪・藤木久志「1985年度歴史学研究会大会報告批判」『歴史学研究』549, 1985年、村井章介「中世の自力救済をめぐって」『歴史学研究』560, 1986年をも参照。
- 2) 滋賀大学日本経済文化研究所史料館編纂『菅浦文書 上・下』、1960/67年
- 3) 田中克行『中世の惣村と文書』山川出版社、1996年。
- 4) 『菅浦文書 上』、628号では「菅浦惣庄合戦注記」とされ、裏書きには「ひさし・もろかわのをきかきなり」とある。
- 5) 蔵持重裕『中世村の歴史語り』吉川弘文館、2002年。
- 6) 菅浦文書から見た鎌倉時代から南北朝期の菅浦の相論については、田中、前掲書、22-47頁。
- 7) 「執筆越後公也」とのみ記した「置書」の書き手については蔵持、前掲書、223-233頁。なお田中克行は、菅浦の寺庵僧と考えるが、蔵持はこれを否定する。田中、前掲書、95頁。
- 8) 酒井紀美『日本中世の在地社会』、84頁。
- 9) 様々な点で文安相論との類似性を示す村落間相論の豊富な事例は、酒井、前掲書、66-86頁、藤木『豊臣平和令と戦国社会』、106-137頁などを参照。
- 10) 田中、前掲書、69頁。
- 11) フェアファッハブーフと呼ばれた裁判帳簿は、ほぼ均一にフォリオ判の紙製冊子であり、単葉に記したものを日付順に重ねて冊子としたものである。一冊が150葉程度で、年に1～2冊のペースで裁判書記によって作成された裁判帳簿は、裁判所事務局 *Gerichtskanzlei* に保管された。このような裁判帳簿は、16世紀半ばにはティロルのラント裁判に普及したようである。以後多くのラント裁判は、19世紀に至るまで数百冊にのぼる帳簿を遺し、その大半は今日インスブルックの州立文書館に集中保管されている。
- 12) 田中、前掲書、80-82頁。
- 13) ドイツにおける村落共同体が、法的行為能力と（法・平和）領域をもつ *Dorfgemeinde* として成立する過程やその構造についてはBader, K.S., *Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich*, 1967; Ders., *Rechtsformen und Schichten der Liegenschaftsnutzung im mittelalterlichen Dorf*, 1973; Ders., *Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde*, 1974がなおスタン

- ダードな文献である。また田中は菅浦の惣村を、14世紀における全在家の供御人化による身分格差の消滅と在家均等負担の原則、そして15世紀における乙名制度の完成という段階を経て確立されたと考える。田中、前掲書、120-124頁。
- 14) 瀬田勝哉「菅浦絵図考」(『日本古文書学論叢 9』吉川弘文館、1988年)、244頁。中世における山野河海と境界の表象、法的、イデオロギー的性格については、保立道久「中世における山野河海の領有と支配」(『日本の社会史 2 一境界領域と交通一』岩波書店、1987年)、138-171頁。
- 15) 田地分有は暦応5年(1342年)の「日差・諸河田地注文」『菅浦文書 上』、326号。永代売禁止は貞和2年(1346年)の「ところのおきふミ」『菅浦文書 上』、180号。田中、前掲書、105, 121頁。村が入会の占有、維持の主体となることについては、稲葉継陽「中・近世移行期の村落フェーデと平和 — 中世日本における権利と暴力 —」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年)、104頁。
- 16) 『菅浦文書 上』、627号。
- 17) 瀬田、前掲論文、236-246頁、田中、前掲書、34-38頁、蔵持、前掲書、185-188頁。
- 18) 平和領域としての村の領域についてはBader, *Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich*, S.118-139をも参照。大半の村落が領邦君主の統治権下にあったティロルとは異なり、ヨーロッパ中世の村の領域を考えるには、一般には領主権力との関係をも考慮しなければならない。オーストリア東部の諸邦においては、村落を下級裁判領域として一元的に支配する村落領主権が在地領制の代表的なタイプに属した。しかし入会を含めた村の生活圏が、このような村落領主支配とどのような関係にあったのかは、必ずしも明らかではない。出稿「ヴァイズテューマー研究の課題」『史林』65-1、1982年、137-147頁参照。
- 19) 藤木久志『村と領主の戦国世界』、112頁、保立、前掲論文、140-152頁。
- 20) 山野河海の紛争の裁定原理として、「山川半分の率法」「和与・中分の法」が指摘されるが、実際の適用や効力については明確ではない。
- 21) 「鎌を取る」については、藤木『豊臣平和令と戦国社会』、114-121頁を参照。
- 22) こうした自力のルールがしばしば逸脱行為により破られたことについては、稲葉、前掲論文、116-120頁。
- 23) 寛正相論に関する「置書」(「菅浦大浦両庄騒動記」)は、『菅浦文書 上』、323号。寛正相論の経緯については、蔵持、前掲書、169-174頁。
- 24) 稲葉は、ここに述べた困難さのゆえに、村落が幕府訴訟を行うことは稀であったとする。稲葉、前掲論文、112頁。
- 25) Barraqué, op.cit., pp.315-317.
- 26) 「中人制」については勝俣鎮夫『戦国法成立史論』東京大学出版会、1979年、234-237頁を参照。蔵持は組郷と軍事同盟的关系を区別し、菅浦と海津西浜、八木の関係は後者であったとする。こうした軍事同盟の背景には、海津西浜と海津東浜、八木と八木浜がそれぞれの地域で争う敵対関係があり、それが菅浦・大浦への合力において、各々敵味方に分かれる原因であったというのである。蔵持、前掲書、104-108頁。
- 27) 酒井、前掲書、101-110頁。
- 28) 蔵持、前掲書、69-70頁。
- 29) 酒井、前掲書、79-81頁。
- 30) 藤木、前掲書、106-113頁。

- 31) 同、121-126頁。
- 32) 拙稿「13世紀のドイツ北西部における紛争解決と政治秩序」『京都大学文学部研究紀要』45、2006年、161-167頁。この論攷において筆者は、下ライン、ヴェストファーレン地方における諸侯、貴族の間の繰り返される紛争解決（仲裁）が、ある種のネットワーク的な結合に基づく広域的な政治秩序との相互作用の関係にあることを示そうとした。
- 33) 酒井、前掲書、103-107頁。
- 34) 同、109頁。
- 35) 勝俣、前掲書、237-242頁。自力の放棄、統一権力による自力の否定をめぐる研究史整理は、村井、前掲論文。
- 36) 同、78-79頁。
- 37) 仲裁行為の比較を行うには、仲裁による和解の遵守を監督、保証するのは誰かという点も重要である。ティロルでは、ラント裁判（官）の官職的権威と、ゲマインデ間のネットワークそのものであり、日本中世では、やはり仲裁を行った村を含めた近郷の村落間結合と、裁判権力であると言えようか。ただし裁判権力が執行強制力を欠いていたことは日本、ティロルに共通する。
- 38) ブリックレが「帝国と領邦の間のドイツ第3の道」と表現した「共同体同盟的モデル」については、ペーター・ブリックレ（服部良久訳）『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房、1990年、122-126頁を参照。
- 39) より早期に村の自力・合力を禁止した戦国大名の法令として、「六角氏式目」がある。藤木、『豊臣平和令と戦国社会』、91-92、137-162頁。稲葉、前掲論文、120-128頁をも参照。
- 40) 藤木、前掲書、137-162頁、稲葉、前掲論文、126-127頁。
- 41) 稲葉、前掲論文、125頁。
- 42) 秋道智弥『なわばりの文化史』小学館、1999年、155-167、223-231頁。
- 43) 拙稿『中・近世のアルプス地方農村社会における紛争・紛争解決と共同体：15,16世紀のティロルにおける領邦と地域社会』、51-52,57頁。
- 44) 同、42頁。
- 45) 同、31-37頁。注Ⅱ8)をも参照。
- 46) 同、46-47頁。*Der Fürstlichen Grafschaft Tirol Landsordnung, 1526 / Landtsordnung der fürstlichen Grafschaft Tirol, 1532 / New Reformierte Landsordnung der Fürstlichen Grafschaft Tirol, 1573, 2.Buch, 84,85.*
- 47) 田中克行は、菅浦の乙名層を固定的支配階層ではなく、全在家の中から選出される住民代表と見なし、在家均等負担の原則と併せて、惣村・菅浦を平等な共同体と考える。田中、前掲書、118-135頁。中世後期、近世のティロル農村では、屋敷持ち農民であるゲマインデ構成員の他に、放牧地、森林などの入会の権利を制限された小屋住農Sölleuteが増加し、階層構造は明らかである。中世盛期以後のティロル農村の人口動態と開墾、小屋住農や日雇いの増加による集落景観の変化等については、Jäger, *Siedlungsausbau und soziale Differenzierung der ländlichen Bevölkerung in Nordtirol während der frühen Neuzeit*, S.87-127; Ders., *Die mittelalterliche und neuzeitliche Siedlungsentwicklung im Sellraintal*, S.5-67. また本稿Ⅱの文書に記名された、紛争解決に仲裁者、証人、立会人として関与した多数の人々は、子細に見ると、繰り返しこのような役割を担って登場していることがわかる。こうした人々は村長、村フォークトなどの役職者や、居酒屋、風呂屋など以外に、おそらく領邦議会代表にも選ばれる、ゲマインデの長老格の

有力者、指導層であったと考えられるが、その家族関係やゲマインデを越える人的つながりに
ついては18世紀以前には、考察の手掛かりが極めて少ない。そのような研究としてHuter, F.,
Bäuerliche Führungsschichten in Tirol vom 16. bis zum 18. Jahrhundert, in: Ders., *Ausgewählte
Aufsätze zur Geschichte Tirols*, 1997, S.352-382.

48) 『菅浦文書上』、323号。

49) 構成員間の紛争の仲裁裁判制度を核とした広域的な、同盟的政治秩序は、ドイツ西部で13
世紀以来、ライン同盟、シュヴァーベン同盟など、都市、騎士、諸侯をも加えて展開した。ド
イツ北部の東フリースラントでは、自立的な地域農民団体の連合であるデイトマルシェンが中
世末期まで存続した。拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」、
103-105頁、同「中世後期の都市ベルト地域における都市と国家—比較地域史の試み」(紀平英
作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』、京都大学学術出版会、2004年)、63-83頁を参照。

50) 村井、前掲論文、6-8頁、藤木『村と領主の戦国世界』、307-326頁。

(本稿は2005年5月24日のミュンスター大学初期中世研究所における講演及び、
2006年11月2日の京都大学における史学研究会大会の講演をもとにしたものである。
また本稿は2006年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一
部である。)

Konflikte zwischen den bäuerlichen Gemeinden und lokale Gesellschaft im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit: ein Vergleich zwischen Tirol und Japan

Zusammenfassung

Hattori, Yoshihisa

I. Forschungen zu Konflikten und Konfliktlösungen in der bäuerlichen Gesellschaft

(1) Aufgaben der Konfliktforschung

Die Aufgabe der Konfliktforschung ist die, durch die Betrachtung der Art und Weise von Konflikten und Konfliktlösungen die soziale und politische Ordnung der betreffenden Gesellschaft von einem neuen Aspekt her zu betrachten. Im mittelalterlichen Europa war bekanntlich nicht nur die adelige sondern auch die bäuerliche Gesellschaft von alltäglichen Gewalttaten und Konflikten erfüllt. Das bedeutete aber nicht ohne weiteres „Anarchie“. Die neueren historisch-anthropologischen Konfliktsforschungen neigen dazu, auch in der von Konflikten erfüllten Gesellschaft eine vorstaatliche Ordnung zu sehen.

Im vorliegenden Aufsatz sollen zuerst Konflikte und Konfliktlösungen in der bäuerlichen Gesellschaft Tirols im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit betrachtet werden. Dann sollen die Konflikte zwischen Dörfern im spätmittelalterlichen Japan in Betracht kommen. Danach lassen sich einige Charakterzüge der Konflikte und Konfliktlösungen zwischen Dörfern in beiden Ländern herausstellen und miteinander vergleichen. Zu diesem Vergleich haben den Verfasser einerseits die folgenden

geschichtlichen Sachverhalte beider Länder, und andererseits die neuen Forschungen zu derartiger Thematik angeregt.

(2) Zustand der Forschung: Japan und Deutschland

Die bäuerlichen Gemeinden erschienen in Japan schon im Hochmittelalter als soziale und wirtschaftliche Verbände mit einem bestimmten Zusammenhalt. Im 15. und 16. Jahrhundert, wo die Herrschaftsgewalt des Shōguns (des militärischen Oberbefehlshabers in Japan) zurückging und die lokalen Machthaber sich verstärkten und gegenseitig stritten, gab es oft Konflikte zwischen Dörfern um die Gemarkung und Allmende. Nach den Beschreibungen der Zeitgenossen kämpften die Bauern mit verschiedenen Waffen gegeneinander und solche Konflikte forderten manchmal nicht wenige Opfer. Damals war die Selbsthilfe („jiriki“) eine weit verbreitete Gewohnheit in der bäuerlichen Gesellschaft. Den Anlass und die Anregung zur Konfliktforschung hat der Verfasser aus den neuen Forschungen zur Bewaffnung und Selbsthilfe von Bauern in Japan gewonnen. Gab es Dorffehden im europäischen Mittelalter ?

Nach der allgemein anerkannten Meinung der Rechtshistoriker verloren die Bauern in Deutschland das Fehderecht, als sie vom vollständigen Waffenrecht ausgeschlossen wurden. In der Wirklichkeit war es nicht so. Die Obrigkeit im Mittelalter und in der frühen Neuzeit konnte das Waffenverbot der Bauern nicht durchsetzen. Der Staat benötigte eher den Waffendienst der Bauern (Gerichtsfolge, Landfolge), und daher wurde Waffenbesitz und auch das Waffentragen den Bauern unter bestimmten Bedingungen durch das ganze Mittelalter erlaubt. In den österreichischen Weistümern ist manchmal von Gewalttaten die Rede, die als „erber sache“ bezeichnet werden und uns daher eine Art Fehde vorstellen. In den Rechtsordnungen wurde es hauptsächlich vom ständischen Interesse der Herrschaft her den Bauern verboten, nach der ritterlichen Art und Weise (z.B. Ansage) Fehde zu treiben. Es ist also nicht von Bedeutung, vom rechtsgeschichtlichen Gesichtspunkt her zu versuchen festzustellen, ob

die Bauern Fehderecht hatten. Es würde nützlicher sein, die Bedeutung und Funktion der Gewalttaten der Bauern in den verschiedenen Konflikten der damaligen Gesellschaft im Vergleich zu betrachten.

In Deutschland hat Christine Reinle in ihrem 2003 erschienenen Buch „Bauernfehden“ viele Fehden oder fehdeähnliche Handlungen der Bauern im Spätmittelalter mit Hilfe von archivalischen Quellen in Bayern ausführlich behandelt. Nach Reinle ist fast kein Dokument herausgefunden worden, das die Fehde der Bauern als die Verletzung der ständischen Ordnung verurteilt. Die Aktion eines Fehdebauern verbreitete sich über mehrere Territorien und wurde unterstützt von Verwandten, Freunden und eventuell von den Edlen. Dies ganz originale Ergebnis von Reinle trägt sicherlich zur Fortentwicklung der Forschung von der bäuerlichen Gesellschaft und Kultur viel bei. Nach Reinle spielten aber die Dorfgemeinden als Träger der Fehde in Bayern keine Rolle. Es ist zwar allgemein bekannt, dass die autonome Befugnis der Dorfgemeinden in Bayern auf einem niedrigen Niveau blieb. Man sollte aber nicht nur die Dokumente der obrigkeitlichen Gerichte sondern auch Gemeindearchive untersuchen, um die Handlungen der Gemeinden zu erfassen.

Das Ziel des Verfassers ist es, durch die vergleichende Betrachtung von Konflikten und deren Austragungen die Kultur (Mentalität, Identität und Kommunikation) und Struktur der bäuerlichen Gesellschaft einerseits, und die wechselseitige Beziehungen zwischen der Gesellschaft und der entstehenden frühneuzeitlichen Staaten andererseits in Tirol und Japan zu erläutern.

II. Konflikte zwischen Dörfern in Tirol

(1) Die politischen und rechtlichen Rahmenbedingungen

In Deutschland sind die Konflikte zwischen Dörfern um die Grenze und die

Allmende bisher fast gar nicht quellenmäßig untersucht worden. Vor sechs Jahren hat sich der Verfasser mit diesem Problem in Tirol beschäftigt und die Zwischenergebnisse veröffentlicht. Hier sollen nicht nur diese Ergebnisse nochmals gezeigt, sondern zusätzlich die Vertragsurkunden aufgezeigt und untersucht werden, die bei der Schlichtung der Streitigkeiten zwischen Gemeinden ausgefertigt wurden. Dann sollen einige wichtige Tatsachen zum folgenden Vergleich herausgestellt werden. Zuerst sollen aber die politischen und die gerichtlichen Organisationen und die Bedingungen des Lebens der Tiroler Bergbauern kurz gezeigt werden.

Schon im spätmittelalterlichen Tirol hatte der Landesherr eine überwiegende Verwaltungsgewalt über „Land und Leute“ ausgebildet. Der Landesherr konnte auf der Grundlage des Landgerichtes die Bauern weitgehend als Untertanen fassen und schützen, während die Adeligen ihre eigene Herrschaft mit Gerichtsbarkeit nicht entwickeln konnten. Im Spätmittelalter war der Landgerichtsbezirk in Tirol die Einheit der Steuererhebung, des Aufgebots und der Vertretung zum Landtag. Eine derartige Herrschaftsstruktur Tirols förderte die günstige soziale und wirtschaftliche Stellung der Bauern und ermöglichte auch die Landschaft der Bauern.

Die Bauern in Alpentälern (Eidgenossenschaft, Tirol, Tessin in der Lombardei u.a.) waren im allgemeinen waffenfähig und leisteten den Militärdienst zur Landesverteidigung. Aus dem Waffenbesitz und dem Waffentragen der Bauern im Alltag kann man nicht ohne weiteres auf die Häufigkeit von Gewalttaten mit Waffen in dieser Gesellschaft schließen. Trotzdem erwähnen und deuten verstärkt die Rechtsquellen Tirols die häufigen Gewaltsamkeiten, die Sitte der Selbsthilfe und Rache der Bauern an. Die Absage (Ansage der Fehde) der Bauern wurde zwar in der Landesordnung von 1532 verboten, aber der Absager konnte sich rechtfertigen, indem er bewies, daß seine geschädigten Rechte durch die Gerichtsobrigkeit nicht wiederhergestellt wurden. Es gibt ansonsten viele Bestimmungen der Weistümer über die blutige Selbsthilfe.

(2) Struktur der Landgerichte und des bäuerlichen Lebensraums

Die Tiroler Landgerichtsgemeinde war vom geographischen Gesichtspunkt her eine Talgemeinde und im Hochmittelalter wirtschaftlich oft eine „Markgenossenschaft“, die einige bedeutende Almen, Weiden und Wälder gemeinsam benutzte. Die zentralen beziehungsweise wichtigen Gebiete der Gerichtsbezirke erhielten meistens bis ins 15. und 16. Jahrhundert eine weiträumige Weidegemeinschaft. Die Anmarschwege der Bauern einer Gemeinde zu Alm und Weide, Wiese und Wald reichten also sehr weit in den Gerichtsbezirk hinein. In diesem Sinne war der Landgerichtsbezirk im Allgemeinen auch der alltägliche Arbeitsbereich der Viehzucht treibenden Bauern.

Schon im Spätmittelalter bestanden aber im Landgerichtsbezirk außer alten Hauptsiedlungen eine Anzahl von Dörfern, Weilern und Einzelhöfen, und diese kleineren Gemeinden beanspruchten ihr eigenes Eigentums- beziehungsweise Nutzungsrecht an Alm und Weide. Insbesondere im 15. und 16. Jahrhundert war die Viehzucht in Tirol wegen des Bevölkerungszuwachses intensiviert worden und die Weide wurde für die Bergbauern immer wichtiger. Die Bauern der einzelnen Gemeinden wollten manchmal ihr Nutzungsrecht der bestimmten Almen und Weiden vor anderen Gemeinden bevorzugen lassen. Derartiges Bestreben veranlasste häufig die Konflikte. Infolgedessen wurde ab und zu die Teilung der alten größeren Weide zwischen Gemeinden durchgeführt. Aber trotzdem war es immer noch schwer, die Gemarkung der so geteilten Weiden festzustellen und noch im 15. und 16. Jahrhundert unterlagen nicht wenige Weiden der gemeinsamen Nutzung von mehreren Gemeinden. Bauern wanderten im Landgerichtsbezirk weitläufig um ihr Vieh auf die Bergweiden zu treiben und kamen dabei in Kontakt miteinander. Infolgedessen gab es manchmal Reibereien, nicht nur zwischen alten und neuen Gemeinden, sondern auch zwischen alten Hauptsiedlungen, um die Grenze und Benutzung der Weide. Das waren allgemeine Gründe für die Konflikte zwischen Gemeinden.

(3) Konflikte und Konfliktlösungen: Beispiele

Zwar lässt sich in den Gerichts- und Verfachbüchern (von einzelnen Landgerichten) der Bericht über den Konflikt zwischen Gemeinden oder dessen Beilegung kaum finden, aber in den „Gemeindearchiven“ einzelner Gemeinden sind eine Menge von Sühneverträgen zwischen Gemeinden überliefert. In diesem Abschnitt sollen 21 Urkunden aus vier Landgerichten aus dem Oberinntal untersucht werden, die teils im Tiroler Landesarchiv aufbewahrt sind, und teils in Tirolischen Weistümern veröffentlicht sind. (Die Regesten der Gemeindearchive von Sebastian Hölzl sollen dazu auch benützt werden.)

1) Aus dem Landgericht Hörtenberg werden die Konflikte zwischen den Gemeinden Flaurling, Polling und Oberhofen (Pfaffenhofen) um die Weide (Alp) Wiedersberg beispielhaft aufgezeigt. (siehe Bild 1) Diese Gemeinden gehörten früher zu einem geistlichen Besitz (Hofmark) und bildeten zusammen eine Weidegemeinschaft. Aus den angeführten sechs Vertragsurkunden vom 15. bis ins 18. Jahrhundert lässt sich erklären, dass die vier Gemeinden sich häufig gegeneinander um die Nutzung derselben Weide südlich von Flaurling stritten. Nach den Urkunden belasteten die Konflikte nicht nur die betreffenden Gemeinden sondern auch ihre Nachbarn schwer. Daher wirkten bei der Schlichtung unter Leitung vom Pfleger oder Richter des Landgerichts normalerweise auch die Bewohner der Gemeinden in der Umgebung (wie Oberperfuß, Leith, Telfs und Zierl) mit. Die Streitigkeiten konnten aber nur schwerlich beseitigt werden und 1783 wurde die Weide Wiedersberg endlich durch den Commissarius vom Salzamt der Landesregierung geteilt und zwischen Flaurling und Oberhofen aufgeteilt. Dabei wurde die allerlei bisher von beiden Gemeinden aufbewahrten Urkunden als ungültig erklärt. In einer derartigen Beilegung lässt sich die verstärkte staatliche Initiative zur Konfliktlösung deutlich erkennen.

2) Zwischen Telfs im Landgericht Hörtenberg und Rietz im Landgericht St.Petersberg gab es im 15. Jahrhundert oft Grenzstreitigkeiten. Die beiden Gemeinden gehörten früher zu einer geistlichen Hofmark und auch nach der Aufteilung der Weidegemeinschaft auf die zwei Landgerichte stritten sie sich häufig um die Grenze und Gemarkung („Holz und Weide“). Die hier aufgezeigten Urkunden (Vertragsurkunde und Zeugenaussage) lassen erkennen, dass die alten Urkunde prinzipiell als Beweismittel der richtigen Verhältnisse geschätzt wurden und dass die Bewohner der Gemeinden aus den beiden Landgerichten an der Beilegung mitarbeiteten.

Im zentralen Gebiet des Gerichtsbezirkes St.Petersberg hatten früher (Unter-) Mieming, See, Mötz, Haiming, Silz, Obsteig unter einer grundherrschaftlichen Organisation (Hofmark) des Hochstiftes Augsburg eine Weidegemeinschaft gebildet, die sich beinahe mit der Urfarre von Silz deckte. Aber schon im 15. und 16. Jahrhundert stritten sie gegeneinander wiederholt um Weidenutzung und deren Gemarkung. Insbesondere kamen Konflikte zwischen Mötz, Silz und Haiming um die Weidenutzung in Arzwiese, die am Bergabhang nördlich von Inntal lag, also etwas entfernt von diesen Gemeinden, vom 15. bis ins 17. Jahrhundert immer wieder vor. Interessanterweise erschien aber eine von drei Gemeinden oft als Vermittler mit benachbarten Gemeinden, wenn zwei andere sich stritten. Die einzelnen Gemeinden waren nämlich immer bereit, sich um die Versöhnung der streitenden Gemeinden zu bemühen, soweit sie selbst nicht direkt in Konflikte verstrickt wurden.

3) Nach Otto Stolz erhielten um 1300 auch die Gemeinden im ganzen Landgerichtsbezirk Imst eine Gemeinschaft zur Nutzung von Almen und Weiden im Pitztal. Es lässt sich quellenmäßig feststellen, dass die Gemeinden und kleine Siedlungen um Arzl im nördlichen Teil des Pitztals bis ins 16. Jahrhundert eine Weidegenossenschaft bildeten. Aus der angeführten Vertragsurkunde von 1530 lässt sich erkennen, dass diese Weidegenossenschaft um Arzl einerseits, und die kleineren Siedlungen und Einzelhöfen zwischen Hornbach und Stillenbach im südlichen Pitztal auch als eine

Weidegenossenschaft andererseits sich um die Weidenutzung in Nesselberg und Schwarzberg (im nördlichen Pitztal?) stritten, dass die Streitigkeit durch die Schlichtung der von beiden Parteien ersuchten neun Bewohner der umgebenden Gemeinden beigelegt wurde und dass dabei die von Arzl eingebrachte Vertragsurkunde von 1470 als beweiskäftig angesehen wurde. Jedenfalls war die weiträumige gemeinsame Weidenutzung im Pitztal damals noch erhalten und die komplizierten Beziehungen der Nutzung verursachten häufig die Streitigkeiten zwischen Gemeinden.

4) Das Landgericht Laudegg besteht räumlich aus drei Bezirken: „Drittel am Berg“ auf der linken Seite vom Inn, „Drittel in der Ebene“ auf der rechten Seite vom Inn und „Drittel zu Kauns“ im Kaunertal. (siehe Bild 2) Die Gemeinden im ganzen Gerichtsbezirk gehörten eigentlich zu einer Gemeinschaft zur Nutzung der Alpen und Weiden im Kaunertal. Beide Drittel in der Ebene und zu Kauns hielten im 15. Jahrhundert noch gemeinsam eine niedergerichtliche Taiding in Prutz und eine Verwaltungsorganisation der Alm und Weide als eine „Zweidrittelgemeinschaft“. Erst 1470 wurden die Alpen und Weiden zwischen beiden Drittel geteilt und dabei wurde im Drittel in der Ebene die Weiden zwischen einzelnen Gemeinden geteilt, während das Drittel zu Kauns bis ins 17. Jahrhundert die gemeinsame Weide erhielt. Diese Entwicklung der einzelnen Gebiete (Drittel) beschleunigte jedoch die Abschließung der Drittel voneinander nicht. Insbesondere die Gemeinden in der Ebene hatten Alm und Weide allenthalben im Kaunertal inne und auch umgekehrt die im Drittel zu Kauns im Drittel in der Ebene. Es gab daher zwischen beiden Talgebieten ziemlich intensive Beziehungen der Bauern und zwar nicht nur gütliche, sondern auch oft feindliche.

Aus den aufgezeigten sieben Vertragsurkunden lässt sich erklären, dass es um die Nutzung der wichtigen Alm und Weide im Kaunertal und im Drittel in der Ebene oft Konflikte nicht nur zwischen Gemeinden desselben Drittels, sondern auch zwischen Gemeinden des unterschiedenen Drittels gab. Solche enge Beziehungen zwischen Gemeinden des ganzen Landgerichts Laudegg lassen sich deutlicher dadurch erkennen,

dass auch die Leute vom Drittel am Berg mal an der Schlichtung zwischen Gemeinden von den anderen zwei Dritteln, mal an der Sühne zwischen Gemeinden von einzelnen Dritteln teilnahmen.

Zwischenergebnis

Die Ursachen von Konflikten zwischen Gemeinden betrafen überwiegend die Viehzucht und Weidenutzung. Die hier gezeigten Vertragsurkunden erläutern nicht ausführlich die Verläufe der Konflikte, weil es bei derartigen Urkunden hauptsächlich um den wiederhergestellten Frieden ging. Bei einigen Urkunden kann man aber erkennen, dass derartige harte Feindseligkeiten nicht nur die streitenden Gemeinden, sondern auch andere Gemeinden in der Umgebung belasteten und schädigten. Das Benutzungsrecht der Weide konnte erst durch die dauernde Benutzung und Besetzung derselben Weide als ein faktisch (de facto) erworbenes Gewohnheitsrecht anerkannt werden. Als das Mittel für den Weidestreit wurden die Beschlagnahme vom unrecht aufgetriebenen Vieh sehr häufig verwandt. Trotzdem scheinen die Tiroler Bergbauern nicht die Waffengewalt gegen die Gegner angewandt zu haben, obwohl sie waffenfähig waren. Das soll später im Vergleich mit den japanischen Dorffehden nochmal überlegt werden.

III. Dorffehden in Japan

(1) Die Dokumente von Sugaura und die Konflikte zwischen Sugaura und Ōura

In Bezug auf die Fehden zwischen Dorfgemeinden in Japan sind viele interessante Dokumente überliefert. Vor allem geben uns die Dokumente der Gemeinde Sugaura am nördlichen Biwasee die ausführlichen Informationen von der langwierigen Fehde mit

der benachbarten Gemeinde Ōura. Die Dokumente von Sugaura bestehen aus über ein Tausend verschiedenen Urkunden und anderen Schriften überwiegend aus dem Mittelalter. Sie enthalten eine Beschreibung der Streitigkeiten mit der benachbarten Gemeinde Ōura. Diese Dokumente waren lange Zeit in einer versiegelten Kiste im Tempel in Sugaura heimlich aufbewahrt und sind erst vor 90 Jahren von Historikern wieder entdeckt worden.

Die Streitigkeiten zwischen Sugaura und Ōura um die Nutzung der Wälder, der Felder und Wiesen dauerten vom Ende des 13. bis Mitte des 15. Jahrhunderts. Am Berg Ōura schlugen die Leute von Sugaura Holz und in Hisashi und Morokawa gab es einige wichtige Flächen, auf denen Getreide angebaut wurde. (siehe Bild 3) Dieser Berg und die Fläche im Grenzgebiet waren immer die strittigen Punkte zwischen Sugaura und Ōura. Insbesondere die beiden kleinen Flächen waren für das Leben der Bewohner dieser bergigen Gegend am Biwasee unentbehrlich. Deswegen wiederholten sich die Konflikte um diese Gemarkung zwar intermittierend aber sehr lange hindurch.

Beide Gemeinden standen gleichzeitig unter der mehrschichtigen Herrschaft der lokalen geistlichen Herren (Tempel und Schrein) und der Adeligen in Kyoto, aber in Wirklichkeit genossen beide Dörfer schon im 14. Jahrhundert beträchtliche Freiheit und Privilegien als autonome Gemeinde. Das bedeutet andererseits, dass die Dorfgemeinde Sugaura sich überwiegend aus eigener Kraft verteidigen musste.

(2) Fehde von 1445-1446 (Bun-an sōron)

Die einzigartige Erzählung von der Fehde von 1445-1446, so genannte Bun-an sōron, wurde von einem Samurai 1449 verfasst, der mit Sugaura eng verbunden war. Der Text beschreibt den Verlauf der Streitigkeiten mit einem Rhythmus und Tempo sehr lebhaft und daher könnte man annehmen, dass der Verfasser mit der literarischen Tradition der Kriegserzählung seit dem 12. Jahrhundert vertraut war. Wahrscheinlich wurde der Text vor den Dorfgenossen immer wieder vorgetragen. Die führenden Leute von Sugaura

wollten damit die Jungen und Nachkommenschaft wissen lassen, dass sie das Territorium und Nutzungsrechte durch ihre Waffentaten mit großen Opfern bewahrt hatten.

Die hier beschriebene Fehde von 1445-1446 zeigt die härteste Phase der über 150 Jahre dauernden Konflikte zwischen Sugaura und Ōura. Während dieser Fehde wurde der wechselseitige Angriff und die Verteidigung fast jeden Monat wiederholt und jedesmal waren einige Dorffangehörige ums Leben gekommen. Nach einer Reihe von gewaltigen Streitigkeiten konnten Sugaura-Leute im Dezember 1446 durch ein günstiges Urteil vom Gericht des Shōguns die Fläche von Hisashi und Morokawa in ihre Hände bekommen. Im 14. und insbesondere 15. Jahrhundert, wo die politische Autorität der Regierung des Shōguns weitgehend geschwächt wurde, ereigneten sich solche Dorffehden überall und häufig. In den Konflikten zwischen Sugaura und Ōura erschienen allerlei Elemente der damaligen Dorffehden in Japan wie Anwendung der Waffengewalt, die Unterstützung der umgebenden Dörfern im Streit und Frieden, die informellen Regeln und die Rituale der Fehdeführung und Konfliktbeilegung.

Hier sollen einige Charakteristika der Konfliktführung und Konfliktaustragung im Vergleich mit den in Tirol in Betracht kommenden beschrieben werden.

(3) Konflikte und Konfliktlösungen zwischen Dörfern im Vergleich

1) Dorf- / Gemeindearchiv und Konflikt

Wie in Japan, so auch in Tirol waren Akten und Urkunden besonders beim Gerichtsprozess sehr wichtig. Daher bemühten sich die Gemeinden, Urteil, Vertragsurkunden und andere Dokumente zu sammeln und bei sich zu aufbewahren. Infolgedessen waren die wichtigen Dokumente über Konflikte und Konfliktlösungen der Dörfer in Japan und Tirol im „Gemeindearchiv“ von einzelnen Dorfgemeinden überliefert. Insbesondere in Japan funktionierte das Archiv im Dorf, wie die Dokumente von Sugaura es beweisen, als das Arsenal für den Prozess. Es versteht sich aber von

selbst, dass die Quantität der angefertigten und überlieferten Dokumente in den japanischen Dorfgemeinden die in Tirol bei weitem übertrifft. Das beruht auf dem unterschiedlichen Niveau der Schriftkultur beider Länder.

2) Territorienbildung der Dorfgemeinde

Bei den meisten Streitigkeiten zwischen Dörfern in Japan ging es um die Benützung der Wälder, Wiesen und Flüsse (Fischerei), und die Parteien stritten sich um die Gemarkung von ihren Dörfern. Hinter diesen Grenzstreitigkeiten stand die sich verstärkende Tendenz zur Territorienbildung der Dorfgemeinde. Bis ins 11. und 12. Jahrhundert wurden die Wälder und Wiesen (Berge) zwischen den Dörfern als zum Gemeinland (Allmende) gehörig betrachtet, das also weder zu bestimmten Siedlungen noch zu einem Grundherrn gehören sollte. Dieses Grenzgebiet als Gemeinland sollte ideell sogar zu einem himmlischen Herrscher gehören. Im Hoch- und Spätmittelalter (14. bis 16. Jahrhundert) erhöhte die Entwicklung der Agrarwirtschaft, der Bevölkerungszuwachs und die Entstehung der Dorfgemeinde (sō-son) die Bedeutung dieses Gemeinlandes, weil man aus den Wäldern und Feldern Brennholz, Bauholz, Gründünger, Futter und ähnliches bekommen musste. Infolgedessen bemühten sich die Bauern darum, die eigene Allmende für ihre Dörfer zu sichern und die Grenze gegen die benachbarten Dörfer festzusetzen. Daher waren die Bildung der Dorfgemeinde und deren Territorienbildung strukturell miteinander verbunden. Es ist verständlich, dass diese Entwicklung die heftigen Konflikte zwischen Dorfgemeinden verursachte.

Das im Archiv von Sugaura überlieferte Bild mit dem Titel „Bild der Demarkation zwischen Sugaura und Ōura 1302“ (siehe Bild 4) beweist diese Hintergründe von Grenzstreitigkeiten deutlich. Anhand dieses Titels und einiger Dokumenten wurde bis vor zwanzig Jahren im Allgemeinen behauptet, dass die Gerichtsbeamten von Kyoto nach der Besichtigung des Grenzgebietes dieses Bild mit Demarkationslinie entwerfen ließen und es der kaiserlichen Regierung einreichten. Die neueren Forschungen haben aber glaubwürdig bewiesen, dass dieses Bild nicht 1302, sondern um 1340 durch die

Tikubushima-Schrein (das Schrein auf der Insel im Bild) entworfen wurde. Damals gab es auch einen heftigen Grenzkonflikt zwischen Sugaura und Ōura. Der Tikubushima-Schrein war der unmittelbare lokale Grundherr von Sugaura, und wollte wahrscheinlich seine Leute mit diesem Bild unterstützen. Eben deswegen zeigt die Demarkationslinie im Bild die wesentlich für Sugaura günstige Teilung der Grenzgebiete. Nach dieser Demarkation hätten nicht nur die umstrittenen Flächen von Hisashi und Morokawa, sondern auch die umgebenden Waldung, Grund und Boden weit bis in die Nähe von Ōura, zu Sugaura gehört. Das auf diesem gefälschten Bild gezeigte Territorium von Sugaura entsprach der Vorstellung eines abgeschlossenen Dorfbereichs, nach dem damals die Leute von Sugaura strebten. Nach einer Dorfordnung von Sugaura aus der Mitte des 14. Jahrhunderts hatten alle Mitglieder (= Hausbesitzer) der Gemeinde in Hisashi und Morokawa ein Grundstück inne und dessen Verkauf wurde verboten. Die Bewohner beabsichtigten sich diesen wichtigen Grenzraum durch den verstärkten Zusammenhalt der Gemeinde zu sichern.

Es gab sicherlich auch in Tirol das Bestreben um einen Dorfbereich hinter den Konflikten zwischen Gemeinden. In einigen der aufgezeigten Vertragsurkunden aus dem Landgericht Hörtenberg wurden die Konflikte um die Waldung und die Weide gleichzeitig als der Streit um die Gemarkung der betreffenden Gemeinden bezeichnet. Es muss aber auch berücksichtigt werden, dass die Almen und Weiden im Allgemeinen an den Bergabhängen im Tal weit zerstreut lagen. Die Bergbauern mussten ihr Vieh regelmäßig auf die entfernten Weideplätze auftreiben und zurückführen, und zwar oft noch gemeinsam mit den Leuten anderer Gemeinden. Diese Art und Weise der Viehzucht im Alpenraum machte wahrscheinlich die Bildung eines abgeschlossenen Bereichs der Gemeinde schwer, weil die einzelnen Gemeinden schwerlich auch solche zerstreut liegende Weiden, Wiesen und Wälder in ein Territorium integrieren konnten. Daraus könnte man aber auch herleiten, dass die nicht geschlossene Raumstruktur der Gemeinde und die Häufigkeit des weitreichenden Verkehrs der Bauern der Kommunikationen zwischen den Gemeinden im Tal beziehungsweise im Landgerichtsbezirk zugrunde lagen.

Es bleibt trotzdem noch offen, ob die japanischen Dorfgemeinden im 14. und 15. Jahrhundert größtenteils eigenes Territorium festlegten.

3) Selbsthilfe und Gerichtsprozess

In der Auseinandersetzung mit Ōura führte Sugaura den Prozess beim öffentlichen Gericht des Shōguns und des Kaisers in Kyoto. Aber der Prozess konnte damals erst durch die Vermittlung und Fürsprache der Grundherren, Beamten und Adligen (= Oberherren von Gemeinden) durchgeführt werden. Man brauchte deswegen viel Geld und lange Zeit. Das Exekutivorgan des Gerichtes war nicht in der Lage das ergangene Urteil zu vollstrecken. Durch ein Gerichtsurteil wurde der Konflikt daher nie vollkommen beendet. Mit einem erfolgreichen Prozess wollten die Bauern nur ihre Fehdeführung legitimieren. Für ihre Nachkommenschaft bemühten sie sich zwar um ein günstiges Urteil der Obrigkeit. In diesem Sinne war die gerichtliche Maßnahme bedeutungsvoll und deswegen bemühten sich die Bauern darum, die nötigen Dokumente zu sammeln und bei sich aufzubewahren. Aber gleichzeitig mussten sie an Ort und Stelle bei Konflikten durch Selbsthilfe ihre Nutzungsrechte gegen die Gegner behaupten.

Von der erwähnten Erzählung von Bun-an sōron kann man annehmen, dass die sich streitenden und vermittelnden Bauern die informellen Regeln der Konfliktaustragung anerkannten, denen die bestimmten Rituale und das Gefühl von der Billigkeit zugrunde lagen. Im März 1445 teilte Ōura der Gemeinde Sugaura brieflich mit, dass das Betreten des Berges Ōura den Leuten von Sugaura untersagt werde. Mit dieser brieflichen Mitteilung wollte Ōura gegen Sugaura Entschlossenheit demonstrieren. Man könnte sie für eine Art Fehdeansage halten. Als Gegenmaßnahme entschied Sugaura, den Leuten von Ōura zu verbieten, Hisashi und Morokawa zu betreten. Am 8. Juni betraten einige Ōura-Leute das strittige Gebiet in Hisashi und Morokawa. Daher nahmen die Sugaura-Leute den Gegnern sieben Sicheln weg. Dagegen nahmen die Ōura-Leute an demselben Tag das Schiff der Sugaura-Leute in Ōura in Beschlag. Die Beschlagnahme von

Werkzeug oder Produktionsmittel bedeutete eine deutliche Äußerung von Feindschaft. „Die Sichel wegzunehmen“ (kama wo toru) war eine Redewendung für die Fehdeansage. Es wäre daher sehr interessant zu sehen, dass die Vermittlung der führenden Leute von Kaizu-Nishihama durch das gegenseitige Zurückgeben des Schiffes und der Sicheln den Waffenstillstand bringen konnte.

So anerkannten die Bauern zwar die Regeln und Rituale für die Kontrolle von Gewalttaten. Die Konfliktführung brachte dennoch viele Grausamkeiten mit sich. Nach einer anderen Fehde in den 60er Jahren des 15. Jahrhunderts (Kanshō sōron), die Sugaura verlor, musste Sugaura zwei Dorfbewohner dem Gegner, Ōura zur Hinrichtung ausliefern. Das galt als die Vergeltung für die in der Fehde getöteten Leute von Ōura. Derartige „Gegenrechnung“ von Opfern wurde, wie grausam das auch aussah, für eine unvermeidliche Maßnahme zur Beendigung der Streitsache gehalten.

In Tirol erläutern die oben gezeigten Vertragsurkunden nicht ausführlich die Verläufe der Konflikte. Aus einigen Urkunden kann man aber erkennen, dass es bei den Konflikten Beschlagnahme von Vieh, Beleidigung mit Worten und auch zum Teil Gewalttaten gab und dass derartige harte Feindseligkeiten nicht nur die streitenden Gemeinden, sondern auch andere Gemeinden und ihre Bewohner in der Umgebung belasteten und schädigten. In den Vertragsurkunden scheint häufig auch die disziplinierende Formel auf, die den Parteien befahl, die gegenseitigen Beleidigungen hintan zu halten und eine gütliche, freundliche und nachbarliche Beziehung wiederherzustellen. Umso schwieriger scheint die Lösung tief verwurzelter Konflikte zwischen den Gemeinden gewesen zu sein.

Aber anders als die Bergbauern in den westlichen Pyrenäen und in den westlichen Alpenländern von Savoyen und der Dauphiné, die bei den Streitigkeiten zwischen Gemeinden manchmal Waffengewalt einsetzten und auch vor Brandstiftung und Totschlag nicht zurückschreckten, begrenzten die Tiroler Bauern ihre gewaltsamen Auseinandersetzungen auch bei längerer Feindschaft. Die Bergbauern waren waffenfähig genau so wie die Schweizer, aber bei Streitigkeiten zwischen Gemeinden,

soweit es sich aus Quellen feststellen lässt, setzten sie keine Waffen ein. Dabei ermöglichten und stützten wahrscheinlich zwei Faktoren die Selbstkontrolle der Bauern. Einer war das Landgericht als die formelle Institution. Selbstverständlich konnte der Richter oder Pfleger (auch mit den Beisitzern) jedoch schwerlich die Streitigkeiten um die Gemarkung und Weidenutzung austragen. Zur Beilegung solcher Konflikte trugen in Wirklichkeit die Bewohner der Gemeinden im Landgerichtsbezirk als Vermittler die wesentliche Rolle. Die Verhandlungen für die Konfliktbeilegung wurden nicht immer im normalen Gerichtssitz, sondern oft in der Nähe der Konflikte durchgeführt. Derartige informelle gemeinsame Handlungen der Bauern für die Schlichtung der Konflikte der Nachbarn (Gemeinden) war der zweite und entscheidende Faktor, der die Konfliktparteien dazu drängte, die Waffengewalt und die Eskalation der Streitsache zu unterlassen. Wenn dem so war, sollen im Folgenden die gemeinsamen Handlungen und Verbindung zwischen Gemeinden in Japan und in Tirol im Hinblick auf die lokale Ordnung in Betracht kommen.

4) Verbindung zwischen Dörfern bei Konflikten und deren Beilegung

Wie schon erwähnt, breitete sich in Tirol die Verteilung der streitenden und vermittelnden Gemeinden sehr weit aus, eventuell auch über den Landgerichtsbezirk hinaus. Es ist aber schwer zu erklären, aus welchen Gründen bestimmte, auch fern gelegene Gemeinden an den Verhandlungen teilnahmen. Die einzelnen Gemeinden schienen aber immer bereit zu sein, sich um die Versöhnung der streitenden Gemeinden zu bemühen, so weit sie selbst nicht direkt in Konflikte verstrickt wurden. Es schien daher kein dauerhaftes Bündnis zwischen Gemeinden gegeben zu haben (anders als in Japan). Verständlicherweise konnten die Feindseligkeiten zwischen streitenden Gemeinden durch einmalige Versöhnung nicht völlig beigelegt werden. Aber die jedesmal wiederholte gemeinsame Handlung zur Sühne förderte die Wiederherstellung und Erhaltung der lokalen Ordnung der bäuerlichen Gesellschaft in Tirol. Diese engen Beziehungen zwischen Gemeinden könnte man Kommunikationsnetzwerk nennen.

Für die drohende Schlacht konnten die beiden Gemeinden Sugaura und Ōura meistens die Unterstützung anderer Dörfer erwarten. Es gab sicher ein dauerhaftes und ausgedehntes Netzwerk gegenseitiger Unterstützung (gōriki) zwischen Gemeinden um den Biwasee (siehe Bild 5). Diese Beziehungen von Gemeinden lassen sich auch im alltäglichen Handel und Verkehr feststellen. Die benachbarten Dörfer bemühten sich auch, wenn die Konflikte zu einer wirklich gefährlichen Phase eskalierten, den Streit zu schlichten. In der bäuerlichen Gesellschaft in dem nördlichen Küstengebiet um Biwasee gab es also die von der Herrschaft unabhängige Beziehung der Unterstützung bei Konflikten und Versöhnung. Der Verfasser des Fehde-Dokuments von Sugaura erwähnt auch, dass nicht wenige Gemeinden und einzelne Bewohner bald nach dem Beginn der Streitigkeiten zwischen Sugaura und Ōura zwischen den beiden Parteien freiwillig zu vermitteln versuchten. Daraus könnte man schließen, dass die Bauern den breiten Distrikt um den Biwasee als ihren einheitlichen Lebensraum betrachteten, in dem sie immer ein starkes Interesse für die Unterstützung der verbündeten Dörfer und auch für die Beilegung der Konflikte zwischen benachbarten Dörfern hatten.

Nach Meinung einer japanischen Historikerin förderte die intensivste Verbindung zwischen Dörfern die Grundlagen der Einung (ikki, oder eidliche Einigung) von Dorfgemeinden und den bodenständigen Kriegern (jizamurai) auf der lokalen Ebene. Möglicherweise könnten die lebhafteste Kommunikation in und zwischen den Dörfern und die gemeinsame Willensbildung für die Unterstützung einer Partei einigermaßen die Voraussetzungen zur Entstehung der regionalen Einung ausmachen, die einmal den Aufstand gegen die Wucherer leitete, ein anderes Mal die Befreiung und Unabhängigkeit von der staatlichen Verwaltung hervorbrachte. Ist es aber eigentlich richtig, die parteilichen Bündnisse der Dörfer in der Fehdeführung mit der Einung für die höheren Zielen im Rahmen eines Distrikts gleichzustellen? Vor allem soll erörtert werden, ob die parteilichen Verhältnisse zwischen Dörfern feststehend blieben, ob die Rolle von Unterstützern und die von Vermittlern (Schlichter) zwischen den Dörfern in einem Distrikt sich wechselte. Wie oben erwähnt, waren die gemeinsamen Handlungen der

Gemeinden in Tirol nur bei der Konfliktbeilegung zu beobachten. Jede dritte Gemeinde war bereit, zwischen streitenden Gemeinden zu schlichten. Diese netzwerkartigen gegenseitigen Beziehungen könnten eine Art lokale Identität fördern. Daraus dürfte auch der Gedanke entstanden sein, dass die Regulierung der Interessenverhältnisse zwischen Gemeinden nicht nur das Problem der streitenden Gemeinden, sondern auch die öffentliche Angelegenheit einer ganzen Region sei, und zwar des ganzen Landgerichtsbezirkes. Dieses Öffentlichkeitsbewußtsein im Rahmen eines Landgerichtsbezirkes legte auch den Grundstein zu gemeinsamen Handlungen für politische Willensbildung und andere politische Funktionen dieses Bezirkes.

Es scheint noch offen zu bleiben, ob und wie weit die wechselseitigen Mitwirkungen zwischen Dörfern in Japan sich zu einem Netzwerk in einem Distrikt entwickelten. Dieses Problem hängt vielleicht damit zusammen, wie der frühneuzeitliche Staat die autonome soziale Ordnung in sich integrierte.

5) Konfliktlösungen und Staat

Veränderte sich die lokale Autonomie bei den Konfliktlösungen in der bäuerlichen Gesellschaft, die in Japan oft von Fehden begleitet und in Tirol von den wechselseitigen Beziehungen zwischen Gemeinden charakterisiert wurden, unter der Herrschaft der frühneuzeitlichen Staaten?

Nach der „Sengoku-Zeit“, in der die Herrschaftsgewalt des Shōguns zurückging und die lokalen Machthaber sich um die einheitliche Herrschaft über Japan gegenseitig stritten, wurde erst am Ende des 16. Jahrhunderts die Wiedervereinigung Japans von der Dynastie Toyotomi, und dann von den Tokugawa verwirklicht. Zwar verbot Toyotomi prinzipiell die Gewohnheit der Selbsthilfe („jiriki“) der Bauern und zwang die Untertanen durch eine Reihe von Friedensanordnungen zum gerichtlichen Prozess. Aber diese Gewohnheiten der Selbsthilfe bestanden zum Teil, wenn auch kontrolliert und modifiziert, unter der staatlichen Herrschaft fort. In den Konflikten zwischen Dörfern wurde möglicherweise die Waffengewalt begrenzt, aber falls die Gewalttaten

hervorgerufen wurden, wollten die Bauern, auch wenn unter Kontrolle der Obrigkeit, das Prinzip der „Gegenrechnung“ von Opfern anwenden.

Es ist auch beachtenswert, dass die staatliche Justiz in der frühen Neuzeit die Austragung der Konflikte um Allmende (Wald, Feld, Fluss) immer noch den lokalen Bräuchen der Nachbarn seit dem Mittelalter überließ. Die Reisfelder und Äcker wollte die Toyotomi Regierung durch die systematische Vermessung und die Einführung der Grundbücher genau verwalten. Aber diese Allmende demarkierte Toyotomi kaum, sondern billigte die faktischen (gemeinsamen) Nutzungsrechte zu. Die vereinheitlichte Herrschaft wollte also, mindestens in ihrer früheren Phase, in diese traditionelle Ordnung der Bauern und Dörfer nicht eingreifen.

Die Tiroler Landesregierung erließ seit Ende des 15. Jahrhunderts mehrmals Landes- und Polizeiordnungen für Strafprozesse, soziale Sicherung, Wirtschaft, Zucht und Sitte, die den staatlichen Willen zur Kontrolle über die Untertanen äußerten. In Tirol konnten die Gesetzgebung und die Erneuerung der Rechtsordnung erst durch die Billigung der Bauern (Landgerichtsansässigen) und der anderen Stände auf dem Landtag wirksam werden. Insbesondere berücksichtigten die Landesordnungen von 1526 und 1532, die nach den bäuerlichen Aufständen und ihrer Forderung nach der Reform der Landesverwaltung (die Meraner und Innsbrucker Artikel) verfasst wurden, die alten Sitten und Gewohnheiten der Bauern, wie die außergerichtliche Beilegung der Konflikte. Um die öffentliche Ruhe und Ordnung des Landes in den so beunruhigenden Situationen damals zu bewahren, bewilligte die Regierung gezwungenermaßen die Gewohnheiten und Traditionen der autonomen Interessenregulierung der Bauern. Für die Verteidigung des Landes und auch für die Feldzüge nach der Schweiz und Italien brauchte der Landesherr, besonders Maximilian I. die militärische Unterstützung der Bauern. Unter solchen Umständen kamen Landesherren und Regierung auch den Wünschen und Verlangen der Bauern entgegen.

Zwar erfuhr der Territorialstaat (Grafschaft) Tirol in der frühen Neuzeit nicht einen so drastischen Wandel der politischen Struktur wie in Japan, aber einige neue Merkmale

in der staatlichen Verwaltung dürfen nicht übersehen werden. Nach Hermann Wopfner entstand das umfassende Allmendregal des Landesherrn in der Zeit Maximilians I. Aufgrund dieses Allmendregals und durch mehrmalig erlassene Waldordnungen wollte der Landeserr nicht nur Amtswälder sondern auch die Allmendwälder, die bisher von den Bauern gemeinsam benützt wurden, unter die staatliche strikte Kontrolle stellen, weil der Bedarf an Holz damals wegen der raschen Entwicklung des Tiroler Bergbaus, der dem Landesherrn ein ungeheures Einkommen brachte, sich erhöhte. Dagegen scheint der Landesherr weder an der Benützung der Alm und Weide von Bauern noch an den Konflikten darum zwischen Gemeinden Interesse zu haben. Die Beilegung der Konflikte um Weidenützung wurde also immer noch den gemeinsamen Handlungen der Gemeinden (formell dem Landrichter) überlassen. Aus oben angeführten Urkunden könnte man schließen, dass im 17. und 18. Jahrhundert die Initiative und der Einfluss der Regierung auf die Konfliktaustragung sich verstärkten. Um diese Tendenzen erläutern zu können, müsste noch überlegt werden, ob damals die netzwerkartigen Beziehungen (Kommunikation) zwischen Gemeinden und deren Aktivität im Landgerichtsbezirk sich irgendwie veränderte. Es handelt sich dabei um den Zusammenhang zwischen den autonomen Konfliktaustragungen und der politischen Wirksamkeit der Landgerichtsgemeinde.

Wie bis hier dargestellt, integrierten die frühneuzeitlichen Staaten in Japan und Tirol immer mit viel Geduld und Sorgfältigkeit die mittelalterlichen Gewohnheiten und Bräuche der Bauern in einzelnen Gegenden allmählich in die staatliche Justiz. Die Art und Weise dieser staatlichen Maßnahme und deren Verlauf in beiden Ländern scheinen sehr unterschiedlich zu sein, aber aus der langen Perspektive stellen zweifellos mehrere vergleichbare Charakterzüge dar.

Ausblick

Wie oben betont, soll für das mittelalterliche Japan noch erörtert werden, ob und

wie die Verbindung zwischen Dörfern im Alltag und insbesondere während des Konflikts zur Bildung der politischen Einigung in einem bestimmten Distrikt (ikki, Einung) beitrug.

In Tirol erschienen die räumlichen Rahmenbedingungen (Landgerichtsbezirk, Talgemeinde) bei den gemeinsamen Handlungen und dem Netzwerk der Bergbauern relativ deutlich. Die Aufgabe der Forschung hiernach ist die, die Kommunikationen und die Mentalität der Bauern, die zur Beilegung der Konflikte im Bezirk immer hilfsbereit zu sein schienen, quellenmäßig zu betrachten.

Wenn die Anlässe und Motivationen von den japanischen Bauern zur Ablehnung oder Selbstkontrolle der Praktik der Selbsthilfe (Fehde) für die gemeinsamen und öffentlichen Interessen eines Distrikts aus den Dokumenten des Mittelalters erkannt werden könnten, würde es auch möglich sein, nach dem „kommunal-bündischen Model“ (Peter Blickle) vergleichende Betrachtung von den wechselseitigen Beziehungen zwischen den Staaten und Gemeinden in der frühen Neuzeit fortzusetzen.

Im Mittelalter gewährte die Waffenfähigkeit den verschiedenen Gemeinden das Potenzial der politischen Autonomie. Aber in der Wirklichkeit gewährleisteten diese Gemeinden die dauernde Verbindung durch die Selbstkontrolle der Waffengewalt und durch die gemeinsamen Handlungen, wie die Schlichtung der Konflikte zwischen ihnen. Dadurch realisierten sie einen staatlichen Verband (Schweizer Eidgenossenschaft) und sie förderten die Autonomie und die politische Beteiligung in fürstlichen Staaten (Tirol). Derartige Beziehungen zwischen Gemeinden, beziehungsweise deren kommunal-bündische Struktur mit mannigfaltigen Variationen lässt sich wohl weit in Europa, und besonders in den Gebirgsgegenden finden. Dabei wäre es interessant zu untersuchen, wie die Konflikte beziehungsweise Konfliktlösungen und die politischen Strukturen in ihrer dynamischen Interaktion funktionieren.

(Ich danke Herrn Archivar Dr. Manfred Rupert herzlich für die freundliche Hilfe bei meiner Arbeit im Tiroler Landesarchiv.)